

平成 21 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 5 日目）

平成 21 年 3 月 10 日（火曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 森 長一郎

副委員長 柳原 清

委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

小嶋 廣司 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

松村 敬子 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

市民課長 小林 安子

税務課長 菅野 敏

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

下水道課長 櫻井 友巳

収納課参事(兼)収納課長補佐 角田 三雄

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育部副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育部副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

管理課長 小幡 誠志

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

監査委員事務局長 大友 辰夫

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 57 分 開議

○森委員長

おはようございます。

定刻若干早い時間ですが、始めたいと思います。

ただいまの出席委員は 20 名であります。本日は松村敬子委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 22 号 平成 21 年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）第 10 款教育費～第 14 款予備費

○森委員長

それでは、議案第 22 号 平成 21 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

きのうに引き続き歳出の質疑を行います。

まず、第 10 款教育費から第 14 款予備費までの質疑を行います。

ここで、昨日の藤原委員の質問に対して、皆様のお手元に資料がございます。それをもとにして生涯学習課長より答弁を申し上げます。

○伊藤生涯学習課長

きのうの御質問いただいた件についてお答えを申し上げたいと思います。

お手元に1枚ものの平成11年3月に策定いたしました多賀城市立図書館基本計画というものを配付してございますけれども、本来であれば冊子を皆様方に配付すればよいところなのですけれども、在庫がございませんので、申しわけなかったのですが、御質問の部分のみ印刷させていただきましたので、御了承いただきたいと思います。

「人にやさしい図書館をめざして」ということで、多賀城市立図書館基本計画が平成11年3月に策定されてございます。

その裏になりますけれども、1といたしまして、多賀城市立図書館基本計画策定のあらまし、(1)に趣旨がございまして、(2)に目標年次ということで、「この計画は、平成11年度を初年度とし、平成25年度までの15カ年計画とする」というふうになってございます。

○藤原委員

ですから、過去の文書ではないということですね、これは。過去の基本計画ではないのだと。現在も生きている基本計画なのだということを確認してよろしいですか。

○伊藤生涯学習課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

ところが、今後の図書館を考えるに当たって、内容どころか表紙さえ見ていなかったと。そういうことですね。初めて見たと、きのう議会が終わったあと。そういうことですか。

○伊藤生涯学習課長

まことにお恥ずかしい話なのですけれども、正直申し上げまして、そのとおりでございます。

○藤原委員

私、教育長にお伺いしたいのですが、私は教育委員会の事務局が、行革担当部門の圧力に負けて、萎縮しているのではないかと思うのです。いつから行革のしもべになったのかと思うのです。12月議会の一般質問の答弁では、渡海大臣の答弁とか、それから参議院、衆議院の附帯決議、そういうことも十分検討すると答弁されているのですが、実際はどうも検討されている節がない。私はこんなことではだめだと思うのです。ですから、渡海大臣の答弁も附帯決議も、それからこの基本計画も、きちんと図書館協議会の委員さん、あるいは社会教育の委員さんにも配って、行革だけの説明をしないで、こういう基本計画とか、それから今言ったようなこともきちんと資料を渡して、慎重な検討をしてもらうべきだと思うのですけれども、教育長の回答をお願いします。

○鈴木教育部長

決して行革のしもべになっているわけではございません。ただ、この行革というのは市の方針ということを受けて、教育委員会でも検討すべきものはするという出しておりました。

先ほど言われました渡海文部科学大臣とか図書館協議会等々についてのこういう意見については、私も承知しておりました。それも踏まえて、教育委員会には社会教育関係団体もありますので、やはりそこにも十分意見を聞かなければならないというようなことで進んできております。

担当の方には、先ほども言いましたとおり、これらの問題を意見をいただいた中で、整理しながら、進めるものであれば進めていきたいと。進められないものについては、再度行革で、教育委員会で議論した結果、こういうことですよということで、行革と再度話し合いをするというようなスタンスで実はおりました。

○藤原委員

そういう回答をしていると時間が長引いてしまうのです。私が先ほど言ったのは、こういうデータをきちんと提供して、慎重に考えてもらいなさいと言っているのです。皆さん方は、行革の説明しかやっていないのです。多分2月9日の非公式の会議をやったというのですけれども、そのときも、12月議会で教育長がああいう答弁をやっているにもかかわらず、多分出していないと思うのです、私は。その渡海大臣の答弁だとか附帯決議とか。出したのですか、出していないでしょう。それをきちんと、行革の説明だけしないで、こういう基本計画だとか、図書館協会の見解だとか、附帯決議だとか、そういうのもきちんと資料提供をやって、検討してもらいなさいと。自分たちも検討しなさいと言っているのです。

○鈴木教育部長

その辺の資料については、提示したかについては、まだ私は確認はしておりませんが、いろいろ社会教育委員会の方から、会長さんでしたか、いわゆる勉強会をしたいということで申し出があるので、今後どしどしやっていきたいというような報告は受けておりました。

ただ、先ほども言いましたとおり、こういった資料について提示しているのかということになりますと、ちょっと私はその辺まで確認しておりませんので、していないということであれば、今後ありとあらゆるこういった資料も出しながら、求めに応じてやっていきたいと思っております。

○藤原委員

では、そういうことでよろしくをお願いします。

それから、基本計画、極めて重要なことが書いてあります。それで、基本計画の8ページには、図書館職員の在籍年数の表が書いてあるのです。これは皆さんも持っていないので、その資料を出してください。基本計画の8ページです。

それから、25ページ、26ページに、「今後の図書館の課題」ということで、図書館の体制についても記載がされています。25ページ、26ページ、これも資料で出してください。

それから、基本計画の45ページ、これも資料で出してください。

資料を出していただいた上で、現在の図書館の体制がどうなっているのかと。それから、平成23年度以降の体制がどうなるのかということ、ちょっと私質問したいと思いますので、資料が出るまで質問は保留させていただきたいと思っております。

○森委員長

では、基本計画の8ページ、25ページ、26ページ、45ページ、資料をよろしくどうぞお願いいたします。（「資料の再確認なのですけれども、よろしいですか」の声あり）

○伊藤生涯学習課長

8ページの、何か先ほど24ページと……。24ページは。（「25、26、45です」の声あり）わかりました。

○森委員長

よろしくどうぞお願いします。

○米澤委員

ではよろしくお願ひいたします。155ページの、4の、学校教育課関係経費の中の19節、けやき教室の運営負担金についてです。けやき学級というのは2市3町で運営されているというふうな形で認識しているのですが、それが設立されてどれくらい経過しているのか一つです。

それと、私がお邪魔したときには、中学生の生徒さんしか見えなかったもので、これは中学生だけなのか、あるいは小学校高学年、その対象年齢、それから現在の、今、進学、いわゆる中学3年生がもしいらしたら、その進路についてもお伺いしたい、その3点と、そして、現在の在籍の児童数と、それから今の学習指導について十分なのかどうか、その辺の4点について伺いたいと思います。

○小畑学校教育課長

お答えいたします。

けやき学級についてですけれども、これは、現在塩竈市にありまして、中学生が行っております。多賀城市からは、現在3名の中学生がお世話になっております。けやき学級に通所しているのは、中学生ということになります。

そして、さまざまな相談を受けたり、こういう状況なのだけれども、けやき学級どうでしょうかというようなことを、学校サイドから相談したり、保護者と相談してというようなことは、小学校もしておりますけれども、それと同時に、通っているのは3人ですけれども、体験ということで、実際に通ったわけではないのですけれども、平成20年度の4月から1月にかけては、4人の生徒が体験をいたしました。

進学に関してですけれども、昨年度実績を見ますと、ほとんどの子が高校の方に進学をしております。

一番最初の一つは、申しわけございません。（「経過年数です。けやき学級自体で経過して、どれくらいたつのか」の声あり）ちょっと済みません。私、それを認知しておりません。後でこれ調べてお答え申し上げます。申しわけございません。

○米澤委員

あと、先ほどの質問の中でもう一つ、学習指導要綱について、今十分なのかどうか、それもお答えをお願いします。

○小畑学校教育課長

学習指導要領で、どういう教育計画でやっているかと、教育課程の中でやっているかということだと思いますけれども、子供たちがけやき学級に常時、欠席せずに登校しているわけではないのです。不登校気味の子ですから、そこの先生方の、その先生が1人いるのですけれども、指導を受けてやっているのですけれども、学校の教育課程内でおさめながら

はやってはおりますけれども、子供たちの登校日数が足りないので、すべての分ができるとは思っておりません。

○米澤委員

ありがとうございます。

今、不登校というのは、中学生だけではなくて、いわゆる小学校高学年も今、そういった問題は大きいと思うのです。ですから、中学生だけでなく、例えば小学生を対象とした場合、学校側として今どういうふうにフォローされているのかということも、今危惧されているのではないかと思いますので、その辺、御意見をお願いいたします。

○小畑学校教育課長

学校の方も本当に危惧をしていると思います。考えていると思います。それで、本人や家庭と強くいろいろ連絡をとり合ったり、家庭訪問等もしております。

それから、さまざま、学校の中で、不登校に対する研究会や、あるいは勉強会、あるいは連絡会等々も行っております。

そして、その中で、学校に来ているスクールカウンセラー、心の相談員さんも話の中に入って、いろいろ困難なことを考えているというようなことでございます。

○米澤委員

いろいろ地域の方から、いろいろ御相談をやはり今受けている最中です。やはりカウンセラーだけでは、なかなか進めない部分というのが大きな要因かとも思います。保護者の方の気持ちも察しますと、いろいろそういった問題も、なかなか大変なことかなと思います。

さらに、けやき学級自体が多賀城市からも若干離れていますね。また、建物も、ちょうどお邪魔したときも、大分老朽化しているということもあり、やはりその辺で2市3町でもう一度、その辺でもう少し内容を濃くしていただいて、保護者の方も、そして子供たちも、そういった登校拒否の方も、少しは自分たちの身の置き場所があるということを認識される場所であってほしいと願います。（「答弁よろしいですか」の声あり）

○中村委員

私の質問は、153ページ、外国人による外国語指導に関すること、それから、次の155ページ、説明欄の4、学校教育課関係経費、それから、161ページの、上の方の第13節委託料で、学力検査業務委託料、この3点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

では最初に戻ります。外国人の外国語指導に要する経費、ここで、昨日、相澤委員の方から、前半のことについて非常に丁寧に質問されて、私も助かったのですが、関連として、追加質問をさせていただきます。

まず、確認でございますが、この2人のALTで、この平成21年、22年度の移行期間を、2人のALTで受け持つということでしょうか。小中学校を。

○小畑学校教育課長

お答えします。

現在、中学校に ALT が 2 名ついておりますけれども、あとは前期、後期ということで、年 2 回ですが、4 回にわたり仕事に行っておりますけれども、その ALT の方々は、現在いる ALT の方々は中学校を専属になると。そして、平成 21 年度からは今度小学校専属の ALT が 2 名つく。そして合計 4 名になるということでございます。

○中村委員

私、平成 14 年に第 4 回定例会で、学校評議員会導入のことについてちょっと質問したことがあります。この英語教育の導入に当たって、学校評議員さんはどんなお考えをお持ちでしょうか。もしそういう話し合いの場所があった場合は、その内容について教えていただきたいと思います。

○小畑学校教育課長

学校評議員さんは、いろいろな文書等が回ってまいりますけれども、その中に、やはり外国語教育の中で、これから社会や経済がどんどんグローバル化していくと、そういう中で、そういうものは必要ではないかという話は伺っております。

○中村委員

小学校で、具体的な実施方法についてちょっとお伺いします。教育内容とかテキスト、そういうものはあるのでしょうか。

○小畑学校教育課長

小学校の方で、英語の学習ノートが文部科学省の方から配布されます。小学校 5、6 年で配られます。

その内容でございますけれども、5 年生の方、6 年生の方も、中学校 1 年生に入ると、まずカンパセーションということで、会話ができるかどうかということなのです。それで、フラッシュカードといいまして、いろいろな絵を出して単語の勉強などもいたします。アルファベットに限っては、6 年生から勉強すると。日常会話的なことを、そして非常に簡単な単語等々を通しまして、英語に親しむというようなところなのです。中学校 1 年生の英語の授業程度のことでございます。

○中村委員

時間についてお伺いします。ゆとり教育で、1 年間の総合時間という、授業する時間は決まっていると思うのですが、新しく英語が入ってきますと、その時間は、今の時間総数に対して追加されるのでしょうか。

○小畑学校教育課長

確かに時数はふえていきます。「総合的な学習等の時間」は減りますけれども、英語の 35 時間が入ること、それから、算数、中学校の数学、あるいは理科等の授業数がふえることによって、トータル時数はふえます。

○中村委員

ALT と英語の先生が 2 人いらっしゃると思うのですけれども、どういうスタイルなのでしょう。TT 方式なのか、それとも ALT だけ受け持つのか、その辺はどうなのでしょう。

○小畑学校教育課長

TTという言葉が適切かどうかはわかりませんが、先生とそれからALTのカンバセーション、こう会話をしまして、そこの中に子供に返してやって、それから返ってくるというようなことでございます。

○中村委員

具体的な時間数を、ちょっと細か過ぎるので、適当かどうかわからないのですが、大体小学校ではALTは何時間ぐらい受け持つかというのが一つ。

それから、日本人の先生が何時間ぐらい受け持つのか。月にですが。

○小畑学校教育課長

ALTの先生は、一応こちらの35時間というようなことで、教育課程上の時数は35時間とお願いしております。

あと、日本人の先生は、その教科によって、小学校の先生は30時間でしょうか、学年によって違いますけれども、中学校の場合は教科によって随分違うと思います。

○中村委員

この事務事業計画評価について、この真ん中辺ですけども、意図として、「児童・生徒が積極的に外国人とコミュニケーションをしようとする意欲を持ち」、ここからが大切なのですが、「日本と外国の言語や文化の違いについて体験的に理解を深めている」と、この、「日本と外国の言語や文化の違いについて」云々とあるのですが、ここでは、日本の文化とかどういうことを想定しているのでしょうか。

○小畑学校教育課長

日本の伝統的な文化だと思います。

○中村委員

具体的にはどういうことを指すのでしょうか。

○小畑学校教育課長

多文化共生社会という中に入ってまいりまして、自分が外国人と接することにより、自分の国のよさを発見したりする、つまり自分がずうっと日本に住んでいて、日本語を使って、そういう生活をしていると気づかないことが、外国人と接することによって、自分たちが当たり前と思っていることが、日本というのはこういういいところがあるのだとか、こういう文化があるのだとか、そういうものを体験的に理解するというようなことでございます。

○中村委員

非常に難しい期待ではないかと思っております。

それから、私、記憶力アップの対策として、多くの学校で朝の短時間集中本読みを推奨されているとありますが、最近、児童・生徒が自分の考えを正しく表現しにくいと、そういう立場になっていると。したがって、こういう朝読みなどをやりまして、美しい日本語というのを、正しく日本語が話せるように、これは訓練が必要ではないかと思うのですが、それに対してはいかがでしょうか。

○小畑学校教育課長

お答えします。大切なことだと思います。

○中村委員

こういうことは、朝読みというのはもう大分前から、千葉県の、たしか大塚笑子先生が、高校の先生ですけれども、こういう朝読みを推奨して、日本全国に大体広まっていると思うのですが、そういうことを今、多賀城市内でやってらっしゃるのでしょうか。

○小畑学校教育課長

朝読みというのは、朝読書のことですか。（「そうです」の声あり）朝読書を多賀城市でも、10校中9校やっております。

○中村委員

非常に頼もしい、グローバルな国際化教育であるなと思ひまして、よろしく申し上げます。

それで、次に155ページに移ります。ここで、4、学校教育課関係経費ですが、まず最初の方ですけれども、1節に多賀城市学校副読本編さん委員報酬のところ、この編さん委員というのは、何人ぐらいで、どんな方がいらっしゃるのでしょうか。

○小畑学校教育課長

編さん委員でございますが、今ちょっと人数が手元に持ち合わせてございません。ただ、学校の今現場にいる先生方、それから校長先生方、それから市の職員にも入っております。

○中村委員

前の副読本を見ますと、非常に専門家がいらっしゃる、そう感じておるのですが、どういふ専門の方がいらっしゃるのでしょうか。

○小畑学校教育課長

文化財課の職員が1人入っております。

○中村委員

専門家の方は非常に専門的には詳しいのですけれども、教育的関連から見ると、ちょっともう少し教育的にやっていただきたいという感じがしておりました。それは私のひとり言でございますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に、学校教育専門指導員とありますが、これは何を教えて、どんな資格を持っているのでしょうか。

○小畑学校教育課長

現在、学校教育課に学校教育専門指導員がおりますけれども、まず、県からおりてくるさまざまな学校にかかわる処理、例えば10年研とか5年研という、5年過ぎたら先生方が勉強する会とか、10年過ぎたら先生方がもう一回勉強する会がありますが、その研修の紹介をいたしましたり、それ以外にさまざまな学校研修会がございます。それから指導主事訪問というのがございまして、教育事務所の方から、先生方を指導する先生が来ます。そのとき一緒についていきましたり、あるいは上がってきた指導案を、先生方が授業する指導案を、このようにした方がいいのではないかと指導をしましたり、あるいは、各学校でや

っている研究がございしますが、その研究の方向性を示したり、そのような指導をしております。

○中村委員

先ほど、私、何人と聞いたような気がしたのですが、今、何人くらいいらっしゃるから、それから、そういう各学校間でそういう委員会とか研修会とか、大体年間どのくらい開いているのでしょうか。

○小畑学校教育課長

現在は、研修会は5回と私記憶しております。（「何人くらいいらっしゃるのですか」の声あり）指導員は1人でございます。申しわけございません。（「1人だそうです」の声あり）

○中村委員

もちろん先生の資格をお持ちでしょうね。

○小畑学校教育課長

校長先生を御退職された方が、今。

○中村委員

ありがとうございます。非常にまた期待の持てる運営であると思っております。

次に、13節委託料のところ、多賀城市学校副読本作成業務委託料があるのですが、この副読本の編集状況についてちょっとお伺いしたいと思います。今どんな状況になっているのか、それから、完成が楽しみなのですが、いつごろになるのか、その辺ちょっとお願いします。

○小畑学校教育課長

完成は平成22年4月に配本をする予定でございます。

今現在、この前も会議を開きまして、ある程度の内容は、写真を撮ったり、どういう写真を載せるとか、どういう内容にするかということについては、大体固まっております。

○中村委員

従来副読本と、ここは大分違っていると、そういう特色のあるところがありましたら、もし説明できるところがありましたらお願いしたいと思います。

○小畑学校教育課長

まず一番大きな違いは、DVDを載せるということで、それをクリックしていくと、子供たちがどんどん、どんどん進めていくと。そのDVDで出たものを、またそれを資料として使えるということが、一番違うところだと思います。

○中村委員

私、前から、防災対策について、外部団体との連携が必要だと、そういうことをぜひ盛り込んでいただきたいと、そういうことを前から言っておりましたけれども、その辺の防災

対策の外部団体との連携はどのように、もし入っておれば、少し説明していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○小畑学校教育課長

申しわけございません。私、読みましたけれども、防災のことも記載はしてあったと思いますけれども、そういう団体とのことが書いてあったかどうかちょっと記憶にございます。申しわけございません。

○中村委員

できるだけ、多賀城市だけでは防災対策はできませんので、市、全市挙げてやれるような防災対策をとっているのだと、子供たちにわかるように説明していただきたいと思います。

それから、先ほど DVD とありましたけれども、私、前にも副読本の一般質問で、これは多賀城市を知る上では非常にいい参考書であると、そういうことを言いまして、これをできるだけ市民の皆さんにも配布していただきたいと。そういうことを言いました。それで、DVD となると、またさらに非常に使い勝手がいいと思いましたので、この DVD または副読本の市民への配布については、どんなことを考えているのでしょうか。

○小畑学校教育課長

市民への配布ということは、希望でございますか、今のところはまだそういうところまでやりませんけれども、何か皆さんの目に届くところに置いて、見ていただきたいというようには思っております。

○中村委員

先ほど、皆さんが目の届くところ、それから図書館ということをおっしゃっているようですけれども、図書館に行く方というのは非常に少ない、それから、目に見えるところに行くというのは非常に少ないので、もし希望者がおれば、前もってアンケートをとっていただきまして、希望者には配っていただきたいと思っております。それは私の要望でございます。

それから、ずうっと下の方の 19 節の方で、ちょうど真ん中のあたりです。区域外就学委託負担金とありますけれども、これについてちょっとお伺いします。現在何人ぐらいの方が多賀城市からほかの自治体の学校の方に通っているのでしょうか。

○小畑学校教育課長

現在 8 名の児童が区域外ということになっております。

○中村委員

私は、この学区外というのは、非常に今、交通事情がありまして、交通事故の対策に対しては非常に保護者の方がナーバスになっていると思うのです。ですから、ぜひこれは保護者の方に希望を聞いて、これは認めていただきたいと思っています。

例えば、笠神一丁目のずうっと向こうの方、新富町の方から三小に行く場合、それから東小に行く場合、もう距離は全然違うのです。それから、身体的にちょっと弱い子、そういう方などがあったときには、非常に私は、三小に通わせていただきたいと思っていますのですけれどもいかがでしょうか。

○小畑学校教育課長

今のお話は、笠神一丁目の14、15、16、10何とかと思いますけれども、その子たちは隣の三小の方に今は現在通っております。その部分が区域外就学委託負担金ということで出しているわけでございます。

○中村委員

そういうふうに、子供たちの安全対策を考えていただきましてありがとうございます。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、先ほど米澤委員が、けやき教室についてちょっと質問されました。私もちょっと気にはなっておりましたので、質問させていただきます。

このけやき学級というのは非常にいい機関だと思うのですが、多賀城市における、これは教育機関としての位置づけというのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○小畑学校教育課長

教育機関としての位置づけといいますけれども、塩竈にございますけれども、松島も含めまして2市3町すべての学校で、さまざまな不登校があつて、どうしても学校に行けないという子たちが行く学校でございまして、非常に大切な機関だと考えております。

○中村委員

何年か前に、私の友達の娘さんがやはり行つていたのです。できるだけ市内の学校で勉強していただきたいと思ひまして、その辺の、そういうことはないと思ひますけれども、気安くけやき学級の方に送り出すのではなくて、できるだけけやき学級を使わないような御努力をお願いしたいと思つております。要望でございます。よろしくお願ひします。

それから、161ページ、これは小学校の方ですけれども、学力検査業務委託料、これは小学校の方が161ページ、中学校の方が171ページになっているのですが、同じことなのでちょっとお伺ひします。

なぜこういうことを聞きたかつたかといいますと、私の知り合いが、中学生ですけれども、「うちの学校では漢検をやつていないので、私、ほかのところに行つて受けているのだ」と、そういうことを聞きましたので、できるだけそういうことは、学校主体でやつていただければいいかなということから質問させていただきます。

まず、この委託先というのはどういうところ、小学校では何社ぐらい、中学校では何社ぐらいやつていらっしゃるのでしょうか。

○小畑学校教育課長

これは、漢検とかそういうものではございません。全国標準学力検査というものがございまして、市の方で、小学校には算数など1教科、中学校には数学など2教科、これは一つの学年でやる場合でございまして、あるいは二つの学年で実施する場合は数学をするなど、そのようなことでございます。

○中村委員

これ広域性はどのようになっているのでしょうか。例えば、多賀城市の、私、東小の近くですけれども、東小の子供さんが受けた場合、恐らく点数が戻つてくると思ひます。大体宮城県内全体を網羅するような広域性なのでしょうか。

○小畑学校教育課長

これは全国でやっている学力テストでございます。

○中村委員

私は、あくまでも、平成 22 年度から受験が 1 区になってしまうと、学区制がなくなると。そういう観点から、受験対策もある程度頭の中に入れて考えているのですが、その点数が受験された子供さんに返されると、どのような表示で返ってくるのか。大体私はどの辺のレベルにあるのだと、それがわかるようになっているのでしょうか。

○小畑学校教育課長

学校保存用ということで、教師用に参ります。それから子供用ということで、その受けた内容を、そのカテゴリーごとに、例えば読み取りが弱いとか、計算の場合は、計算が弱いとか、あるいは算数などの文章題が弱いとか、そういう子供に分けて、あなたはどの程度ですよというのは棒グラフになって、大きな表で、表といいますか、一覧表があるのですが、そういうものは出てまいります。

○中村委員

保護者が見てもわかるように、うちの子供はどの辺のレベルだと、そのようなわかるような、パーセンタイルというものが、うちの孫がそういうのを持ってきて、「おじいちゃん、こうだ」と持ってくるのですけれども、そういうふうな表現方法はしていないのですか。

○小畑学校教育課長

お答えします。

私が過去に見たものでは、そういうものはなかったかに記憶しておりますけれども、ただ、あなたはここが、全体が受けた中で、昔で言うところの偏差値的なものでしょうか、ここの中であなたはどれくらい取れましたけれども、平均がこれくらいなのですから、あなたはこのところですよというような、棒グラフの中にたしか星印か何かが入ってまして、自分の読み取りの部分とか計算の部分とか、その一つ一つがわかっているように記憶しております。

○中村委員

できるだけ保護者が見て、自分の息子、子供たちがどの辺のレベルにあるのかわかるような表示方法も、保護者との面談等においては、そういう資料を見せながら説明していただけるようにしていただきたいと思います。要望でございます。よろしくお願いいたします。（「済みません、いいですか。先ほどの答えられなかった部分、よろしいでしょうか」「では答弁を」「申しわけございません、昌浦委員」の声あり）

○小畑学校教育課長

けやき教室は平成 12 年 4 月 1 日からでございます。

それから、編さん委員会の人数は 19 名でございます。

それから、先ほどの副読本の話ですけれども、市主催の防災訓練、自衛隊というところで載せております。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○森委員長

まず、米澤委員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

中村委員、よろしいでしょうか。

○昌浦委員

それでは、資料7の153ページ、教育委員会運営に要する経費に関連して、まず1点質問させていただきたいと思います。去る2月12日に、議員に対する説明会がございました。その際に、教育部の廃止が説明されました。それで、現在の部長室は平成21年度、どのようにお使いになるのでしょうか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

まだ具体的な検討はしておりません。

○昌浦委員

具体的検討はしていないということなのですが、先ほどの藤原委員の質問等にも関連するのですが、教育委員会だけなのですね。委員長の部屋がないのは。調べました。1月の23日に行政委員会にそれぞれ、電話ででしたけれども、確認をとっております。監査委員、当然ですが委員2名の机あり、選挙管理委員会、委員長の机あり、農業委員会、委員長の机あり、しかしながら教育委員会は委員長、委員の机はなしでございます。

やはり普段から委員、確かに非常勤ではあったにしても、先ほどのように机に資料を置いておいて、何か折あっておいでになったときに、教育委員会前にその資料を読むとか何かの部屋というのは、今後必要ではないでしょうか、どうなのでしょう。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○昌浦委員

いや、検討ではなくて、やはりこれは、平成21年度から進めていっていただきたいと思うのです。と申しますのも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中の第12条、これ委員長なのです。「委員長は、教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表する」と、こう書かれているのです。

行政委員会の中で、会を代表する人の机もない、部屋もない、こういうのは教育委員会だけなのです。それで、教育長なのですけれども、同じくこれからは地教行法と縮めて言いますけれども、地教行法の第17条、「教育長は、教育委員会の指揮・監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事業を司る」、繰り返しますよ。「教育委員会の指揮・監督のもとに」なのです。ゆえに教育委員会なのです。

それで、会を代表する方のお部屋も机もないというのは、これは私からするとちょっと不思議な感じがしてならないのです。確かに教育長は常勤職でございますから、机もあり、お部屋もあるのは当然でございますけれども、今、大都会におきましては、教育委員室というものを設けて、常日ごろから教育委員は教育行政のいろいろな面において、資料に目を通し、研さんを積んでもらおうというふうな動きが一部自治体の中では出てきております。

ゆえに、検討するとか何かではなくて、あの部屋があくのであれば、委員長並びに委員の机を置いていただいて、常日ごろより教育行政に細かな目を通していただきたいと思うのですがいかがですか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

繰り返しになりますが、教育委員会を今月の23日に開催予定にしておりますので、ただいまの御意見につきましては、教育委員会の方に諮りまして、しかるべき結果を出したいというふうに考えております。

○昌浦委員

わかりました。そのような御回答なので、次の質問に移らせていただきます。

小学校、中学校の携帯の持ち込みの件でございますけれども、今、現状はいかがになっておられるのでしょうか。小学校、中学校で携帯を持っていいのか、悪いのか。あるいは禁止しているのか、その辺。

○小畑学校教育課長

現在、原則禁止というような指針を出しております。

○昌浦委員

指針はそのような状況であるということ。これは今、いろいろ新聞報道等で、仙台市などは平成21年度から校内持ち込み禁止などというのが新聞紙上をにぎわしておるところでございますけれども、しかしながら、逆に言うと、安全の面でどうなのかなというのも私は思うのでございます。特に女子児童、女子生徒等々が、帰宅の際などのときに入り用ではないのかと思うので、指針として原則禁止ではあるのだけれども、どうなのでしょう、学校長の許可制のようなことは御検討なされたのでしょうか。

○小畑学校教育課長

指針の中に、携帯電話の持ち込みの特例というのがございまして、学校に来て、学校まで持っていきまして、しかし学校では使わないというようなことで、許可といいますか、「どうぞその分はよろしいですよ」というようなことを、指針の中には明記してございます。

○昌浦委員

わかりました。この辺は確認ということで、今質問させていただきました。

よそでは、教室で先生がもう朝に預かってしまうと、そして帰りに返すなどということをやっているようなのですけれども、その辺の運用はどうなのでしょう。

○小畑学校教育課長

学校の方では、預かっているところもありますし、そうでない学校もございます。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、3点目でございます。資料同じく7の161、171ページでございます。これは学校教育課関係で、小中学校の……。159ページからの続きで説明があるのですが、学校教育課関係経費、これ小中両方、学校教育課関係経費がございまして。その中の8節で

賞賜金、これは平たく言うと小学校、中学校の卒業式の記念品代ということをお説明をいただきました。

しかしながら、過日3月7日に、高崎中学校の卒業式に来賓として招かれまして参列した際、何を市から記念品として卒業生がもらったかの説明がないのです。ところが小学校になるとそれがちゃんと、あるいはPTAの方からのものも、こうだというのがあったりとか、非常にまちまちで、また高崎中に関しては、第14回卒業式なのですけれども、14回丸ごと私出ているのですけれども、そのときに説明があった卒業式もあるし、説明のなかった卒業式もあると、この辺の対応は教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○小畑学校教育課長

学校卒業式ですが、小学校も中学校もそうですけれども、どういう次第でどういう流れでいくかという詳細なものはいただいております。そこの流れの中で、たしか中学生は多機能のシャープペンとボールペンの入った、多賀城市の名前が入っていたと思うのですけれども、そういうものを配っておるのですけれども、そこのところが、学校の方から話がなかったということは、やはり望ましくないと思います。

○昌浦委員

確かに好ましくないことだと思います。中学校においては、ある中学校ではそのことを、言葉での説明なのか、あるいは卒業式の式次第の中に書いてあるのかはわかりかねますけれども、よその中学校に関しては見ておりませんけれども、やはりそういうところあたりでまちまちだというのはいかなものなののでしょうか。実際問題として、今審議しているのはここなのです。そうしましたら、市の方から、こういうものがあったというのは、我々当然議員もそうであるけれども、市としても、このように支出をしているのだということをお知らせするということも必要ではないでしょうか。どうなのでしょう。

○小畑学校教育課長

確かに、正直に言っているか、正確に言っているか、ボールペンとか辞書を配っているわけでございますけれども、これなどもきちんと紹介してほしいということをお話するというのも当然ございましょうし、あるいはもう学校では紹介しているものだとこちらの方では認識しておりました。

○昌浦委員

いわゆる教育委員会の方での認識と、それから教育現場のずれ、これ一例はこういうことから始まっているのですけれども、もっとずれがあることを今から申し上げます。

地教行法の第43条（サービスの監督）、この辺に関係することでございますけれども、昨年の春、中学校の体育祭が市内4中学校すべてで催されたと思うのですけれども、私の調べるところによると、多賀城二中、東豊中におきましては、当該学区に居住する市議会議員に御案内を出しているようですが、多賀城中学校並びに高崎中学校におきましては、当該学区に居住する市議会議員に対して御案内をしていない。これはいかなものなのでしょう。

○小畑学校教育課長

日ごろ、地域でお世話になっている議員方、それから地域の方に御案内を出すというのは、通説ではないかと思えます。

○昌浦委員

記憶違いであつたら恐縮なのですが、実は暁鐘祭という高崎中学校の文化祭、それも御案内がなかったように記憶しているのです。しかしながら、卒業式に行くと、修学旅行だ、やれ体育祭だ、やれ文化祭である暁鐘祭などという資料が出てくるのです。我々市議会議員サイドとしましては、やはりこういういろいろな、自分が居住するところを包括する、包含する学区の中学校や小学校に参列をさせていただいて、学校教育がどのように進んでいるかというようなことを、勉強させてもらう機会などを与えていただくということで、もう無理をしてでも我々出ていくのですけれども、しかしながら、ある中学校においては案内をし、ある中学校では来なくていいというように出さないというのは、これはいかがなものなのでしょうか。地教行法の第43条に（サービスの監督）というのがあって、これは市町村教育委員会で学校教育と、いわゆる教育機関に対するサービスの監督権限というのはこちらにあるはずですね。行政機関である教育委員会の方に権限がおりだと思っておりますが、先ほどのように、細かいことを言って申しわけないのですけれども、やはりこの辺はしっかりしていただかなければ困ります。我々の勉強の機会を奪っているような格好なのです、これは。その辺どうなのでしょう。学校教育課長並びに教育長からの御答弁をいただきたいと思っております。

○小畑学校教育課長

文化祭、入学式・卒業式、儀式的行事は案内が行っていると思います。それで、高崎中学校においては暁鐘祭というのでしょうか、それは何かもう文化祭はしていないという話は伺っております。ただ、ほかの学校で、多賀城中学校はトス・タイムということで文化祭はしております。体育祭、文化祭等に案内状を出していないということも確認しております。

それで、教育委員会の学校管理になりますと、通例三つあると思うのです。一つは、物的管理です。それから人的管理、それから運営管理という三つのカテゴリーに分けられると思うのです。

その物的管理と人的管理は教育委員会のサービス監督というようなことで、かなりこうですよとはっきり言える部分もあるのでしょうかけれども、運営管理に関しましては、学校の校長の裁量に任せているところもあります。しかるに、されども、そのような行事があるときに、やはりお世話になっている方々に案内状を出すというのは大切だと考えております。

○昌浦委員

大切にお考えいただきましたならば、どうかその辺はきちんと意を通していただいて、今後こういう質疑がないように、遺漏なきお取り計らいをお願いしたいと思います。

○森委員長

ここで休憩といたします。（「その前に、資料請求について」の声あり）追加ですか。（「追加です」の声あり）今、資料が届きましたので、休憩中に配ろうと……。

○藤原委員

済みません。基本計画の46ページもちょっとお願いしたいのですが。先ほど45ページと言ったのですが、済みません。45、46です。

○森委員長

45、46ページだそうです。

では、休憩といたします。再開は11時といたします。

午前 10 時 51 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○森委員長

定刻でございます。再開をいたします。

皆様のお手元に資料が配付されております。藤原委員のまた質問の継続にいきたいと思うのですが、その前に、米澤委員、中村委員の学校教育課長より質問に対しての追加の答弁がございます。訂正ですね。よろしくどうぞお願いいたします。

○小畑学校教育課長

大変失礼しました。けやき学級の件でございますけれども、今改めて確認いたしまして、児童・生徒が対象でございますので、小学生も対象になります。

それで、平成 19 年度に 6 年生が 1 名入っております、現在中 1 だということでございます。申しわけございませんでした。（「よろしいでしょうか」の声あり）

○米澤委員

ありがとうございます。その小学生 1 名がきちんと学校の方に戻られたというお話を伺ったものですから、そういった取り組みというの、本当にこれからもどんどん強化してほしいということと、2 市 3 町、もう一度見直していただきたいという部分が大きくあります。よろしく願います。（「答弁はよろしいですか」の声あり）はい。

○藤原委員

早速出していただきましてありがとうございました。

最初に、この基本計画の性格なのですけれども、表紙では「多賀城市立図書館」となっていますが、どういう方々が委嘱されてつくったのかというと、市民の代表、それから職員の代表、それから作成会議があって、それらの委員さんは教育長が任命されています。ですから、この表紙では「市立図書館」となっていますが、実際は教育委員会の責任でつくられた文書なのです。

それから、私、原稿を持っているのですが、これは別に私が特別にもらったのではなくて、10 年前に全議員に配られたものなのです。そういうことで御承知おきいただきたいと思います。

それで、資料を今いただいたのですけれども、まず、8 ページのところ、10 年前に多賀城の図書館の態勢がどうなっていたのかというと、経験者が 2 人ほど、13 年、14 年いて、ほかはみんな一、二年、三年ぐらいたと。ですから、ここで、要するに何を言っているかということ、ちょっと要約すると、「図書館職員の仕事は経験の積み重ねによる知識に負うところが大きく、高度な専門的知識のある司書のいることが絶対条件だ」とまで言っています。

そして、有資格者の割合は、全国平均だと 53.4、つまり全国の司書の配置平均は 53.4 なのだけれども、多賀城市立図書館の場合には、嘱託職員を含めて 31.6 になっているのだと。そして、その在職年数の長い 13 年、14 年という人たちを除くと、専任職員の平均年数はわずか 1.9 年にすぎないのだということを言っています。

つまり、何をここで問題にするかということ、多賀城の図書館は司書の比率が非常に低いのだということが一つ。もう一つは、在職年数が短いのだと。ですから、資格さえあればいいというのではなくて、やはりある程度の経験も必要なのだということをごをここで言っているのです。

次、25、26の、25ページの下のところ、一番下は、結局先ほどと同じことを言っております。そして26ページ、「そのことから、利用者からのレファレンス等にも十分な対応がし切れない状況なのだ」ということを言っています。

それから、最後の45、46、45ページの、職員計画の②のところでは、①のところでも、「質の高い図書館サービスは、豊富で市民に役立つ資料とともに、すぐれた専門職員によって実現する」と書いています。

そして、②の、バランスがとれた職員構成のところでは、「公立図書館は職員の入れかえがあるのは宿命なのだけれども、しかし、図書館の仕事は職員の経験から得た蔵書等への知識に負うところが大きい職場なのだ」と。そして、「特に資料を扱う司書は、あらゆる年齢層に対してきめ細かいサービスの提供が要求されるために、司書の研修も必要だし、それから年齢、経験ともにバランスがとれた職員構成が必要である」というふうに言っています。

そして、46ページにいくと、最後のところ、「市民に信頼される図書館を目指すには、常に専門職員を配置することが必要であり、勤務体制に無理のないような十分な人員を確保しなければならない」と、こういうふうに基本計画では言っているわけです。

それで、この基本的な見地というのは変わったのですか、変わっていないのですか。今までの議論からすると、平成25年度までの基本計画なので、現在もこの立場でやられているというふうに私は理解するのですが、そういう理解でいいのかわかるかというものです。

○伊藤生涯学習課長

あくまでも基本的な考え方は変わってはいません。

○藤原委員

変わっていませんね。それで、8ページに、その10年前の職員構成が書いているわけです。私、今、これがもっと極端になっているのではないかと考えているわけです。特定の経験が長い人が1人なのか2人なのかよくわかりませんが、本当に少人数で、あとはみんな在職年数の若い人たち、そうなっているのではないかと推測するのですが、この状況は改善されたのですか。10年前にはこういう状況は問題だと、解決しなければいけないというふうに、皆さん方がつくったワーキング会議でつくった文書では、これを解決しなければいけないというふうに言っているのですが、これは解決されたのか。私はむしろ深刻になっているのではないかと感じるのですがどうですか。

○伊藤生涯学習課長

現在の職員の経験年数といいますか、その辺をちょっと見てみますと、やはり一番長い方で7年ほどになる職員が1名ございます。そのほかに5年が2名と、それから3年、2年がそれぞれ1名、そして1年が5名というふうな状況になってございまして、一番長い方で7年、最短で1年ということで、平均いたしますと2.7年ぐらいというふうな状況になってございます。

○藤原委員

それで、私、特に心配しているのは、職員 10 人いるうち、司書資格 2 人しかいませんね。私、前にこれを問題にしたことがあるのです。10 人のうち 2 人しかいないのかと。そうしたら、非常勤がみんな司書を持っているからいいのだというような答弁だったのですけれども、そうではないのだということを、皆さん自身がまず言っているわけです。私が心配しているのは、開館以来いる職員がいますね。実際、館長の次あたりで切り盛りしている方ですが、その方があと 2 年でもう定年なのです。ですから、その人が大体全体がわかっていると。そして、職員の中では 10 人のうち 2 人しか司書職がいないと。そして、ころころ、ころころかわると、非常勤の人は 3 年、5 年という期限があるので、そちらもまたころころかわると。この人はいい人だと、意欲もある、力もあると一生懸命教え込んで、ほかに就職口があれば、当然人生設計できないですから、こんな不安定な職場で、ですからよそに行くのです。引きとめるわけにもいきません。こうやって非常に不安定な体制になっているというのが私の認識です。

図書館の側では、非常勤の職員から、意欲もあって能力もある人をぜひ採用してくれという願いを再三しているというのですけれども、一切それはだめだという話になっているというのです。その話は一体どこで途切れているのですか。もう生涯学習課のところではシャットアウトしているのか、生涯学習課がきちんと教育委員会のトップの方に上げて、市長部局の財政の方にも上げてやって、そこでストップになっているのか、あるいは市長のところでもストップになっているのか、一体その声はどこでストップされているのですか。

○伊藤生涯学習課長

非常勤職員について、正規職員で雇用してほしいというふうなことの御質問だと思いますけれども、そういったお話については、ちょっと私も記憶にないのですけれども。

○藤原委員

記憶にないということは、私が現場からうそをつかれたか、皆さんが全く貸す耳がなかったのか、どちらかだと思うのですけれども、とにかく現場の方ではそういうふうに言っています。

ですから、私は、平成 23 年度から PPP 方式にやるなどという話の前に、その 23 年以降も、どう安定した体制にするのかということを考えるのが先決で、本末転倒ではないかと思っていますのですが、一応これが私の認識です。

先ほど、教育部長の方から、いろいろなデータについて、行革の方針だけではなくて、国会の動向、あるいは基本計画等々も含めてもちろん議論していきますと、それから資料の提供もやりますということでしたので、私は今後の教育委員会事務局内部の議論と、それから各委員さんの議論を見守っていきたいというふうに思っています。

それから、6 月議会でも当然この問題については、さらにその図書館の職具体制を綿密に確認して、また取り上げたいと思いますので、本委員会では以上にしておきたいと思います。

○相澤委員

3 点お聞きいたします。まず第 1 点は、179 ページ、家庭教育事業についてお聞きいたします。第 2 点は、191 ページ、特別史跡についてお聞きいたします。第 3 点は、193 ページ、図書館についてお聞きいたします。

最初の、179ページ、家庭教育事業ですか、これは実は行政評価の方では80ページにあるのですが、予算書の方では179ページだと思うのですが、どこにその数字があるのかちょっとつかめなかったので、まず予算書の、例えば、行政評価の方の80ページには、家庭教育事業というのがありまして、費用が平成21年度は320万円という費用が出ているのですが、これが予算書の方ではどこにあるのか、ちょっと私自身がつかめなかったので、御説明いただきたいと思います。

それから、具体的な事業内容についてお聞きいたします。

○伊藤生涯学習課長

お答えいたします。

家庭教育事業につきましては、この事項別明細の方には記載されてございません。と申しますのは、平成19年度まではあったのですが、20年度からこれは地域推進協議会というものをつくりまして、国の方から直接そちらの方に委託されるというふうな制度に変わりました。市の方の予算を通さないというふうな形での処理がなされておりますので、21年度の予算には計上されてございません。

事業の内容でございますけれども、実際やっている事業をちょっと御紹介いたしますけれども、平成20年度で行っている事業につきましては、妊娠期とかあるいは出産期の子育て講座、それから乳幼児期の子育て講座とか、こういったものを健康課とタイアップいたしまして、母子健康センターの方で実施している。

それから、中央公民館あたりでは、団塊の世代の家庭教育支援セミナーとか、あと市内の小中学校におきましては、新入学生の親の心構えとか、あるいは思春期の子育て理解講座とかというような形で、事業展開しているところでございます。

○相澤委員

そうすると、そういう国からの直接の事業があって、それでこの平成20年度からその成果指標の人数の方が5,090人からいきなり8,000人というふうに大きくなったのでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

平成19年度実績に比べて、20年度は8,000人ということで人数が多くなってございますけれども、これにつきましては、その年の事業数とか、あるいは対象ですが、例えば学校などでやる場合には、新入学生の親を対象にした説明会などを学校で催すのですが、その場をおかりして、その親に対する研修といいますか、そういったものなどもやっているということで、その年度によって変動はございますけれども、20年度はまだちょっと実績が出ておりませんので、8,000人に対して幾らというのはちょっと、申しわけございませんが御容赦いただきたいと思います。

○相澤委員

非常に大切な事業のように、今お聞きしますと、特に最近の若い世代の家庭については、非常にありがたい講座かなという思いがします。詳しいことは後でまた担当の方にお聞きして、勉強させてもらいたいと思いますけれども、頑張っていたいただければと思います。

次に、191ページ、特別史跡についてお聞きいたします。これはいわゆる行政評価では115ページです。これは行政評価の方では、平成22年度で100%、要するに完了すると私はとらえるのですが、これは22年度で完了する事業なのでしょうか。

あと、具体的にどんな事業かお願いいたします。

○佐藤文化財課長

完了年度は平成 22 年度であります。

それで、第 3 次保存管理計画書の策定の概要なのですが、概要についてお話しさせていただきます。

特別史跡多賀城跡の保存管理計画につきましては、特別史跡多賀城跡附寺跡を適切に保存管理し、整備活用するための基本計画を策定するものであります。

第 2 次保存管理計画書の策定から既にもう 20 年経過していることから、その間、特別史跡を取り巻く社会環境や周辺環境の変化や特別史跡の追加指定や発掘調査、環境整備、あるいは公有化の進展等があり、計画の内容によっては現状にそぐわない点もあることから、平成 21 年、22 年度の 2 カ年事業として、第 2 次保存管理計画の見直しを行うこととなります。

その際に、全体事業計画といたしまして、これは国庫補助事業なのですが、国・県・市、住民が一体となって保存管理、整備活用、運営及び体制に関する計画書を策定していきたいと考えております。

策定の内容につきましては、特別史跡にとどまらず、広く周辺地域も含んだ歴史・文化の基本構想も視野に入れて策定していきたいと考えております。

平成 21 年度については、基礎調査、実測図の作成、現況調査、問題点の抽出、あとは策定条件の検討、住民アンケートの調査、そして策定委員会検討部会・ワークショップなどの開催等を計画しております。

あと、平成 22 年におきましては、この策定委員会検討部会、ワークショップを開催しながら、計画書を取りまとめて第 3 次保存管理計画書を策定していきたいと考えております。

○相澤委員

その平成 22 年度で完了する第 3 次保存管理計画、これはまとまった段階で市民にどのような形で公表をお考えでしょうか。

○佐藤文化財課長

市民に対しては、でき上がった時点で住民説明会的なものを考えております。

○相澤委員

次に、193 ページ、図書館についてお聞きいたします。同じように行政評価では 101 ページに記載されております。ここに、平成 21 年度の、これは年間貸出件数ですか、38 万 5,000 点というふうにありますけれども、これは他市町村と比較してどの程度になりますか。

○伊藤生涯学習課長

申しわけございません。質問の方をもう一度お願いしたいと思います。

○相澤委員

余り意地悪い言い方をしても申しわけないので、実は平成 13 年度に、私、一般質問で図書館について教育長の答弁をいただいているのですけれど、そのときに、実は私も調べてみましたら、図書館の在冊数というのですか、蔵書数というのですか、これは仙台市のように巨大な市は別にして、一般的な市では、宮城県の中では第 3 番目に位置するということでございます、非常にそれはすばらしいなとも私も思って、あのときに聞いたのですが、そのときに、先ほどもちょっと話題になっているのですけれども、教育長の答弁の中に、読み上げますと、「平成 11 年 3 月に多賀城市立図書館基本計画を策定いたしまして、多賀城市民はいつでも、どこに住んでいても、だれでも、どんな資料でも図書館のサービスを受けられることを基本理念としています」というような答弁をいただいております、さらに、「市民参加への意識の高まりは、図書館利用者のボランティア団体連絡会の発する、例えば読み聞かせ、布の絵本作成、書架整理、そして環境ボランティアなど、現在 8 団体 50 名が図書館のよき協働のパートナーとして活動しております」と、本当にすばらしい回答をいただいているのです。

それで、私は、冊数だけが比べられるとは思いませんけれども、実はこの質問をする前に、県内にある、ある大きな市の図書館を私なりに調べて、その上で質問させてもらったのですけれども、そのときに、その市は、多賀城よりも五、六倍大きい市で、図書館の場所も結構坂の上の方にあるのです。多賀城の図書館は不便だという話ですけれども、そんなところじゃないのです。市が大きいからでしょうけれども、結構大変なところにありました。それで、はっきり言って、蔵書を並べられている姿を見ても、私は、私の感じですがけれども、きちんと多賀城の方が整理されていまして、1 例を挙げますと、哲学の欄を私、実際写真も撮ってきて、同僚の議員にこうやって、これだけ違うのだということを見せていたのですけれども、きちんと体系づけられて、西洋哲学、東洋哲学とかできちんと体系づけられて、一目瞭然に、なるほど、こういう思想で並べているのだという、非常に文化の高い程度を多賀城の図書館で、私はその相手の図書館を見ると、同じ哲学書のところに、ホラーの書物があってみたり、何か今どきの安っぽい本があってみたり、それは私の感じですから、公平かどうかはわかりませんが、そのときに、ですから証拠にその書棚の写真も撮ってきて、同僚議員に、「これだけ違うのだ。図書館すばらしいね」というお話をさせてもらったことがあるのです。

それで、今までいろいろな意見がありましたけれども、今度は駅周辺にその図書館の一部も移動したいというような話もございましたけれども、それは利便性と内容充実と、やはりバランスをとってその辺を考えていくべきではないかと思うのです。要するに、借りたい人は利便性をどうしても、若い人などは利便性を追求するのではないかと。ところが、じっくり読んで、しっかり調べたいという人は、ああいう静かで、しかも小学校などがすぐ隣にあるのを見ても、私は最高の環境だと思うのです。そういういい環境のところ、しっかり物を調べるといことも必要ではないかと思うのです。その辺の両方のバランスが、アウトソーシングにするかどうかはいろいろな議論があるでしょうけれども、図書館の今後のあり方として、私はそのように思うのですがいかがでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

ほかと比べて貸出数の方はどうなのだとおっしゃいますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

あと、そのほかの、今、委員がおっしゃいましたことについては、まさにそのとおりだと思っております。

○相澤委員

いろいろ大変でしょうけれども、頑張ってください。

○竹谷委員

167 ページ、教育用コンピュータ整備事業でパソコン等の借り上げ、東小と天真小ということの説明がありました。ちょっと確認したいのですが、昨今の景気問題で、ソニー製品を優先的に扱っていきこうということが表明されました。このパソコンについてはそういう意図で進めていくという考えでしょうか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

学校に設置しておりますパソコンにつきましては、平成 15 年から 2 校ずつ、平成 15 年は多賀城小学校と山王小学校、16 年は東小学校と天真小学校、17 年度は城南小学校と八幡小学校、それに中学校は 17 年度に第二中学校、18 年度が多賀城中学校と東豊中学校、19 年度高崎中学校というふうに、年次を追っておおむね 2 校ずつ契約を更新させていただいております。

こちらのページに記載しました小学校、あと説明のときにお話ししました件につきましては、実は、小学校につきましては、生徒用パソコンが 22 台、つまり 2 人に 1 台という設置をさせていただいております。中学校につきましては、42 台ということで、生徒 1 人当たり 1 台。

今、リースで 5 年を経過しました小学校につきましては、随時再リースというふうなことで、台数を 40 台に、要は小学生も 1 人 1 台というふうなことで、単価が安くなった分、台数をふやして使っていただいております。

それで、今回は、平成 21 年度になりますので、多賀城東小学校と天真小学校というふうなことで、台数をふやしていきたいというふうな考えで、現在使っているパソコンそのものにプラスして、これも中古にはなりますが、そのパソコンをあてがっていききたいとこのように考えております。

決してソニー製品ということで、こちらの方につきましては、限定しているわけではございません。

○竹谷委員

そうすると、ソニー製品に限定しないという解釈ですけれども、新聞発表等とはその辺は異なってくるのではないですか。今後は多賀城のそういうものについては、地元企業の経済対策ということで話をしておったのではないですか。違うのですか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

できましたら、今現在学校で使っているパソコンと同じもの、いわゆるその中古製品というふうなことで、その中でソニー製品があれば、もちろんソニー製品でも構わないというふうに思っておりますが、あくまでもリース期間の延長ということで、新品を追加で整備するというふうなことでは決してございませんので、中古製品で同等のものをということで、その中でソニー製品があれば、ソニー製品を優先して使いたいというふうには思っております。

○竹谷委員

大々的に新聞発表をして、やろうということで、たしかいろいろ異論はありますよ、その中には。ですが実際にここにこういう計上をしてきたので、その報道と同じような対策をとるのかということで、実は質問させていただいたのですけれども、では、あの報道と市役所全体が動こうとしているのは、どういう違いがあるのですか。あれはあれ、これはこ

れという意味なのですか。その辺の内部調整をきちんとしているのでしょうか。実際について、私は直観的に、あっ、これからソニーに移行していくのだなというふうに見て、御質問させていただいたのですけれども、今の答弁では違うのですね。中古を使うのだから、ソニーではないですよ、どこでもいいですよという話です。そんな、河北新報に堂々と発表して、テレビまで放映されて、市長コメントまで出して、さあ、今度平成 21 年度予算でこういう計上をされたら、それは中古です、違うのですと、多賀城は 21 年度は何を買おうとしているのですか。（「竹谷委員、プロジェクト……」の声あり）大変恐縮ですが、その辺をきちんと説明してください。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答えいたします。

今、新聞報道という話もございましたけれども、新聞報道と私どもの内部の意思決定は同じでございますけれども、新聞報道では、ソニー製に買いかえるというふうに大々的に載ったのが、テレビと DVD プレーヤー、それから庁舎内で使うパソコンの買いかえ、導入がえにつきましては、リースがえにつきましては、ソニー製品を使いますということでの報道でございます。

この新聞報道の中に、学校のパソコンをソニー製にしますとは一言も触れてございません。

ただ、精神的には、地元の企業をできるだけ優先して買ひましよう、地元企業のものということで、全庁内に行き渡らせておりますので、新規に購入する場合で、地元企業があるものについては、地元製をなるべく指定しましよう。なるべくというのは、やはりそこに競争の原理が働くとか、あるいは財源的に問題がないとか、ということの問題をクリアした上でということになります。

今回は、教育委員会の小学校のパソコンですけれども、中古品ということであれば、ソニー製に銘柄を指定したとしても、直接的にソニーには恩恵がないというふうに考えられるというのが 1 点ございます。

ですから、そういう意味では、今回除かれたということですが、極力、何ら支障がなければ、地元製を極力購入するときには購入してまいるとというのが、多賀城市としての姿勢でございます。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

説明がちょっと中途半端だったかもしれませんが、小学校のリースにつきましては、現在使っているものの 22 台は再リースをするということになります。それがまず第 1 点。

それから、今年度も、実はもう再リースをしてやっているのですけれども、直接業者さんの方とこの前お話ししましたら、ソニー製品の中古というのは基本的に台数がないと。要は、その業界の中で事務用パソコンとしてソニー製品で、いわゆる事務用のパソコンとして使っているようなところがないと。したがって、中古でソニー製品を数十台納品できるかどうかというのはちょっとわからないというふうなこともございました。話の中で。

そうすると、前々からその中古製品、ソニー製品が欲しいのだというふうなことをお話ししておけば、そういったことでそろえられるかもしれませんが、できるだけ早い時期に、40 台そろえて、児童一人ひとりにパソコンを操作していただくというふうなことを考えると、できれば同機種でそろえてあげる方がいいのではないかとというふうな話もありましたので、決してソニー製品に中古製品をこだわっているわけではないというのは、そういったことがあるというふうなことを御理解いただければというふうに思います。

○竹谷委員

だから、そこに説明責任なのです。この提案のときに、そういう説明をしなければいけないのですよ、最初から。そうであるなら。今、プロジェクトの方は、学校教育のことは報道していないと言いますけれども、それは単なる、ここまで言いたくないのですけれども、それは控えます。問題がありますので。また私の発言で問題が出るといけないので、控えます。

私は、少なくともそれは説明責任で、やるべきだと思います。委員の皆さんはどのように感じたかわかりませんが、私は、少なくとも、いや、この、今回のこの予算は、再リースであって、20台ふやすので、同じ機種で、先般発表した景気対策のソニーとは関係なく、このものはやっていきたいのだということ、きちんと教育委員会が説明しないので、私のような質問が出るのです。予算書の、予算を計上したものの説明責任がきちんとされていないというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○鈴木教育部長

この予算書の説明の仕方については、大変申しわけないですが、前例に従って、いわゆる与えられた時間の中で説明してきたと、今までの経緯を踏まえて説明しております。改めて今質問されて、例年になく特記的な事項については、その説明のあり方については、もう少しちょっと時間をいただきたいと思います。その辺については、全体的に確認して、調整する必要があるのかと思いますので、若干説明を、時間をいただきたいと思います。

○竹谷委員

相談、調整する。おかしいでしょう。先ほどの次長の答弁とこちらの答弁、市長部局の答弁が、私は説明責任のことを言っているのです、そうであれば。内部調整ではないでしょう。最初から、私どもの流れではなく、今年度はそういう状況にあったのにもかかわらず、そういう説明を省いたことが、説明責任として責任を感じていますと、今回のことはこういうものではないのですから、こういうふうにしたので了解してくれというふうに説明するのが当たり前ではないですか、それ。それはそう思います。私は。予算計上しているものの説明ですよ。もうちょっと真摯に受けとめて、陳謝するところはする、誤解であれば誤解ということで、きちんとやった方がよろしいのではないですか。

○森委員長

もう一度答弁を、では教育部長。

○鈴木教育部長

基本的には、説明については当然十分するべきであると、そういう趣旨には変わりございません。ただ、この予算書につきましては、教育委員会一部局だけの説明の仕方ではないと思いますので、いわゆる全体的な今後説明の中で、こういったものについてはどうつけ加えるかについて、全体的にやはり確認する必要があるのではないかと思います。

ですから、今、竹谷委員の言われた趣旨については、十分そのとおりだと思います。

○竹谷委員

では、ひとつ、いいです。予算を組むのは教育委員会だけではないですから、部局とのことがあるそうですから、どうぞ昼休みでも協議して、今回こういうことだということ、で明らかにしてください。

次の質問に入ります。187ページ、公民館の関係ですけれども、公民館の運営審議会は法的には持たなくともいいということで、廃止したと記憶しています。

それにかわるもので、運営協議会というものを設置しようではないかというような意見があったやに記憶しているのですが、こういう公民館の全体の調整機構として、そういう会があるのかどうなのか。

○伊藤生涯学習課長

現在、公民館運営審議会につきましては、設置されておりませんで、その機能は社会教育委員会の方で担っていただいているということでございます。そのような形でやっております。

○竹谷委員

そうしますと、社会教育委員会に全部もうこの種のものは、移管してしまったと。公民館の利用者の意見を聞く場はどういうふうになっているのですか。公民館利用者の意見を聞く場はどういうふうになっているのですか。

○伊藤生涯学習課長

いろいろ利用者協議会とか、そういったものを各施設の方で組織しておりまして、そちらが窓口になるというふうに理解しております。

○竹谷委員

では、利用者協議会が3公民館に独立してつくり、その公民館活動のいろいろな研修会等々も含めて、審議をしていただいていると。意見を聴取して、それに基づいて公民館事業を作成しているというふうな受けとめ方でよろしいのですか。

○伊藤生涯学習課長

利用者協議会として常時設置されているのは、中央公民館だけでございます。中央公民館利用者協議会ということではなくて、文化センターというあの施設そのものでその協議会をつくって、そういったところが窓口になっていただいていると。

地区公民館につきましては、常時設置されているということではなくて、いろいろな催し物をやる場合に、実行委員会とかということで組織をして、実際運営をしているというふうなところでございます。

○竹谷委員

私も審議会は多過ぎるから、削減しろと言った一人ですので、その合理化については言いませんが、ただ、ここに塩釜地区二市三町公民館連合会負担金がありますね。これを主に公民館利用者同士の意見交換、2市3町で主にやられてきた機関ではないかというふうに思っているのですけれども、そうすると、こういうところには利用者代表を送り込んでいないというふうに理解してよろしいのですか。社会教育委員会の図書館担当がこの役割をしているというふうに理解しておけばよろしいのですか。

○伊藤生涯学習課長

施設の職員のそういった定期的な会合といいますか、そういったものには出席をして、常時意見交換をしているということとはございます。

○竹谷委員

私は、やはり3公民館が、地区公民館ありますが、地区公民館それぞれ特徴はありますけれども、やはり一つの基本線というものはあると思いますので、社教でその役割をきちんとしているというのであれば、別に問題ないですけれども、できれば社教からその担当者が来ていただいて、利用者の意見を聞く、3地区公民館の利用者の意見を聞くということ、そういう組織をボランティアで、もしできるとするならば、そういう組織もつくて、利用者の意見を聞きながら、多賀城の公民館運営について、こうあるべきだということ、私は協議をしながら、指針を求めていった方がよろしいのではないのかというふうに思っているのですけれども、担当課としてはそういう気持ちはございますか。

○伊藤生涯学習課長

社会教育委員会議の方に、そういったことなどもお話をしながら、委員さんの方の御意見なども聞きながら、できればその辺実現していければと、今、お話を聞いてそのように感じました。

○竹谷委員

私も実は前、公民館の運営審議会をやって、この審議会はいいのではないかと、利用者協議会でもいいのではないかと提言もした一人ですので、それはそれで結構なのですが、やはり社会教育委員会にゆだねて、その社会教育委員会がそれぞれの部署のものを担当として、担当と言っては失礼ですが、そういう人が責任を持って、公民館はこういうものをやるから、社会教育委員会としてはこうやるべきではないのかと、こういう問題があるけれどという、そういうキャッチボールを、社会教育委員会が所管する附属、そういう、審議会とか、協議会があるのでしょうかけれども、私は審議会は要らなくともいいというものについては、私は廃止すべきだと思うのです。国で、要らないと、つくってもつくらなくともいいというものについては、それを廃止をしながら、利用者とのパイプはそういうことに進めていくという組織の簡素化的なものを、私は図っていくことも大事ではないかと思っておりますので、ぜひ公民館の問題については、その一つのモデルになるような感じで作っていただきたいというふうに思いますので、御検討をしていただきたいと思います。回答は要りません。

191ページ、これは文化財課長に質問しますと通告した関係もありますので、ここをお聞きしておきたいと思います。

歴史の道の関係です。あなたが私のところに来て、こういう状況ですからという現状報告をしていただきましたので、それは、ただ、暫定でやったのですね。これだけは確認をしておきたいと思います。2カ月でしたか、3カ月ですか、3カ月間の暫定でやったのですね。それだけ確認したいと思います。そういう確認でよろしいですね。

○佐藤文化財課長

館前遺跡の遺構表示の建物のモニュメントについては、一応暫定ということで措置をさせていただきます。

○竹谷委員

まだリースが、引き続きやるということで予算化されていますね。その場合はどういうふうに、今度はやらないという方式なのですか。また3カ月間の暫定というやり方をとるのですか、その辺はいかがですか。

○佐藤文化財課長

現状のままで館前遺跡の散策路として利用していただきたいと思います。

○竹谷委員

そうであれば、もうちょっときちんと、環境の整備がどこまでできるかわかりませんが、私はやはりきちんと、多賀城の歴史の一つの観光資源にもなるモデル的事業だと思いますので、それを含めて多賀城の観光というものに結びつけていくというのが、DCキャンペーンの3カ月の暫定の事業ということにしたのでしょう。その成果を受けて、これはあなたのところだけでなく、商工観光課も含めて、私は一つの整備をして、できれば通年で、いいか悪いかは別ですが、通年に見られるような格好をすべきだと思うのです。

幸いにして、商工観光課長は史跡のプロですよ、この方をちゃんと、十分観光行政とあわせて、あそこをモデル的にちょっとやったらいいのではないですか。やるのであれば、中途半端はやめた方がいいと思う。一番格好が悪いのは、あそこに掲示板が立っていますね。格好いいですね、あの掲示板。渡っていくのは何ですか、下水道のボックスの上ですね。それでは、その周りを四季の花なり何かを植えて、玄關らしい飾りつけというのはあるのではないですか。笑われますよ、これ。「何あれ」と、「あれならかえってやめた方がいい」という意見が市民から寄せられました。いかがですか。もうちょっときれいに入口を整備して、手をつけられないところがあるかもしれませんが、そこは最大限工夫をして、お客さん方が散策できるような方法を考えていったらよろしいのではないのかというぐあいに思うのですけれども、そのような考えはございませんか。

○佐藤文化財課長

ボックスカルバートのところの整備については、一応竹谷委員のお話にもありましたので、今後関係課に集まっていたいただき、その中で協議させていただきたいと思います。

○竹谷委員

もう3点質問したので、第1回は終わりたいと思いますが、ひとつ、ことごとく、我々から言われなくても、そういう体制に持っていくということが大事ではないかと。そして、できるだけ多賀城のよさを、観光客なり地域の人たちに理解をしていただくというものも、ひとつ私はやっていくべきではないのかというぐあいに思いますので、これは全体的にそういう思想で、史跡関係は史跡だというのではなく、多賀城全体としてどうあるべきかということ考えた施策をぜひ進めていただきたいということをお話しいたしまして、前段の質問を終わりたいと思います。

○佐藤委員

167ページの、要保護・準要保護に要する経費、こちらは小学校ですが、同じく中学校の部分とあわせてお聞きしますけれども、中学校の方は予算が前年度に比べてふえているので、小学校の方が減っているのですが、この背景は説明あったでしょうか。

○小畑学校教育課長

お答え申し上げます。

小学校の方が減っているということでございますね。一番大きな経費というのは、修学旅行費なのです。あと、6年生が中学校に行く、6年生が減るといような段階で、そこで差異が出てくるということでございます。

○佐藤委員

人数の差だということですね。上に上がる人数の差。

それで、今、子供の貧困、親の経済状態にかかわって、子供もいろいろな意味で大変な状況に陥っているということが話題になりつつあります。そして現実になっています。子供の貧困が問題になっているのですけれども、中学校の方は生徒数がふえるので、自然増でふえているということなのですが、小学校の方のその要保護・準要保護の減った要因はなぜですか。今からの社会情勢を反映すれば、減ることは考えられないというふうに思うのですが。

○小畑学校教育課長

毎日のように就学指導などの関係、申請に来るのですけれども、11月19日の数字、この7番の予算説明書をつくった段階の数字でございまして、現在、要保護・準要保護では、小学校が前年対比で少し減るというようになっております。現在のところはそういうことでございます。

○佐藤委員

なぜ減ると判断したのですか。

○小畑学校教育課長

先ほどちょっとお話しいたしましたけれども、修学旅行のお金でございます。（「いや、要保護・準要保護、いわゆる就学援助のところの減った要因の判断の理由です」の声あり）これでございますか。（「167ページ」の声あり）申しわけございませんでした、ほかの数値と勘違いしておりまして申しわけございませんでした。

これは、確定した人数が正確に出てこないわけでございます。絶えず変動がございますので、それで、今年度の状況を踏まえまして、ふえるとか減るとかございますけれども、平成21年度の12月補正で絶えず調整していきたいというようなことで、あくまでも今後の状況がはっきり見えないというようなことで、こういう数値になったわけでございます。

○佐藤委員

補正で対応していくということであれば、申請しに来た人に対する抑制はないというふうに判断するのですけれども、'05年度以降、就学援助の予算が一般財源化されまして、それ以降、削っていないのかということであれば、何回か予算委員会の中でも、きちんと対応しているということがわかっていましたので、心配はしなかったのですけれども、今からの社会状況の反映の中で、ふえてくるという予想がされる中で、ぜひこのところはしっかり目を配りながら、漏れることのないように、申請に誠実に対応していただきたいと思いますけれどもいかがですか。

○小畑学校教育課長

そのように考えております。

○佐藤委員

よろしく願いをいたします。

次、171ページの、学力検査のところをお願いいたします。ことしで3回目ですね、学力検査は。2回やったわけですが、何か得るものがあればお話してください。

○小畑学校教育課長

お答えします。

こちらに出ている 13 節の学力検査業務委託の件でございましょうか。これは学力状況調査の予算ではございません。先ほど中村委員にお話ししましたように、市の方で独自に組んでいる予算でございます。

○佐藤委員

全国学力テストの分ではないのですか。

○小畑学校教育課長

それは国の方の予算でやっておりますので、ここには計上されておられません。

○佐藤委員

しかし、学力テストに参加するのでしょうか、しないのですか。

○小畑学校教育課長

二つお話しいたします。

まず、全国学力学習状況調査の件でございますけれども、これは同じように来年度も受けるということでございます。それがまず一つでございます。

こちらの方に 13 節委託料で出ておりますのは、多賀城市独自で行っています、小学校に対して、学年に対して 1 教科、それから中学校では 2 教科、先ほど説明しましたけれども、これは別の、全国標準学力テストというのを、各学校裁量で任せているものでございます。

○佐藤委員

そうすると、全国一斉にやられる学力調査はこの予算には反映されていないわけですか。

○小畑学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

項目としてないのはおかしいのではないですか。教育長が何か話したそうなのです。

○小畑学校教育課長

お答えします。

国の予算でやっておりますと、こちらの方には歳出・歳入には入ってはいけません。

○佐藤委員

そうすると、私たちはこの件に関しては、話せる場所はないのですか。かかわれる場所はないのですか。（「一般質問を使っただけならば」「予算ゼロの事業だから、事業としてやるのでしょうか」の声あり）普通、ゼロでも載るのではないですか。

○小畑学校教育課長

申しわけございません。171ページの、13節委託料の件にかかわる件だと思っておりましたので、その件についての、市独自でやっているのと、また全国学力状況調査とはまた別物だということをお話しをさせていただきました。

○佐藤委員

そうすると、私、その全国学力調査のところの予算項目を探し切れなかったのですけれども、ないのでしょ。では、そのことについて何う場所はないわけで、市の支出がゼロであっても、でも、いやしかし、いいですか、ちょっとだけ。全国学力テストの結果にすることがいろいろ言われる中で、やはり言及できる場所がないというのは、これはつらいことです。いいです、わかりました。やって……。いいです、いろいろ後ろでぐちゃぐちゃと言っていますけれども、でも課長は答弁する気はないようですから、（「答弁できないそうです。答弁する立場にないそうです」の声あり）教育長、何か言いたそうではないですか、いいですか。（「答弁しますか」の声あり）

○小畑学校教育課長

全国学力状況調査の件でございますね。一般質問でも、うちの教育長から話があったと思いますけれども、基礎基本に対するものに対してはほぼ全国並みと言っているのですけれども、活用に対するもの、ただ覚えているだけではなくて、それを生活の中できちんと使えるような問題が出るわけです。そういうものに対する力は少し劣っているというような状況でございます。

○佐藤委員

何かかみ合ってきました。それで、公表するしないといういろいろな出来事が全国的にありますけれども、公表をしなければならぬという委員もいらっしゃいますが、このことを公表することでいろいろな悶着が起きているということでは、子供に対するそのメリットなどというのは何にもないような気がするのですが、この点ではいかがお考えでしょうか。

○小畑学校教育課長

全国学力学習状況調査は、あくまでも序列化やランクづけをするものではございません。それで、各学校の子供たちの授業の指導、改善、どこがウイークポイントかというようなことを押さえて、それで学校で活用していくというものでございますから、あれは点数ではなくて、ポイントと、そういうことでございますので、そのようにとらえております。

○佐藤委員

そういう立場を堅持しながら、本当は参加しなくともいいのではないかと、かなりのお金を使いますから、国全体で約五百何十億円だかお金を使うのです。そういうお金を使って、57億円ですか、約57億円のお金を使ってやるテストで、そういう意味では、「積極的に公表する」と言って、悶着を起している県もありますけれども、子供のためにならないという点では、公表するという点に追随しないという知事さんがいっぱいいらっしゃるといことは、そういうとらえ方ではないのかと。国がこんなに公費を使ってやるような、意味のあるテストではないと。参加しないことがかえって国の税金のむだ遣いを防止することに貢献するのではないかとと思えば、参加しなくともいいのではないかとということをお話しして終わります。

○森委員長

ここでお昼の休憩に入ります。再開は1時といたします。お疲れさまです。

午後0時00分 休憩

午後0時57分 開議

○森委員長

定刻前ではございますが、午前中に引き続き質疑を続けてまいりたいと思います。再開いたします。

先ほどの竹谷委員の質問に対して、教育部長より答弁を申し込まれております。よろしくどうぞお願いします。

○鈴木教育部長

先ほど、竹谷委員からお話がありました教育用コンピュータ整備事業につきましては、市が現在、地域産業の振興といったことを考えると、この説明については若干やはり配慮を欠いたのかと思います。今後、そういったことのないように十分注意しながら、説明責任を果たしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○竹谷委員

ここに大々的に新聞の切り抜きもあるのですが、やはり市全体で取り組んでいるという姿勢が大事だと思いますし、その姿勢に、今、回答あったように、諸般の事情でそうはいかないという問題もあると思うのです。そのものはやはり素直に、いや、そうは言っただけでも、諸般のこういう事情で、こういうぐあいに今回はやりたい、やるようにして予算化しているのということ、やはりきちんと説明をしてやるということが、説明責任で重要ではないかというふうに思いますので、部長の答弁でよしといたしますけれども、今後の説明においては、できるだけ、教育委員会だけではなく、市全体でそういうものについてはひとつ説明をきちんとしていただきたいということをお願いして、この件については質問を終わりたいと思います。

○森委員長

続いて、生涯学習課長より答弁を求められております。

○伊藤生涯学習課長

午前中に相澤委員の方から御質問ございました図書館の蔵書数と貸出数の関係でございます。県内での多賀城の位置づけでございますけれども、これは平成19年度末になりますが、蔵書数におきましては、仙台市を除いて、仙台市に5カ所ほどの図書館がございますけれども、仙台市を除いて5番目になってございます。18万7,923冊でございます。

貸出数でございますけれども、今度は仙台市を含めてなのですが、人口当たりでございます。1人当たり、市部では2番目になります。それから町村を含めると6番目ということでございます。

○相澤委員

ありがとうございます。数だけではなくて、やはり、先ほども申し上げたように、図書館というのは文化の程度もあらわす一つの顔でございますので、頑張ってください。ありがとうございます。

○雨森委員

資料7の165ページの一番下に、「総合的な学習の時間」としてありまして、予算化してあるのですが、多賀城の小中高の中で、学校同士の交流とか、職場体験とかというようなことを、おやりになっているかどうかについてお尋ねいたします。

○小畑学校教育課長

お答え申し上げます。

中学校2年生が、各4校、職場体験をしております。

○雨森委員

その内容についてお聞きします。

○小畑学校教育課長

お答え申し上げます。

各学校、まず手順といたしましては、2年生になりましたら、将来職業につくために勉強もしなければいけないというようなことで、職場体験をしましょうというようなことでございますけれども、それに伴いまして、各学校で、子供たちが主体になって、どういう職場に行ってみたいというようなアンケートをとりまして、それで、子供たちがみずから各職場に電話をかけると。そして、その職場に行つて、さまざまな、第1次産業、第2産業、第3産業、さまざまな職場に行つております。その中で子供たちはいろいろなことを経験しております。

それに伴いまして、あと、東豊中学校の方では、キャリア教育ということで、高校で言うインターンシップというのでしょうか、職場体験的なことをことし5日間、させていただきました。

○雨森委員

その中で、宿泊なども入っているのか、あるいはまた日帰りで5日なのかということもありますが、これは職場体験というよりも、NHKテレビですか、3月7日土曜日、PM6時25分からですか、東京の豊島区の若葉小学校と山形の尾花沢の寺内小学校というこの両校が、東京と山形、ビデオを見て交流学習をやっていたということで、テレビで放映されました。これは非常に興味深く私も見ておったのですけれども、地球環境の問題とか、同じスイカをつくりましても、山形と東京で同じ苗を使っても違うのです。できが。そういったものも肌で生徒たちが感じていく、特産物両市が育てる体験というのですか、これは今、課長がおっしゃったように、第1次産業、第2次産業、特に山と海とか、両市の交流とか、そういったもので、収穫までをいろいろとビデオで交流をしている。すばらしい交流だなと拝見したのですけれども、やはり多賀城市も、こういった教育でお勉強も大事なのです。しかし、心の体験学習とか、そういったものが今本当に問われているのではないかと思うのです。各学校、先生方非常にお忙しいのですが、日本のこれからの大事な子供を育てるためにも、そういったものをより重視しながらお願いしたいと思えます。

立命館大学の加地先生という教授が、名前までは言いませんけれども、「知識より知恵」ということを新聞に出しておられるのです。昔は知識から入りました。今は知恵から入っているのです。済みません、反対です。知恵から知識、学校に行つて、勉強、勉強、勉強で、頭でっかちになってしまつて、大したことないのに、非常に自分が偉そうになつてしまつたというような、その頭でっかちの人間が多いと。昔は丁稚から入りまして、そして

こつこつ何十年たってやっと番頭になり、番頭になって一人前にのれんを分けてもらうと。そしてその余った時間で勉強にいそしむというような、論語にも書いてあるのです。「行いて余禄あらば、すなわち見て学を学べ」、現場を大事にして、現場でしっかりやって、それから時間があればお勉強しても構わないのだと。今は逆に、まず塾へ行って、いい大学、いい学校、いい学校、そして社会へ出ても、なかなか学校だけでは受け入れられないというようなこともあるものですから、ぜひ、多賀城市でやはり予算化していただいて、今、課長がおっしゃったように、できるだけそういった体験ができるような、心豊かな子育てというものを望むわけですがいかがでしょうか。

○小畑学校教育課長

今、第1次産業というお話がございましたけれども、実際に多賀城中学校と高崎中学校では、農業民泊というものをしております。それで、その地域に出かけていきまして、これは職場体験というよりも、「総合的な学習の時間」を使いまして出かけております。そちらで農業体験等々をしております。

それに伴いまして、その学校裁量、あるいはその地域に知っている先生がいるとかどうかということ、学校の運営にかかわることだと思いますけれども、その中で交流をしようではないかというような話があれば、それは可能なことだとは思いますが。

本当に、今、委員がおっしゃいましたように、知識より知恵ですか、英知でしょうか、そちらが本当に大切のようだと私も認識しております。

○雨森委員

ありがとうございました。

私も、あることで知ったのですが、「木はもとから割れ」というのです。「竹は先の方から割れ」ということで、同じものを割っても、割り方によってはきれいに割れる、こういったものも現場から教わった知恵のようでございまして、例えば竹とか木、あるいはまたほうきもそうですが、目いっぱい腰で掃いてもごみは掃けないのでありまして、いかに穂先をうまく使ってそのごみを取るかということが、これはもう現場の知恵でありまして、こういったことも、今の子供たち、我々もそうですけれども、そういうところをしっかりと、社会全体から身につけていけば、より以上の人間性といえますか、ものが育っていくのではないかと思います。これはこれで終わります。

資料7の179ページです。相澤委員からもちょっと関連で出ておりましたが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の件でございます。171万円の補助事業でありまして、その中に事務事業計画兼評価表を拝見しますと、これは決していいことは書いてありません。

拡大して持ってきたのですけれども、今年で8年になるわけです。運営組織自体の再編とか、改編とか事業内容の検討、見直しが必要であるということ、これを一々読んでいくと時間がかかりますから読み上げませんが、何かもうこの事業が非常にもう先が見えてしまっていて、なかなか難しいというようなことが、この評価表に書かれているのです。

そして生涯学習担当となっているのですけれども、前から申し上げていますが、これは生涯学習だけではちょっと難しいと思うのです。というのは、ここに書いてあります「多賀城の一大イベントである」と。その一大イベントが8年間でもう死にそうになって、消えていくのではないかと、後継者もいないというようなことが、現場の声もちらちら聞いております。それから年齢的にも非常にお年を召された方々も多いし、生涯学習になじまないという声もたくさん出ているということが聞かれますし、ここにも書いてあるのですが、それについてお尋ねいたします。

○伊藤生涯学習課長

万葉まつりにつきましては、平成 20 年度で 11 回目ということになりますけれども、ここに書いてありますことにつきましては、いわゆる発足当初の考え方といいますか、いわゆる生涯学習の範囲内といたしますか、生涯学習活動としてやっていくためには、なかなか難しいところがあるというふうなものを含んでいるというふうに解釈していただければと思います。

それで、現状でございますけれども、きのうもちよっと申し上げましたけれども、もう平成 21 年度の事業に取りかかっているということで、その中に市民活動団体の方々も入って、もう今の企画の段階から参加しているというふうなこともございます。

そういったこともありまして、市の一大イベントとして近づけるような形で、我々も今後力を尽くしていきたいとこのように考えてございます。

○雨森委員

とにかく、多賀城市の大きな祭りの一環であるというふうに位置づけするのであれば、私は 180 万円とか 200 万円の予算は少な過ぎると思うのです。もっと真剣に取り組むなら、もっと予算化して、そして若者から幅広い意見を聞きながら、組織づくりをしっかりと、もう既に年数もかなりたっております。

太宰府市の市民まつりの例を取り上げても、これはもう太宰府と多賀城は違うのだとか、奈良と多賀城は違うのだと言われますけれども、友好都市なのですね、これ。ですから友好都市のいいところはやはりどんどん、どんどん取り入れなければいけないのです。1 日に 6 万、7 万人の人が集まって、そして非常に母体もしっかりした母体で、二十何年間続けてきているのが太宰府市の市民まつりです。一方、多賀城の方では、高齢化して、先がだんだん細くなってきたということで、ただ友好都市、友好都市というのではなしに、多賀城は小さいながらも前向きに、これから夢の持てるようなお祭りをつくっていかねばならないとそのように思うのですが、再度お考えをお尋ねいたします。

○伊藤生涯学習課長

我々どうしても生涯学習の中での活動というふうなことで、限定した考え方になるのかもわかりませんが、その辺を一步脱皮するということになれば、市としての位置づけと申しますか、そういったものをどのような形でつくっていくかと、どう位置づけていくかというふうなことになるのかというふうに感じます。

○雨森委員

では、この問題は引き続き、私どもも追求させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○根本委員

学校教育課関係でお伺いいたしますけれども、まず、一つ目は、昨年と一昨年「子ども議会」を開催いたしました。本年はどうするのかお伺いしたいと思います。

○伊藤市長公室長

今年度平成 21 年度も引き続き行いたいと思っております。

○根本委員

お願いします。

それから、いじめ問題についてお伺いしたいと思いますけれども、平成 21 年度は少しでもいじめが発生しないように祈るところでございますけれども、もし発生した場合の対応についてお伺いしたいと思います。

いじめが問題化、あるいは相談いただいたときに、まず 1 点目、迅速な対応というのが大事ではないかというふうに思います。

それから、もう一つは、本人あるいは家族がどこに相談したらいいかという問題があります。実は、私も相談いただきまして、お母さんが、どこに相談したらいいのだろう。先生方といろいろお話ししたのだけれども、自分の気持ちをどこに相談したらいいかという相談があったのです。

平成 8 年からでしたか、多賀城市のフリーダイヤルで、「なやみなし」でしたか、0120 のフリーダイヤルがありますね。それを全生徒に配っているという話があるのですが、それは今でも配っていますか。

○伊藤生涯学習課長

毎年お配りしております。

○根本委員

そこで伺いたいののですが、実は常駐しているという状況でもなくて、相談したときにちょうどいなかったと、担当者が。そういうことがあって、やはりせっかくフリーダイヤルで緊急に相談したいというお母さんがいるのに、不在だったということがあったのです。また電話をいただいて、「いなかったのです」というようなことでした。

おかあさんとすると、急にいじめがあって、10 日前から不登校になってしまったと。学校に行きたくない、こういうことなのです。それを親も子供も解決したいわけです。ところが、その解決の方策が見つからない、こういうことなのです。担任の先生にすれば、「大したことないよ」とか、いじめの実態はわかっている、そういう対応しかしてくれなくて、相談をして、ぜひとも教育委員会なり学校も動いていただきたい。そして学校に通わせたい、いじめをなくしたい、こう思うのが親の気持ちでありますから、そこに迅速にいじめに対応するというのと、相談体制を充実するということが、私は非常に大事だと思いますが、平成 21 年度はその件についてどう対応いたしましょうか。

○伊藤生涯学習課長

面接に関しましては、今、青少年指導員というものが 1 名おまして、そして対応させていただいているのですが、非常勤職員ということもありまして、勤務時間の関係がございます。

そういった関係で行き違いがあったのかと思いますけれども、基本的には、面接相談をいただくのが火曜日ということで、曜日設定、あと時間も 10 時から 3 時までというふうなことで、一応設定をさせていただいているのです。基本的には電話連絡をいただいて、予約をしていただくと、面接の場合ですが、あと電話の場合には随時相談に応じるというような体制でございますけれども、平成 21 年度についても現状の体制でいく考え方でいるところでございます。

○根本委員

ですから、現状の体制で十分対応できるかどうかということ、今、私が質問しているので、平成 21 年度もその体制でいって、電話かけたけれどもいかなかったときは、しょうがありませんということではないでしょう。やはりその辺は、担当課長としても、そういう問題については敏感に、迅速に対応したいと、そういう考え方でいらっしゃる私は理解するのですけれどもどうですか。

○伊藤生涯学習課長

その気持ちについてはそのつもりでございます。

○根本委員

そのためには、どうしたらいいかということを含めて、やはり常時相談できる体制、あるいは、多賀城市だけではなくて、対応できることもあると思うのです。「いじめ 110 番」とかとあるでしょう。ですから、父兄の皆様にも、多賀城はこうで、こういうところに相談があると。そしてその相談した内容については、きちんと教育委員会の方に来ると、その相談を受けた方から。そういうことを踏まえて、体制をきちんと、相談できる体制、充実できる体制をぜひ御検討いただければとこのように思います。

あと、学校側のいじめに対する対応も、迅速に、やはり教育委員会に報告をして、教育委員会もその事案を的確に把握をして、アドバイス、解決方向へ向けての対策をとるように、ぜひ平成 21 年度はお願いをしたいとこのように思います。

それから、行革に関してでございますけれども、先ほどもいろいろ質疑がございました。市民の皆様を対象とする施設、それを図書館も含めてアウトソーシングをして、行革するというようないろいろな話がございまして、そういうときの行革の基本的な考え方は、市民サービスの低下を絶対招かない、むしろ充実させると、向上させるということと、経費を節約するということだと思っておりますけれども、この大前提が私は必要だと思っておりますがいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

委員おっしゃるとおりだと思います。

○根本委員

そういう意味からすると、私は教育委員会は聖域ではないと。図書館も聖域ではないとこう思います。むしろ教育委員会もむだを省いて、そして市民サービスの向上を目指すならば、むしろ市民から理解を得られると私はこう思うのです。

ですから、その大前提に立って申し上げれば、まず、そのサービスが低下しない、それから経費も節約できると、そして何よりも市民からの理解が得られるかどうか、これをきちんと教育委員会の議論の中で、私は精査をしてほしい。そして、また、教育委員会、社会教育委員会の中でも、そういったことを踏まえて議論をしてほしいとこう思います。

このように議会で言われたということも、ぜひ報告しながら、そういう議論を進めていただきたいとこのように思いますがいかがでしょうか。

○鈴木教育部長

わかりました。その方向で検討させていただきたいと思っております。

○根本委員

時代は思った以上にかなりのスピードで進んでいるのです。ですから、やはり先々を見越して、行政の運営というのをしていかなければならないので、その辺はやはりいろいろ議論の中身に入れながら、やっていっていただければと思います。

それから、もう一つ、行革関係なのですが、161ページと学校用務員の関係です。それから中学校の用務員、計上されております。これはそれぞれ委託先と、それから人数何名ずつかお知らせください。そして、1人つき委託額はどのぐらいになるのか。

○小畑学校教育課長

お答えします。委託先は大進東ヒューマンサービスという会社でございます。

それで、平成20年度は、小学校5校に11名、多賀城小学校を除きまして、用務員さんでございますから、中学校は4校9名でございます。

それで、どのぐらいのお給料なのかということになりますと、年間大体300万円前後ではないかというふうに思います。

○根本委員

今計算しますと、1人330万円ぐらいですか、そういう委託になっております。

しかし、この委託の問題でもいろいろ議論がありましたけれども、まず一つの大きな問題は、校長の指揮命令権がいくかどうかという問題。実際これ問題が起きていますね。校長の言うことを聞かない、先生の言うことを聞かないという問題もありました。ですから、そんなことはないのだというのはいかがなものかと、こういうことが一つあります。

それから、業務内容を、用務員の仕事というのは、その契約の中で業務がずうっと載っていますね。その業務に限られることだけではないのですね、当然。校長先生がこれをしてほしいということは全部業務なのです。普通は、一般的に、用務員さんは。そういう意味からすると、果たして業務委託の方がいいのかという一つの疑問を感じます。

では、どういう方法があるかという、前にも要望書を出したことがありますけれども、仙台市では、非常勤職員を今どんどん採用しているのです。それで、2人のところは時差式に出勤をする。非常勤の場合は週30時間で1日6時間ありますから、まず学校に朝出る人は1人出る。そして2時間後にもう1人が出て、その人は学校の最後までいる。途中4時間は2人ぎりぎり仕事ができるわけなのです。その費用は1人当たり200万円から230万円で済むわけでしょう。非常勤職員の場合は、100万円は軽減されるのです。そうすると、20名ですから2,000万円の軽減にはなると、こう私は以前から要望で申し上げておりますけれども、その経費を節約するという問題と、やはりその学校の校長あるいは先生方が仕事がしやすい環境をつくるという意味では、非常勤職員の方が校長に指揮命令権がありますから、その方がより仕事がスムーズにというかスピーディーと申しますか、そういう問題はクリアできて、すっきりいくのではないかと思いますのでしょくれどもいかがでしょう。

○小畑学校教育課長

お答え申し上げます。

指揮命令権に関しましては、以前にもお話ししましたけれども、現場責任者がおりますので、その方をまず通すということです。

それから、非常勤の件に関してでございますけれども、これはいきさつが、もう御存じだと思いますけれども、退職者不補充という方針でやっていたわけでございます。その中で、週 30 時間の非常勤職員も充ててきたのですけれども、学校現場から、学校用務員さんが 2 名とも非常勤職員になるところが出てきたわけでございます。それで学校の方から、何とか丸一日配置できるようにできないかというような要望があったわけでございます。そういう流れで、このように委託というような形になったとお聞きしております。

○根本委員

そのとおりなのです。経緯としては全くそのとおりであります。

ですから、では仙台市はどのようにやっているかということも研究してくださいと、私は言っていましたけれども、仙台市はもうすべての学校でそういう方向性で、私は確認しましたけれども、教育委員会では言っていました。そういう方向性でいきたいということでした。それは学校側との話し合いによっては、メリット、デメリットが両方あるわけですから、メリットをきちんとお話をしていただければ、それは私はクリアできる問題だところ思うのです。

ですから、教育委員会サイドとしては、その経費節約という問題、それからそういうメリットはあります。確かにデメリットとして、学校側の現場の声では、二人とも 8 時間いてほしいと、こういう声があるでしょう。ですから、それをよく検討していただいて、学校側とも相談していただいて、2,000 万円の経費を節約するために、どういうあり方がいいのかと、学校側の、そのために 2,000 万円を出した方がいいのか、それとも朝から夜までだれもいないわけではないわけですね。1 人は必ずいる、中間はいるわけですから 2 人とも。それで対応は可能ではないか。また、そうした場合に、メリットとして学校の明確な指揮監督権があるわけですから、そういうメリット、デメリットをはっきりしながら、平成 21 年度、学校側とも相談しながら検討していただければこう思いますけれどもいかがでしょうか。

○小畑学校教育課長

お答えします。

確かにそういう意見もあると思います。研究をいろいろさせていただきたいと思います。

○吉田委員

2 点伺います。

まず最初に、191 ページ、文化財保護管理に要する経費にかかわることですが、多賀城碑周辺に駐車場を設置することです。以前、私は、平成 17 年 6 月 21 日の一般質問でこの課題について述べました。そのときの当局の答弁は、中央公園を本格的に整備するまでの間、一時的に多賀城跡地内に駐車スペースを確保できるよう、国・県と協議するというものでありましたけれども、まだ実現に至っておりません。

そこで、一つは、特別史跡多賀城跡附寺跡の現在の第 2 次保存管理計画の中では、A1 地区の整備活用用地内について、次のように記載されています。「遺跡の保存に影響を及ぼさない範囲で、公共・公益駐車場などの便益サービス施設の整備」ということをうたっているわけです。

それから、もう一つは、現状を見た場合でも、多賀城碑周辺における特別史跡の用地内においても、工事用のトラックとか業務用の車などは常態的に駐車している現状でもあるわ

けですから、ぜひこれらの課題の取り組みについて、どのように取り扱っていく考えであるかについて伺います。

○佐藤文化財課長

多賀城跡を訪れる方々の利便性を考え、多賀城跡地内に駐車スペースが確保できるよう、平成 21 年度から始まる第 3 次保存管理計画の中で、その辺を、駐車場の必要性を見いだし、検討していきたいと思えます。

○吉田委員

2 力年間の事業で、第 3 次保存管理計画の見直し作業に当たるわけですが、その中でこの駐車場の取り扱いについて明記していくという意味の今の答弁だったのでしょか。また、それらの保存管理計画を策定する作業の中で、この駐車場の設置の課題について取り組むという意味だったのでしょか。改めてお尋ねいたします。

○佐藤文化財課長

第 3 次保存管理計画策定の中で、駐車場の必要性を見いだし、それで策定委員会の中で検討していただいて、できるだけ盛り込まれるように私の方でも努力していきたいと思えます。

○吉田委員

わかりました。ぜひその課題を第 2 次保存管理計画の中でも明記はされているわけですが、さらに具体的に設置の方向での詳細な位置づけを図って、策定されるようにして、今答弁のあったような形で、なるべく早くということでの実現を願っておきます。

次、197 ページ、文化センタートイレの改修事業についてであります。この案件については、これまでも重ねて要望されてきていたテーマでありますけれども、実にタイムリーに取り組まれるということ喜んでおります。

御案内のとおり、文化センターは昭和 62 年 4 月に開館して以来、二十数年が経過している状況下にあります。また、年間、文化センターを十数万人の利用者がいる現状でもある。

一方、市民の生活の中に洋式トイレというのはもう相当普及して、また、高齢者の利用が文化センターもかなり多く使われている現状から見て、しごく当然の必要な取り組みの事業であるということに改めて意識しているところであります。

そこで、3 力年間の事業として取り組まれる説明でありましたから、ぜひ初年度に、言うならば利用頻度の高いスペースの場所から、また、数においてもそのような説明になっておりますけれども、前倒して、数多く初年度から設置、改良、改修に当たるということについて、特段の意を配していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

文化センターのトイレの改修でございますけれども、480 万円ということで、平成 21 年度改修を予定しているわけでございますが、21 年度におきましては、12 基、正式には据えというふうな呼び方をするのだそうですけれども、12 基の改修を予定してございます。

その内訳でございますけれども、和式から洋式化するのが 7 基、それから洋式から洋式ということで、洋式の便座、ウォシュレットつきにして、保温便座といえますか、そちらの方に改修するのが 5 基ということで予定してございます。

場所につきましては、2階の展示室前、それから3階の給湯室の隣にございますトイレ、それからあと、2階と3階の障害者用のトイレを予定しているところでございます。

○板橋委員

まず最初に、213ページの、歳入でお話ししていた歳入歳出の差異についてお伺いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

御質問の公債費の公的資金補償金免除繰上償還金の元金の部分で、歳出 213 ページでは 3,731 万 3,000 円を計上させていただいております。歳入では、この分の借りかえ分ということで、3,700 万円ということで、端数で差が出ておりました。

これの内訳でございますが、歳入でも御説明いたしましたとおり、五つの事業、中央公園の整備事業、それから東豊中学校の校舎増築、新田新後公園の部分、それから新田南錦町線、それから二中の柔剣道場、この五つの事業の部分が内訳として入っております。

歳出の方は、それぞれ残債部分、円単位までのそれぞれの計上、5本の起債のそれぞれの合計額がここに記載しております 3,731 万 3,000 円、円単位まででの積み上げでございます。

実際に今度借りかえをする、起債の方を借換債として借り入れるわけですが、それはそれぞれ5本の事業ごとに10万円単位、起債の借り入れのときのルールとしまして、10万円単位で借り入れることになっております。その関係で、それぞれ事業ごとに端数整理をして、10万円に丸めると3,700万円になるということで、歳出と歳入でそれぞれ差異が出るということでございます。

○板橋委員

わかりました。

次、207ページ、給食調理に要する経費で、今現在、米飯給食は週何回で、月何食ぐらいになっているのですか。

○小畑学校教育課長

週4回だと記憶しております。

○板橋委員

週4回ということは、月17回前後ですか。月何食ぐらいですかと聞いたのですけれども、その平均値でいいです。

○小畑学校教育課長

そういうことになると思います。

○板橋委員

それぐらいになると思うと、ということで、去年の12月あたりに、文部科学省の方で、平均週3食を米飯給食にしていきたいというような御指導があって、それで大体全国的に週3食ぐらいがクリアできてきているということで、去年12月に文部科学省の方から週4回ぐらいにできないでしょうかという御案内がありましたね。それを先取りして、当多賀城では週4回の米飯給食を実施されてきたということで理解してよろしいのでしょうか。

○小畑学校教育課長

2日連続がお米で、それから1日パン、それから2日連続でお米で、1日パンの繰り返しでございます。

○板橋委員

わかりました。では、文部科学省より多賀城の場合は先を行っていたということですね。そう理解してよろしいのですね。

○小畑学校教育課長

そのとおりでございます。

○板橋委員

次に、205ページの、社会体育施設等管理運営業務に要する経費の、これは委託料で、説明のときに、「(仮称)第七小学校」とお聞きしたのですが、この詳しい内容をお伺いいたします。

○伊藤生涯学習課長

社会体育施設等管理運営業務に要する経費1億2,531万5,000円の関係でございますけれども、これにつきましては、説明の際にも申し上げたところでございますけれども、指定管理委託料が1億2,485万3,000円、それとあと、「(仮称)第七小学校」用地の管理委託の分として46万2,000円ということで説明をさせていただいたところでございます。

○板橋委員

その管理委託の内容を、今数字的な、金額的なことだけをお話しされましたが、管理委託というのは何の管理委託なのですか。

○伊藤生涯学習課長

内容につきましては、あそこに簡易トイレを置いてございますけれども、そのトイレの清掃、あと日常の見回りですが、そういったこと、あとグラウンドの維持管理ということでございます。

○板橋委員

トイレ清掃、見回り、グラウンドの維持管理にしては結構いい数字が出ていますね。今後この用地の先行きの利用する目的は、今何か考えございますか。

それで、これ学校用地として求めていると、ほかのことに使用すること、利用することはでき得ませんね、ある程度。そうなってくると、これいつまで「(仮称)第七小学校」というような形で、名称を使って、この土地を活用していくお考えなのですか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

実は、第七小学校の用地につきましては、過去に建設延期の地元説明会を4回ほど開催しております。その後も、石橋委員さん等から、第七小学校の用地についての一般質問がございまして、そのときの回答といたしましては、天真小学校の改築工事、いわゆるその建てかえになるのか、地震補強工事になるのかというふうなことが、当時わかりませんでしたし

たので、天真小学校の改築計画が本決まりになりましたら、あわせて地元へ説明会を開催するというふうなことで、一般質問の方で回答を差し上げております。

したがいまして、今回、補正予算の方で天真小学校の耐震補強工事が決まりましたので、近々、新年度になってからというふうなことになるかと思いますが、地元説明会なども開催していかなければならないだろうというふうに考えております。

なお、第七小学校の建設についても、いずれきちんとした形でそのことを議論しなければならない時期が、もう来ていると言っても過言ではないと思うのですが、実は第七小学校に通う児童の推移をちょっとだけ御紹介をさせていただきますと、当然、多賀城小学校、天真小学校、八幡小学校学区を、学区変更というふうな形になるのですが、多賀城小学校につきましては全体で13名ほど増員、生徒がふえています。天真小学校では平成10年と平成20年度を比較して、140名ほど児童数が少なくなっています。これは丸山の公務員住宅がなくなったことが一番大きな原因かと思えますけれども、140名、当時603名いた天真小学校の児童数が、現在460名ほどになっている。

それから、八幡小学校ですが、平成10年当時は487名いた児童数が、現在は約390名ということで、こちらの方も100名減員になっているということ。

その理由はもろもろございますけれども、そういった中で、第七小学校の建設を本当にしているのかどうかというふうな問題、丸山公務員住宅の跡地の利活用について、まだ決定していないので、この辺もこれからの要因というふうなことにはなりますが、最終的には、第五次総合計画で平成23年度を初年度とする向こう10年間の多賀城市の人口推計を、きちんとした形で計画してまいりますので、それと歩調を合わせて、生徒・児童数の増加率というのでも十分検討させていただいて、連動して第五次総合計画のその人口推計を見ながら、この辺はその時期に合わせて最終決定を考えていきたいというふうに考えてございます。

○板橋委員

今、るるお話はありましたが、学区の見直し、先ほど半分言ったのですが、その後何とも推移されなかったのですが、年度はちょっと度忘れしましたが、過去に城南の方の宅地造成、あとは高橋の宅地造成云々とありまして、児童・生徒数の推移も変わってきているので、宅地造成が始まるころに学区の再編、見直しをしながら、第七小学校の方の学区もある程度確立されて、第七小学校建設云々というふうな方向性をなぜ考えなかったのかと。よく前教育長は、第七小学校は建てます、建てますと言って、終わりましたが、その話はいつまでこのまま続けていくのですか。これに際して、小学校用地として補助対象で用地取得した、これに対して期限とか罰則云々というのは、あったらもうとっくにこの土地の利活用は考えていましたね。その辺はないのですね。いつまでもこのままずっと、言葉は悪いですけども、塩漬けの土地にしておくのですか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

用地につきましては、おおむね五、六年で建設をしようというふうなことで取得したというふうに、説明会でもお話をさせていただいていたところでございますが、先ほど、ちょっと実数を挙げて説明をさせていただきましたように、全体的な児童数の減少というふうなことを考えたときに、果たして本当に第七小学校の建設が今、必要なかどうかというふうなことを、もう一度教育委員会の内部で検討して、方向性を模索していきたいというふうに考えております。

なお、起債関係のことだと思えますが、特に罰則規定というのはございません。

○板橋委員

一応多賀城市の人口の推移、児童・生徒がこの辺が地域的に増になってくるのではないかというふうな、十数年前にお互い皆さん方、お考えになって、この場所に桜木「（仮称）第七小学校」の学校用地を求めたのではなかったのですか。

これを今さらもう一度見直すといっても、私は納得できるような答弁ではないと思います。やはりこの辺まで、今までずっと行政に十数年以上携わって、ずんずん管理職になっていく。副市長、今後、この「（仮称）第七小学校」の用地に関してどのようにお考えを持っていこうとしているのですか。指導していこうとしているのですか。それは教育委員会だから、副市長の裁量ではないわけですか。では教育長お願いします。

○鈴木教育部長

（「教育長ですよ。なぜ、私は教育長お願いしますと言ったのですよ」の声あり）では…
…。

○菊地教育長

第七小学校の経緯については、今、次長の方からお話を申し上げました。前教育長さんのお話もありましたが、私が引き継いでいたその後の人口のこと、あとはまちの開発のこと、そしてまた耐震のことと、いろいろ総合的なことがあったわけでした。人口のこの推移というふうなことから見れば、当初、そういうふうな方向でやろうとしたその計画が、やはり、今ここに来て、いろいろな諸般のことを考えると、いつまで決断しないでするずるというふうな言われ方をするわけですが、当初の計画どおりにはなかなかいかないのかというふうに思っております。

○板橋委員

どうも非常に苦しい答弁、ありがとうございます。これはこの辺で終わります。

3問ですから、だれかおられましたら、後でまたお聞きします。

○森委員長

今のところだれもおりませんので、続けてください。

○板橋委員

余り厳しいお話だけしないで、少しい話をさせていただきます。東豊中学校の学校だより、ことしの2月に発行された中に、昨年4月に3年生を対象に実施した全国学力学習状況調査、国語と数学の結果をまとめたことに対して、地区で回覧がありました。

そうしますと、この内容をかいつまんでお話しすると、国語によかった項目、あと、よくなかった項目に対して、先生方の対策はこのようにしていきたいと。数学も同じです。それで、最後に学力向上へ向けた今後の取り組みということで、5項目ですか、あとは、一つは、前に学校で学校評価に関する保護者アンケートの結果に対して、パーセンテージが少し悪かった面に対して、学校としてもこのように取り組みたいというふうな、東豊中学校だよりが出ました。

多賀城市内に中学校4校あります。他の3校でもこのような形で、保護者ないし地区の方々に、今学んでいる生徒にはこのように指導していますというふうなたよりというのは、出されたか、出されないか、教育委員会の方では掌握してされておりますでしょうか。

○小畑学校教育課長

各学校、学力状況調査が終わった後、それから結果が文部科学省から来るわけでございますけれども、それを分析しまして、そういう形で出しております。

○板橋委員

最後に、177ページの、社会教育総務に要する経費の社会教育振興事業補助金の内容についてお伺いいたします。

○伊藤生涯学習課長

社会教育振興事業補助金につきましては、各行政区でいろいろなコミュニケーションを図る事業とか、いろいろな触れ合いですが、そういったものをとったりする事業、そういったものを区独自で考えていただきまして、そしてそれを実施するのに必要な金額の一部、その事業を行うための一部を補助する制度でございます。

ちなみに、平成20年度については42行政区の方で実施していただいております。

○板橋委員

その一部というのは、大体1事業に対してお幾らという基準、限度額、あるのですね。それも一緒に話してもらえば、あとお聞きすることはなかったのですが。

○伊藤生涯学習課長

大変申しわけございませんでした。1事業当たり1万5,000円を限度として補助をさせていただくという制度でございます。

○竹谷委員

1点だけちょっと。史跡保存管理計画、191ページです。先ほど、第3次で質問して、回答が得られております。その質問の回答に、追加指定等も含めて第3次計画を2年間で策定していくのだというふうにお聞きしました。追加指定を含めてということであれば、削除もあり得るということで理解しておいてよろしいのですか。

○佐藤文化財課長

第2次保存管理計画が策定されたのが昭和63年ですので、それ以後に柏木遺跡が平成元年、あと山王遺跡千刈田地区が平成5年に指定されています。これを加えた形でという話です。よろしくお伺いいたします。

○竹谷委員

ですから、それはそれで指定でしょうけれども、結果的に、私、いつも思っているのですけれども、何でもかんでも指定だ指定だと網をかけてしまうことによって、その土地の利用、活用の方法にもいろいろ地権者も苦労している。

もう1点申し上げれば、高橋の区画整理で、遊水地として、遊水公園なのか何なのかわかりませんが、多賀城苑のところに大きな面積を残して、それを何とか活用できないかと言いましたら、史跡で全部、全面発掘しなければいけないのだという話がありました。

よく聞いてみたら、それは武家屋敷の関係でなかったかというふうに、多賀城政庁跡ができたときの関連性は余り薄いというふうに、私はある人から聞いたことがあるのです。

ですから、基本として多賀城政庁跡のあの歴史を中心としてやっていくのは、これは大事なことですけれども、そういう一つ、歴史をやっている人には大変恐縮なのですけれども、私から見れば一つやはりランクが落ちたといいますが、そういうところは、やはりある程度試掘したら、もう活用してもいいということに置きかえるべきではないのかと。先ほど七小の問題が出ておりましたけれども、やはり今、生涯教育、健康増進、高齢者の関係を含めれば、やはり気軽に運動できる広場を多くつくっておくということ、私は大事ではないかと思うのです。せっかく利用できるのに、草ぼうぼうで全然利用できないという大変もったいない状況にありますので、そういうものの活用を考えた場合に、ちょっと第3次の保存管理計画の中で、そういう点を見直ししてもらえないのかということ、ちょっと期待をしたのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤文化財課長

策定委員会の中では、ワークショップとか検討部会とか、策定委員会とあるのですけれども、今お話しされた点についても、意見として出させていただきたいと思います。

○竹谷委員

たしか、市川地区はA地区、B地区と決めて、A地区をできるだけ早くやろうと。B地区と。やはり10年なら10年の中で、買収計画というのもしっかりとしないと、あの辺に土地を持っている人はいつうちの方に来るのだという不安があるのではないかと思うのです。

そして、今の国の財政、県の財政を考えた場合に、今買い上げているのが2億円ですか、これが順調に来るのかということも、兼ね合わせて考えていかなければいけない状況ではないかと思うのです。これは私の意見です。答弁はいいですから。多分、「いや、それはなかなか」というふうになるのはわかっていますから。ですが、そういうことも含めて、もうちょっと皆さん方は幅広い議論をしていただけないかというのが一つ。

もう一つ、この間、雨森委員から、多賀城廃寺跡のところの道路問題が出ていました。あれは長年の懸案事項です。ですけれどもあそこは私物です。私有地のはずです。それに対して公有化して、文化庁の許可を得て、ある程度広くしてやるという施策も、こういう中で御検討していただきたいということをおっしゃるのですけれども、これは私の考え方だけにしておきます。答弁は要りません。

○森委員長

以上で第10款から第14款までの質疑を終了いたします。

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第22号 平成21年度多賀城市一般会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。再開は 15 分といたします。お疲れさまでございます。

午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○森委員長

定刻でございますので、再開したいと思います。

- 議案第 23 号 平成 21 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

○森委員長

次に、議案第 23 号 平成 21 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○森委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 9 の 49 ページをお願いいたします。

平成 21 年度国民健康保険特別会計予算策定資料に基づきまして、予算編成に係る主なものを御説明申し上げます。

初めに、医療費の推計ですが、基本的には前 3 カ年の実績から算出しております。

しかしながら、医療制度の改正等に伴う急激な変動などを回避するため、若干の修正を行っている箇所がある点を、あらかじめ御承知いただきたいと思っております。

また、この資料の読み上げにおきましては、款項目及び財源内訳を省略させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、1、一般被保険者医療費の推計、若人ですが、表の 21 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 1 万 425 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額、入院が 7 万 3,683 円、入院外が 6 万 2,832 円、歯科が 1 万 6,344 円、計が 15 万 2,859 円、診療費総額が 15 億 9,355 万 5,000 円であります。

次に、前期高齢者ですが、これも 21 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 4,581 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額計が 36 万 2,590 円、診療費総額が 16 億 6,102 万 5,000 円であります。

次の表が、平成 21 年度推計で、若人に前期高齢者を加えたものであります。表の左側から順に合計の欄で申し上げます。診療費総額が 32 億 5,458 万円であります。薬剤支給額は 7 億 2,626 万円で、これは診療費総額に薬剤支給率を乗じたものであります。療養の給付

費支給額は39億 8,084万円で、これは診療費総額に薬剤支給額を加えたものであります。次の公費負担額はありませので、同額が医療費になります。療養費は 8,248万 3,000円で、これは医療費に療養費割合を乗じたものであります。保険者負担額は 32億 9,115万 8,000円で、これは医療費と療養費の計に保険者負担率を乗じたもので、これが一般被保険者に係る保険給付費であります。

次に、50 ページをお願いいたします。

(1)歳出（保険者負担額）の内訳ですが、一般被保険者療養給付費は、E 欄の療養給付費支給額に実績給付率を乗じたもので、29億 1,560万 7,000円であります。

療養費は、H 欄の療養費に実績給付率を乗じたもので、6,044万 1,000円であります。

高額療養費は、療養給付費支給額と療養費を加えた金額に実績給付率を乗じたもので、3億 1,511万円であります。

高額介護合算療養費は、高額医療高額介護合算制度、新しく始まりましたが、これに基づくものでございまして、750万円を計上させていただいております。

移送費は、科目設定であります。

次に、(2)歳入の算出、療養給付費負担金ですが、これは一般被保険者に係る歳入であります。算出式を申し上げますと、保険給付費総額から保険基盤安定繰入金の2分の1、それと前期高齢者交付金及び療養給付費等交付金に係る前期高齢者交付金相当額を差し引いた金額に、それぞれの割合を掛けたもので、①国庫負担分が100分の34で6億 1,406万 3,000円、②国庫補助分が100分の7で、1億 2,642万 4,000円、③県補助分が100分の6で1億 836万 4,000円あります。

次の、51 ページにまいりまして、2、退職被保険者等医療費の推計、若人ですが、表の21年度の欄で申し上げます。

被保険者数の年平均が450人、被保険者1人当たりの診療費用額計が29万 9,380円、診療費総額が1億 3,472万 1,000円あります。

次の表の、前期高齢者につきましては、全員が一般被保険者へ移動しておりますので、数値の記入はございません。

次に、その下の表、平成21年度推計ですが、表の右端の保険者負担額は1億 4,616万 3,000円あります。

次に、52 ページをお願いいたします。

(1)歳出（保険者負担額）の内訳ですが、これも先ほどの一般被保険者と同じく、それぞれの金額に実績給付率を乗じたもので、退職被保険者等療養給付費が1億 3,419万円、療養費が243万 8,000円、高額療養費が1,879万 8,000円、高額介護合算療養費が150万円、移送費は科目設定であります。

(2)の、歳入の算出、療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者等に係る歳入であります。算出式は、退職分歳出予算額から退職分歳入予算額を差し引いて、それに退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額及び前期高齢者交付金相当額を加えたもので、1億 8,581万 7,000円あります。

次の、3、後期高齢者支援金の算出からでございますが、これ以降につきましては、いずれも算出式を別記したものでありますので、大枠の説明にとどめさせていただきまして、詳細につきましては後ほど御確認いただくと、そのような形にお願いしたいと思います。

それでは、3、後期高齢者支援金の算出でございます。

(1)の後期高齢者支援金と(2)の病床転換支援金の双方を加えた金額が6億6,266万円であります。

(3)と(4)、後期高齢者支援金と病床転換支援金の事務費拠出金10万4,000円であります。

(5)は、後期高齢者支援金負担金で、①が100分の34で1億5,123万9,000円、②が100分の7で3,113万7,000円、③が100分の6で2,668万9,000円であります。

次の53ページにまいりまして、4、前期高齢者納付金の算出でございます。

(1)前期高齢者納付金が71万円で、(2)事務費拠出金が9万3,000円であります。

(3)は、前期高齢者交付金で13億1,609万6,000円あります。

次に、5、老人保健拠出金の算出でございます。

(1)医療費拠出金は1億729万4,000円。

(2)事務費拠出金は10万円あります。

(3)老人保健医療費拠出金負担金は、それぞれの負担割合を乗じまして、①が3,090万1,000円、②が636万2,000円、③が545万3,000円あります。

なお、この老人保健拠出金及び負担金は、老人保健事業の精算等に関連したものであります。

次に、6、介護納付金の算出でございます。

(1)介護納付金は2億4,121万8,000円あります。

(2)介護納付金負担金は、それぞれの負担割合を乗じまして、①が8,201万4,000円、②が1,688万5,000円、③が1,447万3,000円あります。

次に、54ページをお願いいたします。

7、高額医療費共同事業医療費拠出金の算出でございます。

(1)の、拠出金は、国保連合会から示された金額でございまして、1億592万9,000円あります。

(2)は、高額医療費共同事業に対する負担制度でございまして、国・県それぞれ医療費拠出金の4分の1の2,648万2,000円あります。

次に、8、保険財政共同安定化事業拠出金の算出でございますが、この金額も国保連合会から示された金額でございまして、4億8,233万4,000円あります。

以上で、予算策定資料の説明を終わらせていただきます。

次に、予算書の御説明を申し上げます。

資料 8 の 17 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 3,780 万 6,000 円は、国保事務に要する経費でございます。主なものといたしまして、11 節需用費は保険証の印刷、12 節役務費は保険証の郵送に係る経常経費であります。13 節委託料は電算業務委託料として、国保連合会関係分と本市の国民健康保険新システム構築業務に係るもので、それとレセプト点検業務委託料及び保険証等一斉更新業務委託料であります。

なお、本市の国民健康保険新システム構築業務でございますが、2 月中旬からは旧システムと新しいシステムを並行稼働させながら、最終確認を行っております。4 月からの本稼働に向けまして作業を進めておりまして、順調な推移を見ているところでございます。

また、保険証でございますが、本年 10 月の一斉更新時には、カード化をいたしまして、お一人に 1 枚ずつの保険証を交付させていただく予定であります。

2 目団体負担金 535 万 9,000 円は、国保連合会への一般負担金であります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費 4,202 万 9,000 円でございます。

まず、1、賦課に要する経費 307 万 8,000 円は、国保税納付書の印刷や郵送に係る経常経費であります。

○角田収納課長補佐

2 の、徴収に要する経費は 3,895 万 1,000 円、前年度より 132 万 1,000 円増額して計上しております。これは訪問勧奨収納業務等委託料 114 万 6,000 円の増が主なものでございます。その他はほとんど前年度同様経常経費です。

○鈴木国保年金課長

次の 21 ページをお願いいたします。

3 項 1 目運営協議会費 35 万 7,000 円は経常経費でございます、4 回の会議開催を予定しております。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目趣旨普及費 63 万円は、窓口業務や保険証の更新時に配布するパンフレット作成に係る経常経費であります。

次の 25 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から、4 目にまいりまして、退職被保険者等療養費までは、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

5 目審査支払手数料 1,065 万円は、国保団体連合会に対するレセプト審査支払事務委託料であります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費から 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費までも、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次の、29 ページをお願いいたします。

3 項 1 目一般被保険者移送費と 2 目退職被保険者等移送費も、先ほどの資料のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金 3,648 万円は、1 件当たり 38 万円で、96 件分を計上しております。なお、平成 18 年 12 月から出産に係る費用を医療機関に直接支払う受領委任制度を実施しておりますが、年々利用者が増加しておりまして、平成 20 年度になりましてからは、約 75%の方々が利用している状況であります。

次の 33 ページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 540 万円は、1 件当たり 5 万円で、108 件分の計上であります。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等、2 目後期高齢者関係事務費拠出金、次の 37 ページにまいりまして、4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金等、2 目前期高齢者関係事務費拠出金、次の 39 ページにまいりまして、5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事務費拠出金、次の 41 ページにまいりまして、6 款 1 項 1 目介護納付金、次の 43 ページにまいりまして、7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金までは、いずれも先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次の 45 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目保健衛生普及費 1,998 万円でございます。

1、保健衛生普及に要する経費 1,590 万円は、19 節負担金、補助及び交付金が主なものでありまして、検診負担金は国保加入者の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診等々 9 種類の検診に係る負担金で、延べ 7,075 人の自己負担分の助成を見込んでおります。

また、脳検診補助金は、平成 21 年度より開始するものでございまして、40 歳から 5 歳ごとに 70 歳までの国保加入者を対象にいたしまして、1 人当たり 1 万円を補助するもので、500 人分、500 万円を見込んでおります。

次の、2、医療費通知に要する経費 408 万円は、年 6 回医療費通知を行うための経常経費であります。

○岡田健康課長

2 目特定健診事業に要する経費で 2,264 万 5,000 円の計上でございます。これは平成 20 年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40 歳から 74 歳までの国保加入者に対して実施しております特定健康診査に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、13 節委託料で 2,225 万 8,000 円でございます。これは国保連合会処理委託料として 111 万 2,000 円でございますが、特定健診等データ管理システム手数料等に係るものでございます。また、特定健診業務委託料として 2,114 万 6,000 円でございますが、今年度より生活習慣病の早期発見・予防の強化充実を図るため、腎機能の検査項目を追加し、実施する予定でございます。委託先は塩釜医師会でございます。

前年度比で 635 万 1,000 円の減額になっておりますが、これは委託料で健診の自己負担分を直接検診機関に支払うことになったための減額が主なものでございます。

3 目特定保健指導事業に要する経費で 831 万 8,000 円の計上でございます。これは特定健診の結果に応じて階層化を行い、積極的支援、動機づけ支援等の保健指導を実施するものでございます。

その主なものといたしましては、指導に従事する保健師、栄養士等の非常勤職員の人件費 270 万 8,000 円と、13 節委託料の特定保健指導業務委託 509 万 7,000 円でございます。これは特定保健指導の積極的支援 60 人分と、動機づけ支援 150 人分の委託料と指導の評価を行うための採血の委託料でございます。

○鈴木国保年金課長

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目基金積立金 206 万円は、財政調整基金の積み立て利子でございます。

次の 49 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目利子 14 万 8,000 円は、一時借入金が生じた場合の利子であります。

○角田収納課長補佐

次のページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は 460 万円、前年度より 110 万円増額計上しております。これは平成 19 年度の実績及び 20 年度現在の執行状況に基づくものでございます。

2 目退職被保険者等保険税還付金 50 万円につきましては、前年度同額で計上しております。

次に、3 目一般被保険者還付加算金、4 目退職被保険者等保険税還付加算金、5 目償還金につきましては、いずれも科目設定でございます。

○鈴木国保年金課長

次の 53 ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般会計繰出金も科目設定であります。

次のページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目予備費は 500 万 6,000 円であります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、同じ資料の 5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

初めに、国民健康保険税の課税でございますが、医療給付費分と介護納付金分の二本立ての課税の仕組みに、平成 20 年度からは後期高齢者支援金加わりまして、三本立ての課税の仕組みになっている点を、あらかじめ御承知いただきたいと思っております。

それでは、予算説明書に沿って御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 13 億 389 万 2,000 円でございます。

節ごとに申し上げますと、1 節医療給付費分現年課税分 9 億 1,078 万円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 2 億 2,883 万 4,000 円、3 節介護納付金分現年課税分 8,648 万 4,000 円は、収納率を 91%に見込んだものであります。

4 節医療給付費分滞納繰越分 6,866 万 7,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分 339 万 4,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分 573 万 3,000 円は、収納率を 15%に見込んだものであります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は 6,519 万 1,000 円でございます。

節ごとに申し上げますと、1 節医療給付費分現年課税分 4,159 万 8,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 1,053 万 3,000 円、3 節介護納付金分現年課税分 967 万 7,000 円は、収納率を 98%に見込んだものであります。

4 節医療給付費分滞納繰越分 308 万 5,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分 4 万 3,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分 25 万 5,000 円は、収納率を 20%に見込んだものであります。

○角田収納課長補佐

2 款 1 項 1 目督促手数料 100 万円につきましては、前年度同額で計上しております。

○鈴木国保年金課長

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分は、8 億 7,821 万 7,000 円でございます。

なお、詳細につきましては、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

2 節過年度分は科目設定であります。

2 目高額医療費共同事業負担金も、先ほどの資料のとおりでございます。

○岡田健康課長

次に、3 目特定健診負担金で 363 万 2,000 円の計上でございます。これは特定健診事業の国庫負担金でございます。

その内訳でございますが、政令で定める負担基準額に、40 歳から 64 歳までと、65 歳から 74 歳までの健診基本項目のみと、詳細項目を加えた受診見込数をそれぞれ乗じたものを加えて算出したしております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

正誤表でもお示しをしておりますけれども、1 カ所、単位で「円」を「人」としている箇所がございますが、訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、4 目特定保健指導負担金で 81 万 2,000 円の計上でございます。これは特定保健指導事業の国庫負担金でございます。

その内訳でございますが、動機づけ支援と積極的支援の負担基準額に保健指導見込数をそれぞれ乗じたものを加えて算出したしております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

○鈴木国保年金課長

2 項 1 目財政調整交付金 1 節普通調整交付金は 1 億 8,080 万 8,000 円ですが、これも先ほどの資料のとおりでございます。

次の 9 ページをお願いいたします。

2 節特別調整交付金は科目設定でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節現年度分は、1 億 8,581 万 7,000 円で、これも先ほどの資料のとおりでございます。

2 節過年度分は科目設定であります。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金も、先ほどの資料のとおりでございます。

○岡田健康課長

次に、2 目特定健診負担金で 363 万 2,000 円の計上でございます。これは特定健診事業の県負担金でございます。

その内訳でございますが、先ほど御説明申し上げました国庫負担金同様の算出と負担割合も同様の 3 分の 1 でございます。

3 目特定保健指導負担金で 81 万 2,000 円の計上でございます。これは特定保健指導事業の県負担金でございます。

内訳でございますが、これも国庫負担金同様の算出と負担割合も同様の 3 分の 1 でございます。

○鈴木国保年金課長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目財政調整交付金も先ほどの資料のとおりでございます。

なお、説明欄下側の 2 号交付金は、レセプト点検や収納率向上対策等に係る交付金でありまして、2,100 万円を見込んでおります。

2 目乳幼児医療費補助金 158 万 7,000 円は、当該事業見込額に係る 2 分の 1 であります。

7 款 1 項 1 目 1 節共同事業交付金 1 億 592 万 9,000 円、2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金 4 億 8,233 万 4,000 円は、高額医療費に対する国保連合会からの交付金で、歳出の拠出額に準じた計上であります。

8 款 1 項 1 目利子及び配当金 206 万円は、財政調整基金の利子でございます。

9 款 1 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金 1 億 8,258 万 7,000 円は、財源調整のため財政調整基金から繰り入れをするものであります。

なお、ここで基金繰り入れ後の基金残高を申し上げます。基金残高は 9,833 万 2,893 円になるものであります。

2 項 1 目一般会計繰入金は 3 億 1,104 万 2,000 円でございます。

まず、1節保険基盤安定繰入金 1億9,764万円は、保険税軽減分と、次のページにまいりまして、保険者支援分に係るものであります。

2節職員給与費等繰入金 7,182万2,000円は、歳出1款事務費経費のうち、一般会計負担対象費用分であります。

3節出産育児一時金繰入金 2,432万円は、歳出2款出産育児育児金の3分の2であります。

4節財政安定化支援事業繰入金は 1,567万3,000円で、前年度と同額であります。

5節その他一般会計繰入金 158万7,000円は、県の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金と同額であります。

10款1項1目療養給付費交付金繰越金と2目その他の繰越金は科目設定であります。

○角田収納課長補佐

11款1項1目一般被保険者延滞金 100万円につきましては、前年度同額で計上しております。

2目退職被保険者等延滞金は科目設定でございます。

○鈴木国保年金課長

2項1目市預金利子も科目設定であります。

3項1目一般被保険者第三者納付金 200万円は、実績に基づく増額であります。

2目退職被保険者等第三者納付金 50万円、3目一般被保険者返納金 10万円、4目退職被保険者等返納金 1,000円は、いずれも前年度と同額の計上であります。

次のページにまいりまして、5目雑入 1,000円は科目設定であります。

○岡田健康課長

前年度比で 546万円の減額となっておりますが、これは今回の補正でも御説明を申し上げましたが、特定健診の自己負担分を直接健診機関に支払うことになったための減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○森委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○昌浦委員

過去に、私、一般質問をした経緯がありますので、ちょっと疑義をお伺いしたいと思えます。10月から保険証がカード化になるということなのですが、そこでちょっと具体的に聞きたいのですが、擬制世帯主の場合、当然カードは擬制世帯主でない被保険者の方だけの名前になると思うのですが、その辺、それで間違いないのですか。よく今の保険証ですと、世帯主が最初に来て、被保険者が後ろに書いてあるのです。その辺クリアできるのかということですが、

それともう一つ、もう当然マル学はなくなるのだなということで理解してよろしいでしょうか。

○鈴木国保年金課長

1 問目の、擬主の件、それは今検討しているところでございます。

2 問目の件のマル学、それは1人1枚でございますから、マル学という表示はなくなります。（「なくなるのですね」の声あり）

○昌浦委員

いや、私も検討しているというので、ちょっと心配だなと思うのです。たしか法で、世帯主に発行というのが、いわゆるこの国民健康保険法ではうたわれているものですから、その辺、カード化はどういうふうにするのかということで、非常に説明を聞いていて疑問に思ったところなのです。検討するのですから、検討して、10月までにはクリアするのでしょうかけれども、その辺、検討というのではなく、どういうことが問題になって検討するのかというのが一つ。

それと、2点目、今の銀行などでよく渡されるカードと同じような材質のカードになるのかと考えておるのですけれども、それでよろしいのかどうか。

○鈴木国保年金課長

検討の内容でございますが、保険税、今、擬主、世帯主で賦課させていただいております。その関係がございますので、その名前を外して、世帯にいきなり保険証が行ったのでは、また擬主の方におしかりを受けるやもしれませんので、その辺を踏まえて検討中でございます。

それから、2点目の、カードの種類でございますが、今市販されているカードより少し薄いのです。なぜ薄いかといいますと、私たちの窓口で、来たときに、すぐ交付できるように、何かラミネート式とかという薄い、少し折り曲げの効くようなタイプ、そのようなものを今、頭に入れて作業を進めております。

○昌浦委員

実は、私が一般質問したときも、千葉県富津の例を出して、ラミネートでばちんととめてしまうと。紙のところを熱を加えて、加工も簡単だというのを紹介したのですけれども、今、ラミネートという形の方が、単価的にも安いので、できればそちらの方に持っていくことが、保険財政の上でもよろしいのかと思うのです。ぜひともそちらの方で進めていった方がよろしいと思います。（「答弁よろしいですか」の声あり）はい。

○相澤委員

まず、1点目は、18ページの、通信運搬費についてお聞きします。2点目は、32ページの、出産育児一時金についてお聞きします。3点目は、健診負担金についてお聞きします。

まず、最初の、18ページの、通信運搬費についてお聞きいたします。これは保険証を市から郵送することの費用でしょうか。

○鈴木国保年金課長

大変申しわけございませんが、もう一度。

○相澤委員

18 ページの、通信運搬費というのがあるのですが、これは保険証を市役所から各家庭にお送りする郵送費のことでしょうか。

○鈴木国保年金課長

失礼しました。おっしゃるとおりでございまして、以前より高くなってございます。平成 19 年度から、前は普通郵便で送っていたものを、配達記録郵便にして送っている関係で、金額が高くなっております。

○相澤委員

次に聞こうと思ったことまで答えていただきましてありがとうございます。

要するに、以前に盗まれて、保険証を盗難あるいはサラ金等に利用される市民相談を、私、直接受けたことがあったので、市の方に対してそれを改善するように要望いたしまして、それがもう現実になされているということで、感謝いたします。

次に、32 ページについてお聞きします。ここに出産育児一時金というのがありまして、先ほど、1 件当たり 38 万円、96 件という説明がありましたが、現実にはどれぐらいかかるのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

平均を出すのは大変難しゅうございまして、高い例、低い例で申し上げます。低い例で申し上げますと、二十四、五万円で済む場合がございます。二十四、五万円で済む方は、普通の時間帯に予定された時間で産まれた方、そんな方が結構多うございます。

それから、高い方ですと 50 万円を超えます。ただ、この 50 万円を超える病院というのは、システム的に個室を利用され、退院の日には家族を一堂に会してお祝い会のような形までセットになっている病院があるようです。

ですから、皆さんは、病院を事前に選ばれて、自分たちの資力に応じた医療機関を選択されているようでございまして、最近、この出産費用に関するトラブルは一切ない状況下でございます。

○相澤委員

平均は出せないのですね、そうすると。

○鈴木国保年金課長

ちょっとだけ時間をいただければ、先ほどの金額をもう少し詳しく申し上げますと、最低 23 万 1,000 円です。最高 52 万 8,000 円です。平均といいますと、40 万円近くなる 30 万円台でしょうか、39 万幾らぐらいですか、そのような感じで見えております。

○相澤委員

そうすると、平均値よりも、言ってみれば一時金がちょっと低いわけですね。これ不足する家庭も大分出てくるわけですね。その辺は今後何かお考えでしょうか。

○鈴木国保年金課長

今、確かに 38 万円では若干不足が生じます。それで、最近のニュースでございますが、平成 21 年 10 月に 4 万円アップした 42 万円になる、そのような情報がございます。期待を込めて、その制度が変わるのを待っている状況でございます。

○相澤委員

ありがとうございます。ぜひそれが実現すればすばらしいと思います。

次に、46 ページについてお聞きいたします。健診負担金というのも先ほど説明がありましたが、この中で、今年度から新しく始まった事業というのがございますでしょうか。

○岡田健康課長

ではお答え申し上げます。

腎機能検査でございまして、クレアチニンという検査項目を、これは血液検査で行える検査なのですが、行うということで予定をいたしてございます。

これは、人工透析とか、いわゆる腎障害から人工透析などに移行しないようにするために、マスクリーニングという形で盛り込んだ項目でございます。

○相澤委員

それは 8 款 1 項 2 目の方の説明ですね。私がお聞きしたかったのは、上の方の 8 款 1 項 1 目の方の健診負担金の中で、本年度から新たなものはあるかどうかをお聞きしたかったのですが。

○鈴木国保年金課長

先ほど 3 項目読みまして、全部で 9 項目という話をしました。その 9 項目は従前と同様でございます。

新しいものは、その下にあります脳検診補助金、これが加わって、今までの 9 項目から 10 項目に平成 21 年度からなる、そのような内容でございます。

○相澤委員

ありがとうございます。

○根本委員

32 ページの、今、相澤委員の出産育児一時金関係ですけれども、国の平成 21 年度予算、衆議院を通過していますので、間違いなく決定しております。知っているくせにといいますか、恐らく 6 月補正で対応になるのではないかとこう思うのですけれども、ただ、問題は、1 年半の措置なのです。ことしの半年と来年の 1 年間だけの措置ということになっているので、その後は検討するということになっていますけれども、一度やって、また前の額に戻すということもできないでしょうから、それは担当者の立場として、国に大きな声を上げていただきたいとこのように思います。

それから、46 ページ、脳ドック検診の助成をいよいよ、こう予算書で見ると 500 万円とこう書いていまして、いよいよ始まるなど、担当者それから市長の英断に感謝を申し上げたいと思います。

それで、1万円を助成して、40歳から70歳まで5年刻みでやるということでございますね。具体的にその、例えば40歳、平成21年度に40歳になる人でしょう。そして45歳、55歳とこうなっていくわけですね。ですから、その方に対して通知を出すのかどうか。

それから、もう一つは、医療機関の関係、この医療機関はどこでも受診していいのかどうか、その辺も含めて、あるいは市で、こういう医療機関がありますという通知を出したときに御案内するのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○鈴木国保年金課長

医療機関の方からお答えします。多賀城、利府、塩竈、これでは足りないと思ひまして、仙台、もっと延ばしまして岩沼、その二十数箇所全部に照会を出しまして、あなたの方の情報をくださいと、その情報を全部書いたものを、うちの方の被保険者に見せていいですかということで、全部の医療機関から、今のところ回答が来た範囲では、許可をもらっております。

それで、その医療機関の情報、どういう検査があって、金額が幾らだということまでを記載した書類を、その年度に該当する方全員にダイレクトメールを差し上げる予定でございます。

参考までに申し上げますと、今調査している範囲では、一番低額の医療機関ですと、ちょうど1万円です。この辺の近郊の医療機関は1万7,000円から2万円です。最高高いところで、今知っている範囲では2万5,000円です。これ何が違うかといいますと、高いところは必ず検査した後、お医者さんとの面談があるのです。検査して異常なければ、お帰りいただくという方はやはり安い。そのような形で私たちは感じております。

○根本委員

ダイレクトメールで出すと、1万円のところもあると。ということは、1万円のところは、これはどういうシステムになっているのですか。1万円助成するので、医療機関でその通知を持っていくと、例えば1万円のところはお金を出さずに済むと、こういうことになるのですか。その仕組みを教えてください。

○鈴木国保年金課長

近々にはそうする考えで仕事はしておりますが、当面は、かかった費用全額御負担いただいて、かかった領収書を拝見した中で、皆様の口座に1万円を振り込む。それで、今、医療機関、先ほど話しましたように二十数箇所、ただ多賀城の人たちが、どういう年齢の人がどの医療機関を選択するか、この一、二年のうちにわかってくると思うのです。わかってきて、この病院にいっぱい行くのがわかりましたら、その病院とは、今おっしゃったような取引をして、1万円を出さなくともかかれるような便宜を図るといのは、少し先のこととさせていただきます、仕事を進めさせていただければと思います。

○根本委員

いずれは窓口給付といいますか、そういうふうにすると、領収書をもらって、現段階では1万円を領収書を持ってきた人にやるということですね。わかりました。

それから、新事業でありますから、しっかりと市民の皆さんに喜ばれるような事業展開をお願いしたいと考えています。

それから、歳入の方なのですが、12ページ、財政調整基金繰入金1億8,200万円ということで、大きな金額となっております。これ平成20年度の決算がまだ終わっていませんか

ら、その動きが増減がどうなっているか、先ほど課長がおっしゃったのは、21年度末の金額ですね。9,800万円というのは。ではその辺詳しくお願いします。

○鈴木国保年金課長

国保制度の仕組みで、予備費を結構とらなければいけない関係がございまして、例えば今、平成20年度の予算を組んでいる中で、結構な予備費がございまして。予備費というのは本来に予備費ですから、余ってしまいます。ただ、今、予算を編成する上、プラス・マイナス・ゼロにするために、一回歳入を上げなければいけないので、一回基金を結構充当させていただいている。

それで、今、正直申し上げまして、ちょっと資料ありますけれども、約5億円近いお金があります。ただ、平成20年度に一回充当して、今申し上げた9,000万幾らというお金は、今度21年度の予算を編成したのに、さらに基金を注ぎ込んだ、20年度にも21年度にも注ぎ込んで、全部なくなったとした場合の最終的な金額の見込みとして9,800万円を申し上げました。

ただ、先ほど話していますように、平成20年度の決算の中で、必ずや剰余金も生じるかもしれない。生じたら、2分の1戻します。ですから、一回なくなりつつあるけれども、戻っていく、なくなりつつあるけれども、基金が戻るというような形で、基金というのが運用されている、そのように御理解いただければと思います。

○根本委員

国保の財政の、以前に議論したときに、運用するのに財調がやはり2億円前後は必要だと、そういう議論があって、経緯があったものですから、もしかすると平成21年度末で9,800万円しかないのかという、ちょっと今不安になったものですから、財政的に大丈夫かなということ、不安になったものです。

ただ、今のお話を聞きますと、まあ財政的には今のところ大丈夫だと、こういう理解でよろしいですか。

○鈴木国保年金課長

相手が医療費でございまして、実はちょっとだけ蛇足ながら、今回一般質問をいただいておりますので、少し私も張り切ってお話ししますが、平成19年度と20年度の医療費を見ますと、0.8%、普通の医療費はほとんど伸びておりません。なぜ伸びなかったかといいますと、四、五年前からジェネリック薬品と称しまして、後開発薬品が入りまして、普通の医療費はおさまっているのです。医療費ほとんど変わらないのです。

ただ、医療費の高度化と申しますか、過大医療費の方が出てきていまして、平成20年度も前半に1,000万円ぐらい近い人が複数名いらっしゃいます。そういう方が出ると、どうしても医療費はなくなってしまいます。

あと、幸いなことに、この二、三年、報道ではインフルエンザを非常に心配したような報道をしますけれども、実際問題大流行はございません。あのインフルエンザの流行のないのが、最近の国保の安定につながっているのかと。

ただ、これから以降、だれがどうなるかわからない。何せ医療費が相手だということで、ちょっと中途半端な回答をさせていただきますが、御理解いただきたいと思います。

○佐藤委員

保険証のカードのことですけれども、材質はラミネートで柔らかくなっていると。サイズの問題なのですが、使い勝手のところからいくと、運転免許証サイズがいいかなと思うのです。お財布にも入りますし、常に携行できる点では、そういうサイズでお願いしたいと思うのですがいかがですか。

○鈴木国保年金課長

今お話しございましたように、普通のカード、運転免許証、それと同じ大きさのでございます。

○佐藤委員

ありがとうございます。何しろ世帯1枚ですと、なかなか夫と二人で持つという、何か大変なものですから、助かります。よろしくお願いします。

それから、12ページなのですが、乳幼児医療費助成事業のところ、御苦労さまのおかげで、ことしからきちんと小学校入学前まで恩恵を受けることになりましたけれども、全国的には小学校6年生までとか、結構年を重ねるところで援助している自治体も多いというふうに思いますので、始まったばかりで言うのも何なのですが、そういうところもぜひ視野に入れたやりくりというか、運営というか、これからの子育て支援の部分で頑張っていたきたいというふうに思います。課長はもうことしで、漏れ承るところによると、大変頑張っていたいて、終わりだということなのですが、後輩の方にぜひその点もしっかりバトンタッチしていただいて、ということをお願いをしたいと思うのですが、よろしくお願いをいたします。

○鈴木国保年金課長

現職4年間従事させていただきました。思いをかなえることもできましたし、残す思いもでございます。引き継ぎちゃんとしたと思います。(拍手)

○藤原委員

6ページの、税の見込みなのですが、予算を組むときに、必要額としてその税額を計上する場合と、実際に入るであろうという税額を計上する場合とがありますね。これは実際にこのぐらいいは入るだろうという数字と見てよろしいのかということをおまします。

○鈴木国保年金課長

最近の収納状況を勘案して、これぐらいかと。今、91、あるいは15、あるいは98、こうまとめて申し上げましたけれども、コンマ幾らの三角、コンマ幾らのプラス、それは少し、はっきり申し上げまして省略させていただきます。

○藤原委員

それから、保険基盤安定繰入金というのは、これはたしか軽減分に対する繰入金でしたね。それで、多分、今、応能・応益5対5ぐらいになっていると思うのですが、私が議員になったころは、たしか7:3で応能・応益になっていました。それを5:5にすれば、均等割分の軽減がされるということで、均等割をぐっと引き上げて5:5にしたわけですね。

それで、いわゆる7割、5割、2割という軽減があるのですが、2割軽減に該当しない人の負担が非常に重くなったわけですね。それについて、市独自の助成制度が必要ではないかと、いわゆる2割軽減に該当しないあたりから、生活保護、生活レベルの救済措置が必要ではないかということ、ずうっと言い続けてきたのですが、やるとすれば一般財源負担

ということになるのですが、市長としては、その辺の手当ては考える余地はないのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

国保税の軽減の話をいただきましたけれども、今、基本的には、隣の市、隣の町に行っても、本筋的なものは同じです。7割、5割、2割、みんな同じような状況でやっています。多賀城だけが突出した形というの、なかなか困難な状況ではないかとそのように私は思います。

○藤原委員

そういうことですか。

それから、18ページ、カードが話題になっています保険証の更新の件ですが、このカード化された場合、その保険証の有効期間というのは今までと同じなのですか。要するに、今までどおり毎年9月に更新するということなのか、それとも、継続する人はそのまま継続できるようなシステムになるのか、その辺をお願いします。

○鈴木国保年金課長

更新時期は10月でございまして、有効期間は1年、そのような形で考えてございます。

○森委員長

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第23号 平成21年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は20分といたします。

午後 3 時 12 分 休憩

午後 3 時 20 分 開議

○森委員長

再開いたします。

- 議案第 24 号 平成 21 年度多賀城市老人保健特別会計予算

○森委員長

次に、議案第 24 号 平成 21 年度多賀城市老人保健特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○森委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 9 の 55 ページをお願いいたします。

平成 21 年度老人保健特別会計でございますが、老人保健制度による受診は、平成 20 年 3 月末日をもって終了しております。

平成 21 年度は、医療機関からの月おくれの請求等に対応するものでございます。

それでは、この予算資料に基づきまして御説明申し上げます。

1、受給者数ですが、これは平成 20 年 3 月末の実績でありまして、国保と社保の合計欄で申し上げます。75 歳以上が 4,383 人、65 歳から 74 歳までの障害認定者数が 277 人、合計が 4,660 人であります。

2、総医療費です。ここで、医療給付費等の現状でございますが、その後も月おくれの請求がございまして、月々の支払いが今なお続いております。そこで、今回は平成 20 年度下期の状況から推計したものでございまして、国保と社保の合計、右端の欄で申し上げます。医療給付費が 2,450 万 8,000 円、医療費支給費が 618 万 5,000 円、合計が 3,069 万 3,000 円であります。

3、総医療費・支弁額に対する負担割合は、この表中段下の合計欄で申し上げますと、総医療費は、ただいま御説明申し上げました 3,069 万 3,000 円、一部負担金が 124 万 4,000 円、支弁予定額が 2,944 万 9,000 円で、この金額が歳出 2 款の医療給付費等の金額であります。

そして、この支弁額に対しましてそれぞれの負担割合に応じて求めたものが、次の欄からの金額でございまして、支払基金交付金が 1,599 万 9,000 円、国庫負担金が 896 万 7,000 円、県負担金が 224 万 1,000 円、一般会計繰入金が 224 万 2,000 円で、これらの金額が歳入の 1 款から 4 款までの金額であります。

次に、4、審査委託ですが、審査委託件数は、右端の合計欄で申し上げますと、国保分が 800 件、社保分が 450 件、合計が 1,250 件であります。

審査支払委託料は、ただいま申し上げました件数に係るもので、13万7,000円であり
ます。

以上でこの説明を終わります。

次に、予算書の御説明を申し上げますので、資料8の66ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費21万1,000円は、医療の給付事務に要する経費でございますが、
減額の理由は、業務量の縮小により事務補佐員1名の雇用を中止したこと、及び機械共同
処理等業務委託料の減額などによるものであります。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目医療給付費から4目審査支払手数料までは、先ほどの資料のとおりでござい
ます。

次の70ページをお願いいたします。

3款1項1目償還金、2目還付金は、いずれも科目設定であります。

次のページをお願いいたします。

2項1目一般会計繰出金も科目設定であります。

次の74ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は120万円であります。

次に、同じ資料の62ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金1節現年度分は、先ほどの資料で御説
明申し上げましたので省略させていただきます。

2節過年度分はいずれも科目設定であります。

4款1項1目一般会計繰入金364万5,000円でございます。

1の、医療給付費等繰入金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させてい
たきます。

2の、事務費繰入金140万3,000円は、歳出の一般管理費等に係るものであります。

次のページにまいりまして、5款繰越金、6款1項1目延滞金、2目加算金、2項1目第三
者納付金、2目返納金、3目過年度収入、4目雑入は、いずれも科目設定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○森委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○板橋委員

お伺いします。協会けんぽとか健保組合、あと国保、これに対してちょっと内容をお伺いいたします。

○鈴木国保年金課長

今お話しございました協会けんぽ、この協会けんぽというものは、昨年10月までは、皆さんも御存じだと思いますが、政府管掌保険、一般の社会保険が協会けんぽに名前を変えたものでございます。

もう一つ、今お話にありました健保組合、これは比較的大きな企業が、グループもしくは会社、そういう一つの組織体で保険を構成している団体、そのような状況でございます。

○板橋委員

そうすると、健保組合のグループ、これが入っていたのだけれども、解散した場合は、その企業はどの保険に今度加入するのですか。

○鈴木国保年金課長

健保組合、今申し上げましたように大企業でございます。ですからなかなか解散もしないと思って見ておりましたら、このような状況でございます。若干数、〇〇運輸組合とか、解散してございます。その解散した健保組合は、先ほど申し上げましたように、協会けんぽに入った、そのような形で今推移しているようでございます。会社そのものがなくなれば、任意保険の継続をとる、それもなくなれば、最終的には国民健康保険の方に入ってくるのかと、そのような見込みでございます。

○森委員長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第24号 平成21年度多賀城市老人保健特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 25 号 平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計予算

○森委員長

次に、議案第 25 号 平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○森委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○永澤介護福祉課長

資料 9 の 56 ページをお願いいたします。

それでは、平成 21 年度介護保険特別会計予算資料に基づきまして、予算編成に係る主なものをあらかじめ説明申し上げます。

保険給付費につきましては、まず、1、第 1 号被保険者数及び要介護・要支援者数でございますが、括弧書きになっている図 1、2、3 とありますのは、右側 57 ページの図 1、2、3 に対応するものでございます。

(1)第 1 号被保険者数につきましては、平成 21 年度は対前年度比 4.1%の伸びを見込みまして、1 万 1,235 人、前年度から 445 人増加する見込みでございます。そのうち 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者は対前年度比 3.2%の伸びを見込みまして 6,347 人、前年度から 194 人増加する見込みでございます。75 歳以上の後期高齢者は、対前年度比 5.4%の伸びを見込みまして 4,888 人、前年度から 251 人増加する見込みでございます。

(2)要介護・要支援者数につきましては、対前年度比 7.7%の伸びを見込みまして 1,593 人、前年度から 114 人増加する見込みでございます。

次に、介護給付状況でございますが、要介護度別、年齢別の利用状況をもとに、各サービスの必要量から給付額を算出したのが、(ア)居宅サービスから(キ)特定入所者介護サービスの給付予定額でございます。

まず、(ア)居宅サービスは、平成 20 年度から 10.7%の伸びを見込みまして 11 億 5,923 万 7,000 円でございます。

(イ)地域密着型サービスは、7.7%の伸びを見込みまして 2 億 5,579 万 8,000 円でございます。

(ウ)施設サービスは、5.2%の伸びを見込みまして 8 億 527 万 3,000 円でございます。

(エ)居宅サービス計画は、12.7%の伸びを見込みまして 1 億 2,130 万 9,000 円でございます。

(オ)審査支払手数料は、11.5%の伸びを見込みまして 307 万 5,000 円でございます。

(カ)高額サービスは、18%の伸びを見込みまして 3,319 万円でございます。なお、平成 21 年度から高額医療合算介護サービスが追加されておりますが、詳細は後ほど説明申し上げます。

(キ)の、特定入所者介護サービスは、3.4%の伸びを見込みまして 6,777 万 8,000 円でございます。

介護給付費全体では 24 億 4,566 万円、前年度から 8.5%の増加となっておりますが、そのうち 2.8%は介護従事者処遇改善のための介護報酬改定が含まれております。その分を除いた伸び率は 5.7%となり、ほぼ前年度並みの伸びを見込んでいるものでございます。新年度におきまして介護給付費の特別会計全体事業費に占める割合は約 93%でございます。

次に、介護給付費の負担割合について、次の 3 と 4 の表で説明いたします。

3 表の、給付費に係る国庫等歳入状況と、4 表の、平成 21 年度給付費に対する負担割合の表は連動しておりますので、あわせて説明いたします。

まず、3 表の、(ア)市負担金から(オ)の支払基金交付金は、4 表の、市 A から右に支払基金 E に対応しております。3 表の(カ)特例基金繰入金は、4 表の右端の特例基金 H に対応し、4 表の保険料 F は第 1 号被保険者の保険料、財調基金 G は介護保険財政調整基金の取り崩し予定額でございます。

3 表の、対前年度伸率をごらんいただきたいのですが、(ア)市負担金から(ウ)国庫負担金は 108%台の伸び率となっておりますが、(工)財政調整交付金の伸び率が 135%となっております。財政調整交付金は給付費の 5%が標準でございますが、本市は全国平均より後期高齢者の割合が低く、また、所得段階では乗率 1.0 を超える被保険者の割合が高いため、財政調整交付金が標準の 5%より低い 3.21%で算定しております。平成 20 年度の 2.58%より幾分緩和される見通しでございます。

次の段、(オ)支払基金交付金の伸び率が 105%となっておりますのは、第 4 期で 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の負担割合が 1%変わるため、低い伸び率になるものでございます。

ただいま説明いたしました給付費の負担割合につきましては、次の 58 ページ、円グラフにまとめてありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、59 ページ、地域支援事業費について説明いたします。

1、介護予防事業費に対する負担割合について説明いたします。

表の一番上の段、中ほどの市 A 12.5%から右端保険料 E 20.0%が負担割合でございます。

(ア)特定高齢者施策事業費は 1,680 万 4,000 円、対前年度 2.2%の減額でございます。

(イ)一般高齢者施策事業費は 148 万 4,000 円、対前年度 22.7%の増額でございます。介護予防事業費合計は 1,828 万 8,000 円、対前年度 0.6%の減額でございます。

次に、2、包括的支援事業・任意事業費に係る負担割合について説明いたします。

まず、(ア)職員人件費は 100 万円でございます。

(イ)地域包括支援センター運営費 4,248 万 9,000 円は、対前年度 14.4%の増額でございます。

地域包括支援センターの主な業務といたしましては、要支援認定を受けた方のケアプラン作成業務と地域の高齢者のさまざまな相談に応じる総合相談業務がございます。委託もほぼ2年を経過し、住民にも大分センターの業務を理解していただけるようになり、相談件数が平成20年度は3カ所合わせて約1,500件になる見込みでございます。委託を始める時点では、3年目の平成21年度で約1,000件を計画していたようでございますので、その計画を大幅に超える相談件数でございます。

相談業務は、その性質上、短時間では処理できない業務でございます。また、その中には多くの時間を要する困難事例も含まれております。事務量は大きなものになっているのが現状でございます。地域包括支援センター委託料は、平成19年度から21年度まで、1カ所当たり職員3名で、年間1,200万円の契約をしているところでございますが、業務量の増大に対応するため、高齢者1人当たり500円の人口割での委託料を追加するものでございます。

次に、(ウ)任意事業費は、前年度から585万7,000円増の596万7,000円でございます。主なものは、おむつ支給に要する経費558万9,000円を一般会計から組み替えたものでございます。

この任意事業費の新たな事業といたしまして、2点ほど平成21年度は実施いたします。

一つ目は、市民を対象に、認知症に関する基礎知識や、認知症の方々への対応の仕方を知っていただくための事業。

二つ目は、家族の介護をしている方々に、身体介護の方法や介護者相互の情報交換の機会を提供する事業、この2事業を追加するものでございます。

包括的支援事業・任意事業費合計は4,945万6,000円、対前年度6.7%の増額でございます。

下の円グラフは、負担割合と負担額をグラフにいたしましたので、ごらんになっていただきたいと思っております。

それでは、歳出の説明をいたしますので、資料8の88ページをお願いいたします。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費4,969万5,000円で、前年度より2,326万2,000円の増額でございます。その主なものは、19節で地域介護・福祉空間整備補助金4,000万円を計上いたしました。これは第3期で計画した地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設補助金を改めて計上するものでございます。

また、前年度計上いたしました第4期事業計画の策定に伴う介護保険システム改修費用等の減額によるものでございます。

次の90ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費269万9,000円でございますが、その主なものは、11節で印刷製本費、これは納入通知書等の印刷代でございます。12節で通信運搬費168万2,000円は、ただいまの納入通知書の郵送料でございます。

次の92ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費3,838万6,000円でございます。

1、認定審査会に要する経費で 3,049 万 5,000 円の主なものは、19 節 3,036 万 8,000 円は、塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業負担金でございます。

2、認定調査に要する経費 789 万 1,000 円は、前年度に比べ 87 万 7,000 円増額になっておりますが、認定調査委託件数の増に伴うものでございます。

次の 94 ページをお願いいたします。

4 項 1 目運営協議会費 46 万 8,000 円でございます。これは介護保険運営協議会 10 名分、6 回の報酬でございます。

次の 96 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から 5 目審査支払手数料、次の 98 ページをお願いいたします。2 項 1 目高額介護サービス等費につきましては、先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。

次の 100 ページをお願いいたします。

3 項 1 目高額医療合算介護サービス等費 300 万円につきましては、平成 21 年度から新たに予算化するもので、国民健康保険でも説明がありましたように、年間の高額医療と介護の自己負担分を合算して、一定の限度額を超えた世帯の被保険者に、介護保険自己負担の割合に応じて支給するものでございます。

次の 102 ページをお願いいたします。

4 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費につきましても、先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。

次の 104 ページ、3 款は、平成 20 年度は財政安定化基金拠出金でございましたが、本年度は、地域支援事業費が繰り上がっております。これは宮城県の財政安定化基金の平成 20 年度末残高が 35 億 8,400 万円となる見込みであることから、平成 21 年度から 23 年度の拠出はなくなったことによるためでございます。

○岡田健康課長

3 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費で 1,680 万 4,000 円の計上でございます。その主なものでございますが、8 節報償費で 41 万 2,000 円は、各予防教室の講師謝金でございます。13 節委託料で 1,523 万 8,000 円でございますが、特定高齢者生活機能評価業務委託料として 1,379 万 5,000 円でございます。これは特定高齢者を把握し、決定するための事業でございます。前年と同様に特定健診等の流れに組み入れて行う予定でございます。介護予防教室業務委託料として 144 万 3,000 円でございますが、これは生活機能評価で特定高齢者に選定された方を対象に実施する事業でございますが、前年度と同様、転倒予防教室等の事業内容を予定いたしてございます。14 節使用料及び賃借料で 83 万 1,000 円でございますが、転倒予防教室等の送迎でタクシーを借り上げるための費用が主なものでございます。

前年度比で 856 万 6,000 円の減額となっておりますが、これは今回の補正でも御説明申し上げましたが、特定高齢者把握事業の生活機能評価業務委託料単価の減額と、長期的、継続的な働きかけが必要な「元気回復こもらないで事業」を、一般会計の高齢福祉事業老人福祉費に組み替えたことによるものがその主なものでございます。

2 目一般高齢者施策事業費で 148 万 4,000 円の計上でございます。その主なものでございますが、13 節委託料で 99 万 8,000 円でございますが、一般高齢者を対象に行う水中ウォーキング事業等に係る委託料でございます。また、19 節でございますが、平成 21 年度より介護予防サポーターの活動への補助金として、多賀モリ会に 5 万円を計上いたしてございます。

○永澤介護福祉課長

次の 106 ページをお願いいたします。

2 項 1 目包括的支援事業費から 2 目任意事業費は、先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目基金積立金 87 万 3,000 円でございます。

1、介護保険事業財政調整基金積立金 78 万 4,000 円は、元金及び利子積立金でございます。

2、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 8 万 9,000 円は、利子積立金でございます。

次の 110 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目利子でございますが、一時借入金利子として科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 57 万 1,000 円でございますが、転出、死亡等による還付金でございます。

2 目償還金は科目設定でございます。

次の 114 ページをお願いいたします。

2 項 1 目他会計繰出金は科目設定でございます。

2 目介護サービス事業勘定繰出金は廃目でございます。

次の 116 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目予備費 126 万 4,000 円でございますが、各科目に不足が生じた場合に充当するためのものでございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、次に歳入を説明いたしますので、80 ページへお戻り願います。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料で 5 億 1,219 万 1,000 円でございます。

1 節現年度分 5 億 624 万円は、前年度から 697 万円の減額でございます。被保険者数は 445 人増加するものの、保険料段階を 7 区分から 9 区分に拡大し、保険料の軽減を図ったものでございます。

2 節滞納繰越分 595 万 1,000 円は、調定見込額の 21%を見込んでおります。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 7 万 2,000 円でございます。

3 款国庫支出金から、次のページをお願いします。4 款支払基金交付金、5 款県支出金につきましては、全額が介護給付費に係る法定分の歳入であり、先ほどの資料で説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

84 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金 86 万 9,000 円でございます。これは介護保険事業財政調整基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金 3 億 8,494 万 8,000 円でございます。

1 節、2 節、3 節は、給付費に係る市の負担分で、先ほど資料で説明させていただきましたので、これも省略させていただきます。

4 節その他繰入金 6,707 万 2,000 円でございます。

1、職員給与費等繰入金 1,463 万 3,000 円は、前年度より 871 万 1,000 円の増額でございますが、包括的支援事業、任意事業費の予算配分によるものでございます。

2、事務費繰入金 5,243 万 9,000 円は、前年度より 1,574 万 3,000 円の減額でございますが、主なものは第 4 期事業計画の策定に伴う介護保険システム改修費用等の減額によるものでございます。

次の、86 ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金 2,024 万 8,000 円は、保険料を軽減するために繰り入れするものでございます。

なお、繰り入れ後の基金残高は 2 億 3,237 万 2,661 円となる見込みでございます。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金 1,464 万 8,000 円は、これも介護保険料を軽減するために繰り入れるものでございます。

なお、繰り入れ後の基金残高は 749 万 6,133 円となる見込みでございます。

3 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金は廃目でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金から 9 款 3 項 2 目返納金は、科目設定でございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○森委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○相澤委員

先ほど、新規事業、認知症事業、二つというお話をいただきましたが、予算書ではどの項目に該当するか教えてください。

○永澤介護福祉課長

資料 8 の 107 ページ、下の任意事業の中でございます。事業としては行いますが、事業名を起こすほどの金額の事業ではございませんので、この中で取り扱わせていただきます。

○柳原委員

資料 8 の 107 ページ、包括支援センター運営に要する経費でお聞きします。

まず、包括支援センターの人員の配置基準と、あとセンターが今三つありますけれども、センター 1 件当たりの委託料が幾らになっているのか。

そして、あと、支援センターでどういう仕事をしているのか、簡単にもう一度説明してください。

○永澤介護福祉課長

まず 1 点目、包括支援センターの人員配置基準ということでございますが、多賀城市で採用しているのは、職員 3 名、保健師等 1、社会福祉士等 1、主任ケアマネジャー等が 1、合計 3 名の包括支援センターを想定してございまして、基準といたしましては、1 号被保険者、ですから、65 歳以上の方が 3,000 人から 6,000 人、または推計人口が 1 万 5,000 から 3 万人、または介護予防事業対象者 150 から 300 人ということで、市ではこの推計人口約 1 万 5,000 から 3 万人、実際には約 2 万人程度で切り分けているのが現状でございます。

2 番目、センター 1 件当たりの委託料、これは年間 1,200 万円でございます。これには人件費のほかその他の維持管理費すべてを含んで 1,200 万円という金額になっています。

次に、包括支援センターの主な業務ということでございますが、これは要支援認定を受けた方のケアプラン作成業務、それから地域の高齢者のさまざまな相談に応じる総合相談業務、これが二つの主な大きな仕事でございます。

○柳原委員

非常に地域で大事な仕事をしているセンターなわけなのですけれども、相談件数の平成 19 年度と 20 年度でどのように変化してきたのか、また、ふえていると思うのですけれども、その原因と、あと 21 年度はどのようになるのかちょっとお聞きします。

○永澤介護福祉課長

相談件数の平成 19 年度、20 年度ということでございますが、この多賀城市における行政評価の取り組みの 49 ページをあわせてごらんいただきたいのですが、下の方の成果指標 B、これが相談延べ件数でございます。1,452 件となっておりますが、この 19 年度は、市で中央包括支援センターを直営し、東西の包括支援センターを委託いたしました。このうち、東西の委託した分の包括支援センターでの取り扱い件数は 382 件、これが 19 年度の相談件数でございます。

次に、平成 20 年度につきましては、1 月末の実数から 3 月末を推計しておりますので、ちょっと合わせて話させていただきます。

まず、平成 20 年度は 3 カ所とも委託いたしました。市でも窓口は開けておりますが、市で直接包括支援センターの運営はしておりません。

3 カ所の 1 月末での相談件数が 1,278 件でございまして、3 月末には 1,530 件程度にいくであろうという見通しを持っております。

○柳原委員

私ども、包括支援センターの方にちょっと見に行ってきたのですけれども、去年よりも相談件数がもう倍以上になっているという話でした。職員にお聞きしたところ。それで非常

に仕事が忙しくて、しょっちゅう相談事があるし、そのお宅に出向いて相談する場合も非常に多くて、常に、包括支援センターに行っても、だれもいないような状況もあると。行ったときはまず留守番の人が1人いらっしたのですけれども、それで、本当に3人でこの支援センターの業務が間に合っているのかどうかという点は、担当者から見ていかがでしょうか。

○永澤介護福祉課長

市内でもやはり包括支援センター約2万人で切り分けてはおりますが、やはり地区による特性といいますか、人数の構成がありますので、一概には言えないので、ただ、今、平成19年度から21年度までの3カ年の契約をしております。次回の契約では、その辺まで、もう少し柔軟な契約をしなければならないのかというふうには考えております。

○柳原委員

わかりました。こちらで聞くところによると、仙台市ではその3人では足りないので、追加の人員を配置した場合は加算されるという、そういう話も聞いております。

また、専門職員でなくても、書類の事務処理とか、そういうのが非常に多いということで、アルバイトのようなそういう事務をしてくれる方とか、電話番をする方とか、そういう方でもいれば非常に助かるのだというお話でした。ぜひそういう人員配置も、もっと余裕が持てるような計画を、次期の改定の際にはぜひ考えていただきたいと思います。（「答弁はよろしいですか」の声あり）では、ちょっとお願いします。

○永澤介護福祉課長

仙台市のことということで、お話を今ちょっといただいたのですが、仙台市では支援センターが41カ所ございます。仙台市もいろいろ相当広く、人口密度も相当ばらつきがございますので、仙台での包括支援センターの職員数は2名から6名というふうに定義されているようでございます。

○佐藤委員

介護保険全体についてお伺いしたいのですが、4月から見直しがされるということで、厚生労働省が、去年、3万件による調査をしている結果が発表されていますけれども、その中で、先ほど介護従事者処遇改善ということで、臨時特例基金というものが交付されているようですけれども、そういうものを使っても、なお介護の現場では、介護従事者の方に報酬が上がるような仕組みがなかなかできづらいということが、だんだん仕組みとしてわかってきているのですけれども、それはなぜかということ、要介護の軽い人が施設にいてはお金にならないと。重い人の施設の入居比率も65%ぐらいの人たちがいないと、なかなか施設も運営できないという中で、報酬アップが実際機能するのかということ、そういうふうにならないのではないかとというようなことが言われていますけれども、一方で、介護の見直しをしたときに、多賀城の施設に入っている方の問題として、要介護1からでないに入れませんが、介護1、2の人が、要支援1とか2とかになるというようなケースの検討はされているのでしょうか。

○永澤介護福祉課長

まず、介護報酬改定でございます。これにつきましては、宮城県が3月10日から、各事業者に対して、1週間ぐらいの予定で実際の説明を始めるという情報は入っております。

ただ、前にも申し上げましたが、こちらに最終的な決定の情報というのはいまだに入っていないのが現状でございます。

次に、要介護認定の基準が変わることによって、介護1から外れる人が出るというお話でございますが、その認定につきましては、最終的にこれは医師がするものでございます。市が認定するものではございませんので、それについては差し控えさせていただきます。

○佐藤委員

その医師がする仕組みが変わって、非常に大ざっぱになってきていると。聞き方も大ざっぱになってきているし、それをコンピュータに入れて再度認定するときにも、今まで何項目かあったのが、減らされてきているということでは、非常にその網から漏れる人たちがいて、そのために認定が軽くなってしまおうということが、今言われていて、そのことが心配だということになっているのですけれども、それは見解は、言えないですか。

○永澤介護福祉課長

私どもが得ている情報では、今は10の分類の中で認定していると。それが、ちょっと詳しい話になってしまって済みませんが、それが五つの方に分類し直されるということでございます。これは医学的見地に立つものでございましょうから、ちょっと私が意見を述べるには当たらないと思います。

○佐藤委員

今まで10に細かく分類していたものが、五つにしか分類されなくなるという、その中に入り込む人たちがいっぱいいるわけですね。そうすると、そのどちらかに、今まで10の中のどこかにいた人たちが、1になったり2になったりと、軽くなるということは、これは考えてみても当然ではないかというふうに思うのです。

制度としてあるので、職員の人たちはそれに従って働かなければならないということから言えば、何とも言えないということになるのだと思いますが、こういうことでは、やはり高齢者がたくさん出る中で、その実態に即した仕組みになっていないのではないかというふうに思います。

ですから、ぜひ声を上げて、やはり高齢者の気持ちや体、身体状況に即した制度にしていくべきだというふうに思いますので、そういう声を上げてほしいというふうに思うのですが、その声は上げられますか。

○永澤介護福祉課長

といたしますか、改めて説明申し上げますが、機械的な1次判定は変わりますが、2次判定は今までどおり医師とその他の介護等の専門家が行うということには、全く変わりはありません。以上申し上げます。

○佐藤委員

でも、当然、今介護度がある一定の位置にいる人が、1年年とって、それより軽くなるということはほとんどあり得ないと私は思うのです、常識的に考えて。

しかし、私、何回も言いますがけれども、ここの場所で、知っている人が、要支援1、2を行ったり来たり、行ったり来たりしている人がいますけれども、そういう中で、やはりちゃんと認定するからといっても、その項目の中でしかはかられないとすると、これは本当に高齢者が受けたいサービスを受けられるような仕組みになっているかという、なかなか

そうはなっていないというような思いがするのですが、声を上げないと、「そういうふうにはならないと思っています」というお返事で、声は上げないのかというふうに受けとめていていいのでしょうか。

○内海保健福祉部長

今のそのやりとりを聞いていまして、機械的に判断できるものと、人間が判断するものとの2段階の手続を踏んで、最終的にその人の状態を確定するという作業をとっているわけなのです。

ですから、機械的に分けた部分で不足があるから、人間の手をそこで加えるというふうな状態になっていますので、我々としましては、人間がその辺のところを判断していくというふうな部分により傾斜した形での判断といえますか、そういったところを信じていきたいというふうに思っております。

○森委員長

ほかに。なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第25号 平成21年度多賀城市介護保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第26号 平成21年度多賀城市下水道事業特別会計予算

○森委員長

次に、議案第26号 平成21年度多賀城市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○森委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○櫻井下水道課長

初めに、予算編成に際しましては、可能な限り雨水事業、汚水事業に係る経費をわかりやすく整理し、それぞれに係る収入支出の経理の明確化を図るため、昨年度の予算から事務事業の整理見直しを行っております。

それにより、本年度の予算につきましても若干の事務事業内容の移動等がございましたので、あらかじめお知らせいたします。

それでは、歳出の方から御説明申し上げます。

資料 8 の 133 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 9,268 万 7,000 円で、前年度と比較して 857 万円の増額でございます。増額の主な要因は、事務事業の見直しによるものと、地震対策に係る計画策定業務を拡充させたことによるものでございます。

1 の、一般管理職員人件費につきましては省略させていただきます。

2 の、一般管理事務に要する経費につきましては、経常的経費で雨水と汚水を明確に分離できない経費などを計上しております。前年度予算と比較して 65 万 4,000 円の増額となっておりますが、13 節委託料で水道事業会計へ排水設備申請受付等業務を委託することによる 42 万円を増額するものと、冒頭で申し上げましたとおり、事務事業の見直しによるもので、14 節使用料及び賃借料の公用車等借上料に、前年度までの公共下水道建設費の公共下水道建設事業費起債単独に計上していた経費を、本経費に移動したことによるものでございます。

3 の、下水道総合地震対策計画策定に要する経費につきましては、先日の補正予算で御説明申し上げましたが、新年度より防災と減災を組み合わせた、総合的に地震対策を実施できる国の補助制度の拡充されたことにより、実施を本年度予算計上するものであります。

次のページをお願いします。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 2 億 6,347 万 8,000 円で、前年度と比較して 661 万 4,000 円の増額でございます。増額の主な要因は、雨水の管理体制を強化するために、非常勤職員の任用と施設増加に伴う管理経費の増額であります。

1 の、雨水管理職員人件費につきましては省略させていただきます。

2 の、雨水管理事務に要する経費につきましては、1 節報酬及び 4 節共済費は、雨水管理の体制強化のための非常勤任用に係る経費を、合わせて 207 万 5,000 円を計上しております。13 節委託料につきましては、下水道台帳整備業務委託料として 121 万 8,000 円を予算計上しており、雨水の台帳整備委託料で平成 20 年度に整備した丸山排水区の雨水幹線などを予定しております。

3 の、雨水施設維持に要する経費につきましては、11 節需用費において施設の修繕料として 4,611 万 8,000 円を予算計上しております。これは中央、八幡ポンプ場など市内のポンプ場のポンプ設備や除じん機の修繕料のほか、雨水幹線等の修繕として八幡雨水幹線の板勢修理及び既設排水路施設修理を予定しているほか、今回新たに中央ポンプ場の除じん機で発生するごみを搬出させるし渣搬出機が経年劣化が著しいことから修理を行う予定であります。

次に、13 節委託料として 1 億 4,776 万 3,000 円を予算計上しております。これは施設維持管理等業務委託料で、雨水幹線等の清掃、除草等の環境整備、各雨水ポンプ場の電気設

備、機械設備、除じん機設備の点検、中央雨水ポンプ場ほか暫定も含めた 17 カ所の自家用電気工作物の保安監督業務などでございます。

次に、19 節負担金、補助及び交付金につきましては、仙台市雨水排水施設維持管理負担金として 2,233 万 1,000 円を予算計上しております。これは仙台市の仙台中野雨水ポンプ場の運転に係る維持管理費用で、負担割合は 58.5%となっております。

次のページをお願いします。

1 款 3 項 1 目賦課徴収費で 6,902 万 5,000 円で、前年度と比較して 477 万円の増額でございます。増額の主な要因は、事務従事割合の変更に伴う職員人件費の増であります。

1 の、賦課徴収職員人件費につきましては省略させていただきます。

2 の、賦課徴収事務に要する経費につきましては、13 節委託料として塩竈市水道事業会計へ委託している塩竈給水区分の下水道使用料徴収業務委託と、本市上水道部水道事業会計へ委託している多賀城給水区分の下水道使用料徴収業務委託で、塩竈給水区分が 3 万 200 件、多賀城給水区分が 23 万 4,200 件、合わせて 26 万 4,400 件を予算計上しております。

2 目汚水管理費で 3 億 2,250 万 1,000 円で、1,181 万 2,000 円の増額でございます。増額の主な要因は、汚水施設管理関係台帳整備の非常勤職員任用、下水道汚水台帳のデジタル化、汚水施設のデータベース化、施設増加に伴う管理経費の増であります。

1 の、汚水管理職員人件費につきましては省略させていただきます。

2 の、汚水管理事務に要する経費につきましては、1 節報酬及び 4 節共済費は、排水設備台帳や下水道受益者負担金の台帳などを整理するための、非常勤職員任用に係る経費 199 万 7,000 円の予算計上を行うものであります。

13 節委託料といたしましては、汚水下水道台帳整備業務委託で 1,600 万円の予算計上を行うものでございます。これは下水道汚水台帳のデジタル化と汚水施設のデータベース化業務であり、計画的かつ効率的な維持管理と地震時の災害時における緊急事態に速やかに対応し、復旧活動を円滑に行うこと、あわせて資産の整理を行い、来る施設更新時期の洗い出しを行うものであります。

次のページをお願いします。

27 節公課費として、消費税及び地方消費税を 2,400 万円予算計上しております。消費税及び地方消費税につきましては、本年度事業分において中間納税の発生を見込み、予算計上を行うものでございます。

3 の、汚水施設維持に要する経費につきましては、11 節需用費において、施設の修繕料として 510 万円を予算計上しており、市内汚水マンホールの修繕や市内各汚水中継ポンプ場の分解整備、伝上山汚水中継ポンプ場の修繕を予定しております。

13 節委託料につきましては、施設維持管理等業務委託料として污水管清掃、污水中継ポンプ場の清掃、設備点検、電気工作物保安監督業務等を予定しており、597 万 6,000 円を計上しております。また、管路調査及び補修業務委託料として、主要な国道、県道等に埋設している污水管の調査実施予定であり、1,028 万 9,000 円を計上しております。

16 節原材料費につきましては、老朽化や道路改良工事等で交換が必要となった場合に支給するマンホール用鉄ぶた、塩ビ柵等の購入を行うもので、124 万 1,000 円を予算計上しております。

4 の、水洗便所普及に要する経費につきましては、19 節負担金、補助及び交付金として水洗便所改造資金利子補給金として 40 万 9,000 円を予算計上しております。これは平成 17 年度から平成 21 年度までの融資件数 48 件分を見込み計上しているものであります。

5 の、汚水処理に要する経費につきましては、19 節負担金、補助及び交付金として相互流出負担金として 703 万 3,000 円を予算計上しております。これは本市に隣接する仙台市、塩竈市、七ヶ浜町に汚水が流出するもので、合わせて 21 万 3,100 立方メートルと見込んでおります。

次に、仙塩流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水処理単価を 1 立方メートル当たり 33 円、汚水量を 723 万 3,500 立方メートルと見込んで、2 億 3,870 万 6,000 円を予算計上しております。

3 目水質規制費で 1,139 万円で、前年度と比較して 55 万 3,000 円の減額となりますが、これは人件費と水質検査項目の減によるものでございます。

1 の、水質規制職員人件費につきましては省略させていただきます。

2 の、水質規制費に要する経費につきましては、流域下水道流入下水水質調査、流入下水道に入る接続点 11 地点並びに特定事業所等排水水質検査に係る水質検査委託料であります。

次のページをお願いします。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 2 億 9,156 万 4,000 円、前年度と比較して 286 万 7,000 円の増額でございます。

1 の、公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）につきましては 5,331 万 2,000 円で、前年度と比較して 3,791 万 3,000 円の減額で、主な要因は 15 節工事請負費であります。本年度は市川字五万崎地内など計 4 カ所の汚水管理設工事で、延長 520 メートルの施行を行うほか、市内 10 カ所の汚水柵の設置を予定しております。また、22 節物件移転等補償費につきましては、工事施行の際支障となる地下埋設物の移転補償を 100 万円予算計上しております。

2 の、公共下水道建設に要する経費（単独事業分）につきましては、2,728 万 6,000 円で、前年度と比較して 2,141 万円の増額でございます。増額の主な要因は、設計業務委託、水中ポンプ設置、汚水管の移設等によるものであります。

13 節委託料としまして、八幡雨水幹線の整備に係る基本構想策定業務委託で 500 万円、八幡字一本柳地区工業団地化に伴う下水道事業の全体計画見直しを業務委託として 500 万円を計上しております。八幡雨水幹線につきましては、現在、危険箇所の補修を行っているところでありますが、今後、恒久的な整備をする上で、上部空間の利活用も含めた水路形態、景観形成、効率的かつ効果的な維持管理等多角的な視点により、基本的な整備構想の検討を行うものであります。また、八幡字一本柳地区の工業団地化構想に伴いまして、下水道事業の全体計画の見直しが必要となるため、それに係る計画変更手続を行うものであります。

次に、15 節工事請負費としまして、雨水施設整備工事で 608 万 8,000 円の予算を計上しております。これは県事業である都市計画道路玉川岩切線道路改築事業にあわせて、平成 20 年度より行っている浮島字宮前地内の浮島 2 号雨水幹線整備工事の附帯工事として、国府多賀城駅北側広場までの水路を築造する経費と、雨水排除困難地区の大代一丁目地内に新たな水中ポンプ場設置に係る経費等を計上しております。

次に、汚水施設整備工事で 1,000 万円の予算計上でございますが、これは中央二丁目地内の都市計画道路高崎大代線の道路改良工事に伴う既設汚水管の移設に係る経費でございます。

3 の、雨水施設整備に要する経費（防衛施設周辺整備事業分）につきまして、これは平成 19 年度より 3 カ年の計画で整備を進めている、丸山雨水ポンプ場の 3 号ポンプ施設設置に要する経費ですが、本年度は最終年度として 5,471 万円を計上しております。

4 の、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）につきましては、1 億 4,785 万 6,000 円の予算計上で、前年度と比較して 5,782 万 5,000 円の増額となっております。主な要因として、丸山雨水幹線の整備延伸であります。

13 節委託料として陸上自衛隊多賀城駐屯地内の整備の完了している大代雨水幹線の区分地上権設定のための用地測量業務 400 万円を計上しております。

次のページをお願いします。

14 節使用料及び賃借料として同駐屯地内の雨水幹線整備工事用地の借上料 210 万円、15 節工事請負費として同駐屯地内の丸山雨水幹線整備で、平成 20 年度に引き続き延長 190 メートルの整備に係る経費 1 億 4,022 万 2,000 円を予算計上しております。

5 の、仙台市雨水排水施設建設に要する経費につきましては、仙台市において整備する西原ポンプ場建設事業負担金として 840 万円を予算計上しております。これは仙台港へ排水する仙台市の雨水整備事業の一環で、仙台港の南側に位置する西原ポンプ場を、平成 26 年度を完成予定として仙台市が整備を進めるもので、本年度はバイパス水路等の土木工事と機械工事を予定しております。

2 目流域下水道建設費で 970 万 8,000 円で、前年度と比較して 495 万 7,000 円の減額でございます。これは仙塩流域下水道建設事業負担金で、仙塩流域下水道の建設事業費総額 2 億 3,300 万円に対する本市分の負担金であります。本年度は汚泥処理基本設計、管渠耐震改築工事、沈砂池ポンプ等改築工事並びに 2 号ろ過設備の改築等を行う予定とのごとでございます。

次のページをお願いします。

3 款 1 項 1 目公債費で 20 億 5,610 万円で前年度と比較して 1,984 万 9,000 円の減額でございます。

1 の、借入金償還費（元金）につきましては、13 億 4,955 万 8,000 円で、前年度と比較して 5,682 万 6,000 円の増額となっております。

そのうち、雨水事業分につきましては、総額で 6 億 4,783 万 3,000 円、雨水事業分は前年度と比較して 2,211 万 5,000 円の増額となっておりますが、これは平成 15 年度借り入れ分の地方債の元本据置期間満了によるものと、平成 19 年度に借りかえを実施した地方債について、償還方法が、従来元利均等償還方式であったものを、元利均等方式で借りかえたことによるものが大きな要因であります。

汚水事業分につきましては、総額で 6 億 6,192 万 7,000 円、汚水事業分は前年度と比較して 4,472 万 5,000 円の増額となっておりますが、これは雨水事業分同様、元本据置期間満了によるものと借りかえによるものが大きな要因であります。

流域下水道事業分につきましては、総額で 3,979 万 8,000 円、流域下水道事業分は前年度と比較して 1,001 万 4,000 円の減額となっておりますが、これは雨水事業や汚水事業

同様、元本据置期間満了によるものと借りかえによる増額要因もありますが、本事業分につきましては、平成 20 年度中の返済完了による減額となっております。

2 の、借入金償還費（利子）につきましては 7 億 654 万 2,000 円で、前年度と比較して 7,667 万 5,000 円の減額となっております。

雨水事業分につきましては、総額で 3 億 5,662 万 7,000 円、雨水事業分は前年度と比較して 2,227 万 8,000 円の減額となっておりますが、これは先ほど御説明申し上げました平成 19 年度に実施した借りかえによるものが大きな要因であります。

汚水事業分につきましては、総額で 3 億 2,822 万 2,000 円、汚水事業分は前年度と比較して 5,140 万 7,000 円の減額となっておりますが、借りかえによるものが大きな要因であります。

流域下水道事業分につきましては、総額で 1,861 万 8,000 円、流域下水道事業分は前年度と比較して 298 万 5,000 円の減額となっておりますが、これは雨水事業や汚水事業分同様、平成 19 年度に借りかえによる減額要因もありますが、本事業分につきましては前平成 20 年度中の返済完了による減額となっております。

一時借入金利子につきましては 307 万 5,000 円を予算計上しております。

次のページをお願いします。

4 款 1 項 1 目予備費で 554 万 7,000 円を計上しております。

以上、歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

127 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目下水道事業受益者分担金で 143 万 3,000 円でございます。

1 節下水道事業受益者分担金につきましては、市街化調整区域において供用開始された土地に対して賦課されるものですが、今年度にあつては 143 万 2,000 円を予算計上しております。

2 節滞納繰越分につきましては、1,000 円の科目設定を予算計上しております。

1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金で 139 万 4,000 円でございます。

1 節下水道事業受益者負担金につきましては、市街化区域において供用開始された土地に対して賦課されるもので、今年度にあつては 139 万 3,000 円を予算計上しております。

2 節滞納繰越分につきましては、1,000 円の科目設定を予算計上しております。

2 款 1 項 1 目下水道使用料で 8 億 1,521 万 4,000 円でございます。

1 節下水道使用料のうち、多賀城給水区分につきましては総有収水量を 576 万立方メートルと見込み、それによる料金収入 7 億 4,883 万 9,000 円を予算計上し、塩竈給水区分につきましては総有収水量 52 万 8,000 立方メートルと見込み、それによる料金収入 6,115 万 3,000 円を予算計上しまして、合わせて 8 億 999 万 2,000 円の予算計上でございます。

2 節滞納繰越分につきましては、522 万 2,000 円の予算計上でございます。

2 項 1 目総務手数料で 40 万 1,000 円でございます。

1 節総務手数料につきましては、排水設備の計画確認と検査に係る手数料で、それぞれ 1 件につき 500 円、それぞれ 400 件分の 40 万円を予算計上しております。

2 節督促手数料につきましては、1,000 円の科目設定で予算計上しております。

次のページをお願いします。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 1 億 2,966 万 8,000 円でございます。

2 節下水道防災事業費補助金のうち、1 の、浸水対策下水道事業費補助金につきましては 7,700 万円の予算計上で、歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で御説明した建設事業のうち、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）に対する国庫補助金でございます。この国庫補助金の補助率につきましては、事業費の 10 分の 5 となっております。

2 の、地震対策下水道事業費補助金につきましては、800 万円の予算計上で、歳出の 1 款 1 項 1 目一般管理費で御説明した事務事業費のうち、下水道総合地震対策計画策定に要する経費に対する国庫補助金でございます。この補助金の補助率につきましては、事業費の 10 分の 5 となっております。

3 節防衛施設周辺整備事業補助金につきましては、4,466 万 8,000 円の予算計上で、歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で御説明した事業のうち、雨水施設整備に要する経費（防衛施設周辺整備事業分）に対する国庫補助金でございます。この補助金の補助率につきましては事業費の 10 分の 8 となっております。

4 款 1 項 1 目県事業費委託金につきましては、1,000 円の科目設定で予算計上しております。

5 款 1 項 1 目財産貸付収入で 246 万円でございます。これは雨水施設である管路敷や施設用地を民間業者等に貸し付けしている分の土地占用料でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 13 億 8,295 万 3,000 円で、前年度と比較して 1,574 万 3,000 円の減額でございます。これは前年度と比較して歳出は 900 万円増額となるものの、一般会計繰入金を除く歳入で 1,474 万 3,000 円の増となるためでございます。

この繰入金の雨水事業分、汚水事業分の内訳といたしまして、雨水事業分につきましては 10 億 8,431 万 4,000 円で、前年度と比較して 5,734 万 5,000 円の増、汚水事業分につきましては 2 億 9,863 万 9,000 円で、前年度と比較して 7,308 万 8,000 円の減となっております。

7 款 1 項 1 目前年度繰越金につきましては、1,000 円の科目設定を予算計上しております。

8 款 1 項 1 目延滞金につきましても、1,000 円の科目設定を予算計上しております。

2 目加算金につきましても、1,000 円の科目設定を予算計上しております。

2 項 1 目雑入につきましては 107 万 3,000 円で、前年度と比較して 1 万 5,000 円の減額でございます。

1 節雑入のうち、1 の、相互利用負担金（流入）につきましては 107 万 1,000 円の予算計上でございまして、隣接する塩竈市、七ヶ浜町、仙台市からの流入負担金で、流入量を 3 万 2,460 立方メートルを見込んでおります。

次のページをお願いします。

2 の、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金及び 3 の、水洗便所改造資金融資未償還金につきましては、1,000 円の科目設定を予算計上しております。

9 款 1 項 1 目下水道事業債につきましては、7 億 8,740 万円でございます。

1 節公共下水道事業債のうち、1 の、補助事業債につきましては 7,700 万円の予算計上で、歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で御説明した建設事業のうち、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）に対して発行する債務でございます。この市債の充当率は事業費の 10 分の 5 に対し 10 万円単位での発行となっております。

2 の、単独事業債につきましては 6,440 万円の予算計上で、そのうち歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で御説明した建設事業のうち、公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）として 5,600 万円、歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で説明した建設事業のうち、仙台市雨水排水施設建設に要する経費分として 840 万円に対して発行する債務でございます。この市債の充当率はそれぞれ事業費の 10 分の 10 に対し、10 万円単位での発行となっております。

2 節流域下水道事業債につきましては 790 万円の予算計上で、歳出の 2 款 1 項 2 目流域下水道建設費で御説明した、仙塩流域下水道建設に要する経費から元利償還金分及び単独事業分を除いた額の 10 分の 10 に対し、10 万円単位での発行となっております。

3 節資本費平準化債につきましては 5 億 4,950 万円の予算計上でございます。これは下水道事業債の元金償還期間とみなし償還期間が異なっており、当該年度の元金償還金相当額とみなし償還金相当額との差について出金不足が生じ、構造的に生じる資金不足を補うとともに世代間負担の公平を図ることを目的に発行する債務でございます。

この資本費平準化債の雨水事業分、汚水事業分の内訳といたしまして、雨水事業分につきましては 2 億 4,880 万円で、前年度と比較して 1,870 万円の増、汚水事業分につきましては 3 億 70 万円で、前年度と比較して 2,000 万円の増となっております。

4 節下水道事業債（特別措置分）につきましては、8,860 万円の予算計上でございます。これは平成 18 年度において、国の地方財政措置の見直しに伴い、平成 17 年度までに借り入れた下水道事業債に係る元利償還金に対する地方財政措置が影響を受けることから、その影響分を補うために発行する債務でございます。

次に、資料 4 の 21 ページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為です。

水洗便所改造資金利子補給及び水洗便所改造資金損失補償における期間、限度額はそれぞれ表の記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

第 3 表、地方債です。

公共下水道事業で限度額 1 億 4,140 万円、仙塩流域下水道事業で限度額 790 万円、資本費平準化債で限度額 5 億 4,950 万円、下水道事業債で限度額 8,860 万円、限度額計 7 億 8,740 万円の借り入れを見込むものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ第 3 表に記載のとおりであります。

以上、歳出歳入について御説明をさせていただきました。

続きまして、資料 9 の 60 ページをお願いします。

資料といたしまして、下水道事業特別会計に係る平成 21 年度の歳入歳出予算の雨水事業、汚水事業の内訳や前年度との比較を作成しましたので、御参照願います。

次のページをお願いします。

これは、平成 20 年度及び平成 21 年度の下水道事業費総額に係る雨水事業及び汚水事業別の歳出配分並びに汚水事業費歳出配分とその歳入内訳につきまして、図式で示したものであります。御参照をお願いいたします。

次のページをお願いします。

下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が前年度当初予算に比べてどう変わったかをあらわしたものであります。

上段の表につきましては平成 21 年度、次の中段の表が平成 20 年度、下段の表につきましては、それらの比較をあらわした表となっております。

上段の、平成 21 年度当初予算の表をごらんください。

平成 21 年度当初予算におきましては、元利償還金が、表中、合計欄で平成 20 年度当初予算に比べ 1,984 万 9,000 円減額の 20 億 5,610 万円、これを賄う財源につきましては下水道使用料が平成 20 年度当初予算に比べ 1,743 万円減額の 3 億 8,968 万 8,000 円、資本費平準化債が 3,870 万円増額の 5 億 4,950 万円、下水道事業債（特別措置分）が 220 万円増額の 8,860 万円、受益者分担金及び負担金が 282 万 7,000 円、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金が 1,000 円の充当により、結果的に一般会計からの繰入金は平成 20 年度当初予算に比べ 4,614 万 7,000 円減の 10 億 2,548 万 4,000 円となります。

次のページをお願いします。

平成 19 年度末から平成 21 年度末までの下水道事業債残高でございます。御参照いただきたいと思います。

次のページをお願いします。

平成 21 年度の整備事業概要並びに箇所図であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○森委員長

以上で説明を終わります。

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

質疑に入る前に休憩といたします。再開は 55 分といたします。お疲れさまでございます。

午後 4 時 42 分 休憩

午後 4 時 54 分 開議

○森委員長

皆さんおそろいでございますので再開いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○森委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○深谷委員

資料 8 の 142 ページ、13 節委託料で八幡字一本柳地区工業団地化に伴う下水道事業全体計画の見直し業務委託料 500 万円、これはどういった見直しを考えているのかお伺いいたします。

○櫻井下水道課長

一本柳地区工業団地化に伴い、公共下水道の汚水の排水量及び雨水排水量の増加等により、下水道計画が大幅に変更されることから、全体計画の見直しを行うものと考えております。

○深谷委員

ありがとうございます。

そこでなのですが、一本柳の構想の第 1 期計画、前に説明資料としていただきました中に含まれているのですが、高橋雨水幹線の未整備区間約 500 メートル、こちらの計画というのは、多分仙台市も絡むことなので、常々大変だとは思っているのですが、どのように今時点でお考えでしょうか。

○櫻井下水道課長

高橋雨水幹線につきましては、国道から育英のファミリーマート付近まではまだ未整備でございますけれども、もしこの一本柳工業団地造成工事に伴い、うちの方でも雨水幹線につきましては整備をしなければならないと。あわせてやった方がいいのかというふうにご考えてございます。

○深谷委員

私もそう思います。こちらは、結局、大体一本柳地区の第 1 期、これからなのでしようけれども、平成 24 年にあわせて、最初に、例えば工業団地の造成をやってしまった後に、この雨水幹線の整備をするよりも、あわせてやった方が経費の面で考えても、有効な形かなと思います。

さらに、JR との協議も含まれてくるとお思いますので、その辺を踏まえると、計画見直しで、すぐにでも協議の方を進めていった方がいいのかと思います。市の財政状況も含めてのお話なので、その辺は財政担当の方ではどのようにお考えでしょうか。

○伊藤市長公室長

ただいま深谷委員がお話ししたとおり、この造成とあわせてやった方が、財政的にもかなり楽なのかというふうには考えてございます。

○深谷委員

わかりました。この高橋雨水幹線と含めて、六貫田の雨水幹線の未整備区間 400メートル、あとは南宮ポンプ場と、一本柳の造成に関してはいろいろと計画上あって、まだ未整備の区間がありますので、その辺も含めて、一気にやれるときにやった方が予算はあれなのかと思いますので、その辺含めて御検討をよろしく願いいたします。答弁は要りません。

○相澤委員

今、深谷委員が質問された一段上の、八幡雨水幹線整備基本構想策定業務委託料、これについてお聞きいたします。これは、いわゆる行政評価の取り組みでは6ページにありまして、ここには、「農業用用水の役目を終え、常時流れる水量が不足していることにより、板柵劣化、水質悪化、腐敗臭等の問題が発生している」ということが書いてありますが、どのようなことを考えてらっしゃいますか。

○櫻井下水道課長

八幡雨水幹線は、従来、桜木、明月、栄地区の農業用排水路として使用し、平成3年度から平成8年度において水路幅拡幅のため、板柵により水路改修を行っております。

その後、農業用水路としての役目がなくなったことから、平成9年度に農政部門から下水道部門に移管されております。八幡雨水幹線は農繁期の4月から9月までは宝堰の農業用水から水が流れてきておりましたが、近年は臨海鉄道から上流部におきましては、仙台市排水区として仙台中野ポンプ場から仙台港に全量排除されることにより、農業用水が流入しなくなり、水路内部の雑草や水の腐敗等による悪臭等で付近住民に環境の悪化を与えている状況ではございます。

このようなことから、八幡雨水幹線の整備に際しては、八幡雨水幹線が町前、桜木地区の中心部を流れる水路であり、雨水の排除だけの機能にとどまらず、市民に親しまれる憩いの場、あるいはいやしの場となるよう、整備に当たっては住民のコンセンサスを図りながら進める必要があり、水路の策定や維持管理手法を地域住民と一緒に考え、住民協働型のまちづくりと位置づけ、水路整備の計画の策定業務を委託すると、そういうふうな計画で考えてございます。

そのために、今回の事業評価の中にも、そういったコンセンサスを図る回数とか、そういった項目、満足度、そういったものを上げているところでございます。

○相澤委員

そうすると、これからどういうことをやったらいいかというのを委託するというお話ですか。

○櫻井下水道課長

そのとおりでございます。

○相澤委員

この100%というのは、その委託料の100%ですね。そうすると、これから具体的に、あそこを掃除したり、あるいは草を刈ったり、それから新しいものをつくったりというのは、そういうことは具体的にはまだここには入っていないということですね。

○櫻井下水道課長

ここに入っていない。通常のそういったこの整備するまでの維持修繕などというものについては、雨水の施設管理の方に予算計上をさせていただきます。

○相澤委員

では、具体的にいつごろからかかれそうですか。あそこは、はっきり言って、ここに書いてあるように、もう夏場は特にボウフラ、悪臭、雑草、非常に困った苦情相談がしょっちゅう来るのです。ですから、具体的にいつぐらいからかかれそうか、見通しがあればお話しください。

○櫻井下水道課長

早々に、やはり地区住民、あそこは幅員が10メートルほどありまして、水路が4メートル70センチ、結構南側は隣接しておりますので、あそこの形態が変わると、あそこに住んでいる住環境がかなり変わるのかなというようなことが思われますので、その辺、やはり住民と十分協議をしながら、納得のいく進めるには、結構な時間をこの全体計画の中で要するのかなというふうに考えてございます。

○相澤委員

期待しますので、頑張ってください。

○吉田委員

今の関連なのですけれども、八幡雨水幹線の整備基本構想を策定するに当たって、一番の課題はやはり水路の形態だと思うのです。言うならば、開渠にするか暗渠にするかということなのだろうと思います。

野田の玉川はあのような形で環境整備も図られて、とり行われたのですが、この八幡雨水幹線の場合には、ずうっと沿線に民家があるという状況で、野田の玉川の水路沿いとは条件が違うということで、今の課長の説明にもありましたけれども、周辺住民との協議というのは、極めて大事になってくる。住民からすれば、どんなことを望むのか。例えば、あそこを散策路にして歩くとすれば、民家が全部見える、民家にお住まいの方からすると、やはりその辺の考えは十二分聞き置かなければならないということになってくるのだろうと思うのです。

今、相澤委員も述べておりましたけれども、いわゆる板柵の劣化による危険箇所の拡大なり、環境面での問題が発生していると。例えば、ウンカなども発生して、あそこは洗濯物も干せないというようなことまで起きている現状です。そういう意味では、極めて重要な取り組みになってくるのではないかとこう思います。

私は、これから委託して、万般検討されるのだろうと思うのですが、いろいろ考えてみると、水路の形態として、私は暗渠がいいのではないかとこの私見は持っているのですけれども、そのことは別に今答弁を求めませんが、そんな思いでいることが一つです。

それから、もう一つは、いろいろな事業との整合性を図らなければならないだろうと思います。御案内のとおり、平成10年3月に策定されたみどりの基本計画との関係なども、これまた改めて見直しを含めて検討するという要件があるのではないかとこう思います。

そのみどりの基本計画の中においても、この八幡雨水幹線の整備の方法、手法、あり方、構想などが示されているわけですが、それとの兼ね合いをどう見直していくかということも当然あると思います。

それから、ちょっと飛びますけれども、水量との関係もこれ出てきて、今、話あったとおり、私も以前提案して、そのようになったわけですが、臨海鉄道から仙台側については、全部仙台港に流すということで、分水路構想としての中野ポンプ場ができたわけですが、先ほど来の説明にもあるとおり、負担割合から見れば多賀城市が58%ということで、仙台市側は今度の予算書でも示されておりますけれども、意向としては、中野ポンプ場は多賀城が利用度が高いということからすれば、仙台市の方の考えとしては、西原ポンプ場の方が整備事業の重点に置かれているという兼ね合いなどもこれあり、全体の八幡雨水幹線に流れてくる水量との関係によっても、その水路幅をどうするかというようなことも、一つの見ておかなければならない要件ではないかというふうに思います。

もろもろあるわけですが、十分この土地の利活用を含めて、それから、完成後の維持管理費の負担のことなども十分見ていくという面で、検討を加えていただければと思います。考え方はいかがでしょうか。お示しできる範囲で、どんな意識を持っておられるかお伺いします。

○櫻井下水道課長

やはり八幡雨水幹線そのものというものが、住宅地の中心を流れているというようなこともございまして、やはりあそこの10メートルの用地の幅員の活用、そういったこともありますけれども、やはり周辺住民の環境、そういったことは十分考えていかなければいけないのではないかと。

また、一方で、その維持管理ということを考えますと、潤いの場、憩いの場で、野田の玉川がございまして、あれも結構時間がたっておりまして、やはり維持費的にもかなりかかっている。そういったこともあわせて検討を進めていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○竹谷委員

先ほど、一本柳の関係で、高橋雨水幹線の問題が出ました。これはなぜ実現できないのかということで、以前から話題になっていました。これは45号線と仙石線の横断の問題が大きなネックになって、今日まで実現されていなかったというのは事実ではないですか。いかがですか。

○櫻井下水道課長

今、委員がおっしゃられたように、45号線までは整備をされていますけれども、あそこのベストというタイヤのところでちょっと段差がありまして、そこであとJR横断、それがなされていないというようなことで、いずれにしても、下水道整備計画の中では、そこに雨水幹線、5メートルの1,800の水路整備ということがありますので、何とかその辺、JR等と協議しながらやっていかなければならないのかというふうに考えてございます。

○竹谷委員

では、それに一本柳を入れて、その水路も使っていくなれば、今の計画断面では、問題が出てくるのではないかと思います。ですから、私は雨水幹線をやるには、少なくとも一本柳の計画と、今言っていた高橋幹線の計画をうまく整合性を合わせないと、ポトラ方式になってしまって、そうでなければ一本柳雨水対策は、遊水地が何かつくって調整をしなければいけないという問題になってくるのではないかとこのように思うのです。ですから、その辺の断面といいますか、その辺も含めてやっていかないと、ただ水路をつくって流せばいいという代物ではないというふうに思いますので、その辺も含めてやはり考えていかなければいけないのではないかとこのように一つ思います。

そうなってくると、工場地区に予定しているところに雨水を、いわば遊水地をつくるのであれば、そこでまた予算の組み方が違ってくるという問題も出てくるので、これ早急にその辺は目安をつけないとまずいのではないかと。

それと、もう一つは、きのう、おとといの議論で、計画街路の問題をお話ししました。一応仙台新港までの車の流れとしては、平成 25 年度までに一つの目標としてやるということが発表されました。そうであれば、下水道もそれに合わせた格好でやっていかないと、事業計画としては問題が出てくるのではないかというふうに私は思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○櫻井下水道課長

雨水整備の関係ですけれども、実際どのような工業団地が来るかということは、まだ決まっておりますけれども、農地が工業化されることにより、雨水排出量が増大されるというようなことは当然考えられまして、ここの地区につきましては、高橋雨水幹線、六貫田雨水幹線の整備が下水道、今回のエリアの中では考えられております。

また、その仙台中野ポンプ場のポンプ増設、そういったことも当然、今の現況、5 台計画中 3 台しかされていないということの中で、その辺も当然仙台市と検討しなければいけないと。また、そのポンプ設備によるものか、防災調整池、そういったものでやっていくべきか、その辺のことを全体を踏まえた計画を当然、今、委員おっしゃるように、この造成の目標年次に合わせた形で一緒にやっていかなければならないと考えてございます。

○竹谷委員

特に、中野ポンプ場、1 基つくる、2 基つくる、設備費は相応分の負担をする。これは、今出ているように 58%、維持管理費が今度上げられてくるのです。現実的に、その辺の対比も見なければいけない、一つは、ここはこれからの計画上で、そこはよく見ておかなければいけない、ランニングコストの問題が出てきますから、その辺はよく見ておかなければいけないのではないかとこのように私は思います。

仙台市も、多賀城で多く出したものに、「経費、いや、仙台で払いますよ」というよりも、仙台市も、できれば中野ポンプ場の経費を 7 割なり 7 割 5 分取りたいわけですから、これは交渉の中で、58%ぐらいで抑えているのですけれども、そういうものもあるので、そういう点を踏まえても、この計画の中では考えていかなければ、将来的に禍根を残す可能性があるのでは、その辺は十分踏まえていただきたいということ、これはお願いしておきます。

それで、八幡幹線、今の提案はまさしくすばらしいと私は思います。ただ、このことを今、計画するのは必要なのですが、ここ一、二年、どう、こんなことを言うては失礼なのですが、どぶ川になったところを、本当にどぶ川ですよ。水路の底から菖蒲みたいなのが出てきて、この間工事しているのを見ましたけれども、刈っているのを見ましたけれども、あれではとてもじゃなく、あの辺の人たちの環境には大きな問題が出ると。

ですから、この計画も必要ですけれども、当面、あの水路の底、側は壊れているところもありますけれども、大分直していますけれども、底の対策をどうするのかということ、並行して考えていかなければいけないと。

それと、もう一つは、中野ポンプ場に行くためのいろいろな仕組みになっていますね、あそこは。戻せば、中野ポンプ場に余計やれば、こちらには来ないというようになっていきますから、その辺の兼ね合いで、幅がどうなるか、狭めていいのか、上流を狭めて、下流を広くしていくのかというような方法が出てくると思いますから、あの中野ポンプ場とのセ

ッティングのところを、どういうぐあいにあの水をどう幹線へ落とすのかと。多分、聞いたところによると、通常の水は、今の水路で現状に落とすと、通常の場合。大雨の場合は中野ポンプ場に突っ込んでいこうというふうな説明も、私は現場視察に行ったときに聞いた覚えがあるのです。もしそうでなければいいのですけれども、そういうことを聞いた覚えがあるものですから、これは大変だなというふうな。もしそうでなければいいです。その辺、もしあれでしたら。

○櫻井下水道課長

八幡雨水幹線につきましては、臨海鉄道のところで六貫田雨水幹線と今現在交差しておりますけれども、下水の整備計画の中では、八幡雨水幹線はあそこが最上流部になりまして、八幡雨水の方に流れるというふうな計画でございます。（「中野ポンプ場に行くところの終末……」の声あり）八幡の方には入ってこないで、中野ポンプ場へ、違いますか。（「そうすると、中野ポンプ場全部、今は行くようになっているということですね」「竹谷委員、済みません。竹谷委員」の声あり）

○竹谷委員

あそこに水道の本管が入っていますね。その手前が中野に行くためのセットしていますね。そこから水路がつながっていて、八幡幹線に入るようになっていきますね。あれは今なくなってしまいましたか。まだあるのではないかと思うのですけれども。ですから、私はそこが一番心配しているのです。

それで、もうとめてしまって、こちら側に全部、高橋の幹線が全部中野に行って、こちら側はもうおりてこないというのであれば、それで説明してください。私、現場をしばらく見ていないので、とめなかったの。私の記憶では、ここは通常の場合は流すと、大雨のときはこちらにフローさせるという説明を聞いたような気がしたので、下水道部長、わかりますか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

計画上は、竹谷委員おっしゃるとおり、あの高橋の水路、あれは全量中野ポンプ場に流れるように計算上、つくってございます。

したがって、八幡雨水幹線と先ほど言った臨海鉄道のわき、あれが八幡幹線の実は最上流部になります。ですから、基本的には、計算上は流れてこないという設計になってございます。

○竹谷委員

そうしますと、八幡幹線の計画には、その辺もどうするかということを考えなければいけませんね。そこ。水道の本管があるところから、八幡幹線までの間をどうするかということは考えなければいけないですね。それを含めて考えるということでもよろしいのですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

そのとおりでございます。

○藤原委員

話題になっている一本柳の開発に伴う雨水排水事業の見直しの件なのですが、これは一本柳の分だけの見直しでいいのですか。50ヘクタール全体を開発した場合、どうなのかとい

う見直しを、当然やっておかなければいけないのではないかというふうに思うのですけれども、それはいかがですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

プロジェクトチームから出された一本柳の計画につきましては、50ヘクタール分全体を見込んだ遊水地、調整池で遊水機能を持たせますという計画でございますので、今回、高橋雨水幹線で受け入れる分につきましては、調整池で一たん受けたものを流すということでございますので、基本的には、今の計画断面からそう大きくなることはない、このように考えてございます。（「答えていません」の声あり）

○藤原委員

いや、私が聞いたのは、名称が八幡字一本柳地区工業団地化に伴う下水道事業全体計画見直し業務委託料になっています、500万円。これだと一本柳分だけ、あたかも16.11ヘクタール分だけの影響を調査するののかという感じがするのですけれども、そうではなくて、小原地区まで含めて、全体の50.74ヘクタール分を造成した場合に、雨水排水計画がどういうふうに変わってくるかということで、調査をやるのだというふうに受けとめていいのですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

今回の調査は、確かに一本柳地区50ヘクタールの造成ということで、実は16ヘクタールの中に、もう全体の調整池をつくるものですから、その排水を受けようということなのです。ですから、50ヘクタール分については、基本的には調整池の大きさを50ヘクタール分の遊水機能を持たせた調整池をつくりますから、ですから、うちの方が受けるのは、その調整池で調整された水量を受けるという分での計画でございます。

○藤原委員

つまり、その50.74ヘクタール全体を開発した場合に、どういうふうな雨水排水が変わってくるかということを調査するのだということでしょう、つまり話は、それを第1期のときは第1期の影響分だけ遊水地をつくるというのではないと。第2期、第3期の造成分も考えて、第1期のところにその雨水の排水池をつくるのだということを言っているのでしょう、今。（「はいそうです」の声あり）きちんと教えてください。議事録になりませんから。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

そのとおりでございます。

○藤原委員

それから、11月11日の説明資料の中で、第1期分の中に1万8,136平方メートルの防災調整池というのがあるのですね。この防災調整池がいわゆるその50.74ヘクタール分全体の調整池だというふうに考えてよろしいのですか。

○伊藤市長公室長

この資料を作成した段階で、いろいろの、このくらいの面積があれば、防災調整池の面積があれば、ここで調整機能が果たせるだろうという面積でございます。

○藤原委員

ですから、現段階でというのは、要するに、今度はいわゆる下水道の立場で、それがまたさらに綿密な調査になって、その1万8,000というのが多少ふえるかもしれないし、減るかもしれないということになるのだということですね。

この調整池をつくるので、雨水排水路の改修はそれほど必要ないものになるのではないかとというのが、先ほどの答弁ですね。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

そのとおりでございます。

○藤原委員

そうすると、八幡雨水幹線の見直しというのは、一本柳地区の、いわゆる50ヘクタールの開発とはほとんど関係がなくて、独立した形でいわばその八幡雨水幹線については見直しがされるのだというふうに受けとめていいのですか。先ほどからの議論からすると。

○櫻井下水道課長

八幡雨水幹線につきましては、別の、いわゆる八幡雨水幹線独自としての考えでございます。

○藤原委員

それから、その防災調整池の、とりあえずはその1万8,136平方メートルの件ですが、これは、この間説明を受けた造成費用の中には含まれているのですか。

○伊藤市長公室長

これも、いろいろで計算といたしますか、城南であるとか、高橋の区画整理での造成費用、平方メートル単価を掛けたものでありまして、事細かく積算したものではありません。

○藤原委員

いや、私が聞いているのは、皆さん方がその11月11日に、工業団地をもし直営と仮定して、皆さん、今の時点ではもう直営はできるだけ避けたいというのはわかっているのですけれども、直営と仮定した場合には、このぐらいの造成費用がかかって、このぐらいの単価の販売額になるだろうという見通しを立てているでしょう。その中に、その1万8,136平方メートルの遊水池の造成の費用は、概略にしろ、概算にしろ何にしろ、入っているのかということですよ。

○伊藤市長公室長

入っております。

○根本委員

これまでの下水道の雨水対策の整備をしてきまして、かなり整備が進んできた。水の流れもよくなっているという状況なのですが、やはり市内の各所では、どうしても少々の雨でも冠水する地域がまだ残っている。やはりその解消を、平成21年度に少しでもやっていく、大きな工事をやりながら、やはり少々の雨でも冠水する地域が残っているところも、やはりそれも改善をしていかないと、本当の水害対策にはならないと思うのです。

そういう意味でお伺いしたいと思いますが、以前にも申し上げた鶴ヶ谷三丁目のあそこの団地の中なのですが、鶴ヶ谷雨水幹線に流れる側溝もあるのだけれども、もう一つ

の側溝側は砂押川に流れている。それも民地を通過、小さな管で。これは課長、御存じですね。この対策について、これまで何回となく地域住民の皆さんからの要望もあって、課長も十分に理解している問題なのです。

こういうところを少しずつ解決していかないと、多賀城市の本当の水害対策にはならないと、こう認識しているのですがいかがでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

その話は承知してまして、とりあえずは道路課の方に、側溝の勾配を改修することで可能かどうかという部分で、道路課の方に指示してございます。ですから、一部道路の側溝改修で持っていこうということで考えております。

○根本委員

部長はどちらの部長でもありますから、よく御存じだと思っておりますけれども、ぜひ早急に、やはりそういうお話が出たところから改善をしていく、少々お金はかかりますけれども、やはり改善をしてあげることが大事だと思っておりますので、御努力をお願いしたいと思います。

○森委員長

これでよろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 26 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 27 号 平成 21 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

○森委員長

次に、議案第 27 号 平成 21 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○森委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 9 の 66 ページをお願いいたします。

平成 21 年度後期高齢者医療特別会計予算資料に基づきまして、予算編成に係る主なものをあらかじめ御説明申し上げます。

1、歳出でございます。

総務費は、業務執行に係る事務費といたしまして、一般管理費と徴収費の双方で 1,145 万円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の療養給付費等の納付金に当たるもので、3 億 8,079 万 5,000 円で、約 1%の伸びであります。

なお、県広域連合保険料等見込額が 171 億 5,588 万円でありますので、当市賦課見込額は県内市町村賦課見込額の 2.2196238%であります。

歳入内訳は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金であります。

2、歳入でございます。

後期高齢者医療保険料ですが、これは被保険者から徴収する保険料でございます。ただいま御説明申し上げました歳出財源内訳の後期高齢者医療保険料と同額の 3 億 2,887 万円で、約 4.9%の伸びであります。

なお、個々の保険料でございますが、前年度と同様で、所得割が 7.14%、均等割が 3 万 8,760 円であります。

繰入金は、一般会計からの繰入金で、一般会計事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の双方で 6,441 万 5,000 円であります。

以上でこの資料の説明を終わらせていただきまして、次に予算書の御説明を申し上げます。

資料 8 の 162 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 920 万 8,000 円は、後期高齢者医療事務に要する経費でございます。事務補佐員 1 名分の人件費とそのほかは経常経費であります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目徴収費 224 万 2,000 円は徴収事務に要する経費で、いずれも経常経費でございます。

次の、166 ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目保険料還付金で70万1,000円の計上でございます。その内訳といたしまして、過誤納還付金が70万円、還付加算金は1,000円の科目設定であります。

次の170ページをお願いいたします。

2項1目他会計繰出金も科目設定であります。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は105万3,000円であります。

次に、158ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1節現年度分3億2,747万円は、収納率を98%に見込んだものであります。

なお、この徴収率は、特別徴収と口座振替の選択制の導入に伴いまして、平成20年度補正時より1.2%低めの設定とさせていただきます。

2節滞納繰越分140万円は、収納率を20%に見込んだものであります。

2款1項1目督促手数料は1万円の計上であります。

3款1項1目一般会計事務費繰入金1,249万円は、歳出の一般管理費と徴収費等に係るものであります。

2目保険基盤安定繰入金5,192万5,000円は、被保険者の保険料の軽減分に係るものでございますが、減額の理由は前年度の実績によるものであります。

4款1項1目繰越金、5款1項1目延滞金は科目設定であります。

2項1目保険料還付金、2目還付加算金は歳出に準じた計上であります。

3項1目預金利子、4項雑入、次のページにまいりまして、1目雑入は、いずれも科目設定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○森委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○森委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 27 号 平成 21 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 28 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計予算

○森委員長

次に、議案第 28 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計予算を議題といたします。

- 収入支出一括説明

○森委員長

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

済みません。予算書を説明する前に、資料の訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

資料の平成 21 年度事務事業評価対象事業の 29 ページになります。

成果指標、21 年度計画のところのコスト「2 億 8,332 万 8,000 円」となっていますが「4 億 1,823 万 7,000 円」に、事業費「2 億 7,532 万 8,000 円」を「4 億 1,023 万 7,000 円」にお願いします。あと、一般財源「1 億 7,728 万 8,000 円」を「3 億 1,203 万 7,000 円」に、工事費が「2 億 5,532 万 8,000 円」を「3 億 7,618 万 3,000 円」にお願いします。

これは、記載ミスの原因なのですが、当初の水道の財政収支計画に基づいて出しておりましたが、その確認事項ですか、市長公室の方から内容確認の依頼が来ましたが、予算書とのチェックが甘くてこういう結果になりましたもので、申しわけございません。

それでは、資料を御説明申し上げますので、資料 9 の 67 ページをお開き願いたいと思います。

業務比較表から御説明申し上げます。

これは平成 21 年度の予算編成に当たりまして、この 1 年の業務の予定量をあらわしたもので、平成 20 年度を基礎に算定してございます。

給水区域内人口 5 万 6,548 人と見込み、平成 20 年度と比較しまして 162 名の増であります。給水戸数 2 万 2,000 戸、148 戸の増、普及率 99.99%で見込んでございます。年間総配水量 614 万 9,885 立方メートルで 18 万 8,340 立方メートルの減、1 日平均配水量 1 万 6,849 立方メートルで 516 立方メートルの減、内訳は仙台分水 5,000 立方メートル、仙南仙塩広域水道から 1 万 1,500 立方メートル、岡田水源で 349 立方メートルからとなります。1 日最大配水量 1 万 9,380 立方メートルで 580 立方メートルの減、有収水量率 94.19%で 0.75%の増を見込んでございます。職員数は 27 名、給水単価 302 円で昨年同様となります。給水原価 308 円 73 銭で 15 円 67 銭の増となります。これは新田資材置き場の土壌入れかえによるものでございます。仙南仙塩広域水道受水費 136 円 98 銭で昨年より 3 円の増、これは受水量減少によるものであります。仙台分水受水費 125 円 72 銭は昨年同様となります。

次に、下の、費用構成及び給水原価調べを御説明申し上げます。

人件費 2 億 3,182 万 9,000 円で昨年より 1,112 万 6,000 円の増は、人事異動によるものでございます。動力費 1,145 万 7,000 円は電力料金でございます。薬品費 179 万 1,000 円で 6 万 1,000 円の増、受水費 6 億 4,785 万 1,000 円は、仙台分水で 1 日当たり 5,000 立方メートル及び仙南仙塩広域水道で 1 日当たり 1 万 1,500 立方メートルからの受水費となります。負担金 1 億 5,657 万 2,000 円、仙台分水に係る設備負担金で昨年同額となります。修繕費 3,833 万 1,000 円、668 万 6,000 円の増です。これは末の松山浄水場 2 号ろ過機などの修繕によるものでございます。減価償却費 2 億 4,418 万 6,000 円、1,219 万 7,000 円の減となります。支払利息 1 億 4,943 万 9,000 円、5,036 万 2,000 円の減は借換債による効果であります。その他物件費 3 億 689 万 5,000 円、1 億 967 万 5,000 円の増は新田浄水場資材置き場の土壌入れかえ工事によるものであります。費用合計 17 億 8,835 万 1,000 円、前年度対比 5,270 万 1,000 円の増は、やはり汚染土壌の入れかえが大きい要因となっております。

次に、68 ページから 78 ページまでは、予定損益計算書の内訳が記載されておりますので、後ほど御参照願いたいと思います。

次に、資料 4 の 26 ページをお開き願いたいと思います。

平成 21 年度多賀城市水道事業会計予算でございます。

第 1 条は、総則です。

第 2 条は、予定量で、(1)から(3)までは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

(4)の、主要な建設改良事業は、配水管整備事業で 2 億 1,928 万 4,000 円、配水管改良事業で 1 億 9,895 万 3,000 円を予定してございます。

次の、第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

収入、第 1 款水道事業収益 19 億 2,276 万 7,000 円、これに対する支出、第 1 款水道事業費用 18 億 6,032 万 2,000 円となります。

次に、27 ページをお願いします。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

中段の、収入、支出から御説明申し上げます。

第 1 款資本的収入 6 億 9,268 万 9,000 円、支出 13 億 76 万 7,000 円、その結果、上段の部分の括弧書きであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 6 億 1,425 万 2,000 円は、当年度分消費税額及び地方消費税資本的収支調整額 1,953 万 7,000 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 6,650 万 9,000 円、減債積立金 1 億円、建設改良積立金 2 億 2,820 万 6,000 円で補填するものでございます。なお、当年度発生します水資源開発負担金 588 万円につきましては、積立処分といたすものでございます。

次の、第 5 条は、債務負担行為でございます。自動車借上料 156 万円で、期間及び限度額を示したものでございます。

次に、第 6 条は、起債額でございます。起債の借入金を配水管整備事業に 9,820 万円、公的資金補償金免除繰上償還借換債を 5 億 8,460 万円とするもので、借入れ利率を 5% 以内と定め、起債の方法、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第 7 条は、借入金で、借入れ限度額を 5,000 万円と定めるものでございます。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合の項目を定めたもので、営業費用、営業外費用、特別損失については流用ができるものであります。

第 9 条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めたもので、職員給与費 2 億 3,999 万 7,000 円、交際費 10 万円でございます。

第 10 条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、その限度額を 1,010 万 9,000 円と定めるものであります。

次に、資料 8 の 190 ページをお願いします。

平成 21 年度多賀城市水道会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、管理課長から説明させます。

○小幡管理課長

それでは、収入の主なものについて御説明いたします。

1 款水道事業収益 19 億 2,276 万 7,000 円、1 項営業収益 19 億 1,830 万 9,000 円、1 目給水収益 18 億 3,682 万 6,000 円でございます。これは水道料金収入で年間有収水量 579 万 2,577 立方メートルを見込んでおります。

2 目加入金 3,373 万 9,000 円で、新設、増設等で 295 件を見込んでございます。

4 目その他営業収益は 4,766 万 8,000 円を計上しております。手数料は給水工事申し込み等で 306 万 1,000 円でございます。下水道負担金は下水道料金の徴収に伴う負担金と下水道排水設備等申請受け付けに伴う負担金で 4,300 万 6,000 円を見込んでございます。

次に、2 項営業外収益 445 万 5,000 円でございます。1 目受取利息及び配当金で資金運用に伴います利息でございますが、低金利が予想されることから 50 万円を見込んでおります。

3 目他会計負担金 366 万 4,000 円ですが、下水道会計で負担する庁舎使用料でございます。

次に、3 項特別利益の 3,000 円につきましては、科目設定でございます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

それでは、支出で御説明申し上げます。

191 ページでございます。

1 款水道事業費用で 18 億 6,032 万 2,000 円、1 項営業費用は 16 億 9,514 万 7,000 円、1 目原水及び浄水費で 9 億 6,147 万 1,000 円の予定額でございます。

給料から法定福利費につきましては、職員 2 名分の人件費となりまして、次に 192 ページをお願いします。

委託料 7,566 万円は、施設維持管理費として末の松山浄水場の点検の委託など 6 件で 6,325 万 6,000 円、各施設への機器保守点検委託 6 件に 518 万 2,000 円、法定上の水質検査等で 722 万 2,000 円からの費用となっております。

修繕費 839 万 9,000 円は、末の松山浄水場の 2 号ろ過機の修繕となります。

動力費 1,188 万 1,000 円は揚水及び浄水処理に要する電力料金でございます。

薬品費 50 万 4,000 円は浄水処理に要する薬品代でございます。

負担金 1 億 6,440 万 3,000 円は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金でございます。

受水費 6 億 8,024 万 4,000 円は、仙台分水で 1 日当たり 5,000 立方メートル、仙南仙塩広域水道で 1 万 1,500 立方メートルの基本及び従量料金からなっております。

2 目配水費で 1 億 3,307 万 1,000 円の予定額でございます。

給料から手当、次の 193 ページの、法定福利費までは、職員 9 名分の人件費となっております。

委託料 1,525 万 2,000 円の主なものといたしましては、各施設の機械及び電気設備に係る保守点検に要する費用に 257 万 8,000 円、市川天の山配水系の漏水調査に係る費用に 536 万 9,000 円からなっております。これは管路延長 101 キロメートル、調査戸数を 1 万 750 戸を予定しております。

賃借料 213 万 8,000 円は、主に工事積算システムの機械借上料となっております。

修繕費 2,882 万 3,000 円は、配水管等修繕で 1,928 万 9,000 円、これは公道内漏水修繕に 869 万 4,000 円、鴻の池水管橋橋台修繕に 619 万円、市川減圧弁室ふた修繕に 213 万 1,000 円からなっております。

また、機械器具修繕 679 万 9,000 円につきましては、森郷配水池、天の山配水池のセキュリティセンサー交換に 210 万円、市川配水池残留塩素系更新に 247 万円、天の山配水池水系更新に 218 万円からなっております。

次の 194 ページの、路面復旧費 378 万円は、公道内修繕に係る舗装復旧費でございます。

薬品費 137 万 8,000 円は、水道水の消毒薬品代でございます。

材料費 50 万円は漏水等におきます緊急用補修材として購入するものでございます。

3 目給水費で 2,362 万円の予定額でございます。

委託料 1,507 万円は検査期間満了となります量水器 2,993 個の交換業務、また、夜間修繕受け付け、マッピングシステムデータ補修正委託からなっております。

材料費 790 万 1,000 円は有効期限となります量水器 13 ミリから 100 ミリまでの 2,840 個、不進行、凍結による量水器 21 個の購入代となっております。

4 目受託工事費で 1 万 4,000 円の予定額でございます。工事費 1,000 円は科目設定でございます。

○小幡管理課長

続きまして、5 目業務費でございます。1 億 133 万 3,000 円でございます。

給料から、195 ページの、法定福利費までは職員 7 名分の給与でございます。

なお、手当のうち、徴収停水業務に係る特殊勤務手当については廃止するものであります。

次の、報酬であります。受水槽以下の装置については、設置者が管理するものであります。衛生上の管理について啓発する必要があることなどから、早急にそれぞれの台帳整備を行うため、非常勤 1 名を任用し、対応するものでございます。

印刷製本費 161 万円は、水道料金納入通知書、検針のお知らせ票等の印刷代でございます。

通信運搬費 440 万 9,000 円は納入通知書、督促状等の郵送料を見込んでおります。

委託料 384 万 8,000 円は、転出、転入に伴う開閉栓業務委託と検針システム機器保守点検に係る委託料でございます。

次の、手数料 1,946 万 5,000 円の主なものは、メーター検針事務手数料で 29 万 2,200 件、水道料金の口座振替手数料とコンビニ収納取扱手数料で 22 万 7,200 件を見込んでございます。

続きまして、賃借料 682 万 1,000 円の主なものは、検針用ハンディターミナル 19 台の借上料、料金システム機器借上料、マッピングシステム機器借上料、財務会計システム借上料でございますが、財務会計システムについては、平成 21 年度よりリースがえに当たっております。それで、ソニー製品の借り上げについて検討いたしましたが、ソニーにはサーバーがございませんでした。あと、パソコンについてもノート型で、法人向けコンポタイプがありませんでしたことから、借り上げを断念することといたしました。

196 ページをお願いいたします。

6 目総係費 2 億 536 万 7,000 円でございます。

給料から法定福利費までは、管理者と職員 7 名分の給与費でございます。

委託料 1 億 1,222 万円は、庁舎維持管理業務委託のほか、197 ページに記載されております新田浄水場の資材置き場土壌入れかえに係る業務委託料 1 億 815 万円を計上しております。

賃借料 338 万 5,000 円は、財務会計システム機器の借り上げが主なものでございます。

修繕費 276万 4,000円は、庁舎（風除室）修繕費が主なものでございます。

交際費は、前年度より10万円減額し計上しております。

負担金 614万 4,000円は、市の電算使用負担金や総務管理費負担金等でございます。

198ページをお願いいたします。

7目減価償却費 2億 4,418万 6,000円は、平成21年度分の有形固定資産減価償却費でございます。

8目資産減耗費のうち、固定資産除却費 2,608万 3,000円は配水管等の除却費でございます。

9目その他営業費用 1,000円は科目設定でございます。

次に、2項営業外費用 1億 6,463万 3,000円でございますが、1目支払利息 1億 4,943万 9,000円で、企業債償還利息 1億 4,919万 9,000円と、一時借入金予定額 5,000万円の借入利息 24万円でございます。

2目消費税及び地方消費税 1,519万 3,000円は、消費税等納付予定額でございます。

3目雑支出 1,000円は科目設定でございます。

3項特別損失 34万 2,000円でございますが、1目固定資産売却損 14万円と、2目過年度損益修正損 20万円は、水道料金の過年度還付金でございます。

3目その他特別損失 2,000円は科目設定でございます。

4目予備費で20万円を計上しております。

資本的収支につきましては、次長より御説明申し上げます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

それでは、199ページをお願いします。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

初めに、収入で、1款資本的収入で6億 9,268万 9,000円の予定額でございます。

1項企業債 6億 8,280万円、1目配水管整備事業債 9,820万円は、配水管整備事業に係る企業債でございます。

2目借換債 5億 8,460万円は公的資金補償金免除繰上償還借換債に係る借り入れでございます。

2項1目他会計負担金 370万 8,000円は、配水管整備で生じます消火栓改良6基に係る一般会計からの負担金でございます。

3項1目水資源開発負担金 617万 4,000円は、宅地分譲、集合住宅など16件分を見込み計上しております。

4項1目有形固定資産売却代金 7,000円は、不要となりました量水器の売却代金でございます。

次に、200ページをお願いします。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出で 13 億 76 万 7,000 円、1 項建設改良費 4 億 1,988 万 3,000 円、1 目配水管整備事業費 2 億 1,928 万 4,000 円の予定額でございます。

給料から法定福利費までは、職員 1 名の人件費でございます。

賃借料 144 万 6,000 円は、公用車及び工事積算システム機器の借上料でございます。

工事費 2 億 883 万 5,000 円の予定額でございます。工事内容につきましては、後ほど議案関係資料等で建設改良とあわせて御説明申し上げたいと思います。

2 目配水管改良事業費 1 億 9,895 万 3,000 円の予定額でございます。

委託料 3,160 万 5,000 円と工事費 1 億 6,734 万 8,000 円につきましては、後ほど御説明申し上げます。

3 目量水器購入費 122 万 6,000 円は、新設給水工事に係る量水器 13 ミリから 25 ミリまで 295 個の材料購入代でございます。

4 目その他 42 万円は、給水車用過般式加圧ポンプを 2 台購入するものでございます。

2 項 1 目企業債償還金 8 億 8,068 万 4,000 円は、定期償還金 56 件及び繰り上げ償還 5 件の元金償還金でございます。

3 項 1 目予備費として 20 万円を計上してございます。

資料 9 の議案関係資料をお願いします。

この最後のページ、75、76 ページとなっております。

平成 21 年度建設改良事業について御説明申し上げます。

初めに、配水管整備事業の概要でございます。

配水管整備につきましては、多賀城市水道事業基本計画書に基づきまして、安定給水の確保など、調書にありますように、市内 13 カ所、施行延長約 3.8 キロメートルの老朽配水管布設がえ、及び水質保全のためのループ化工事、それらに昨年假復旧で残しておりました路線の舗装本復旧工事 1 件、合わせまして 14 件の工事を予定してございます。

次に、配水管改良事業でございますが、電気防食調査委託は、鉄道を横断している管路や橋に添架しております管路の腐食状態を調査するもので、高平踏切ほか 3 カ所を予定してございます。

次に、配水ブロック化基本計画書策定業務その 2 でございますが、昨年に引き続き配水ブロック化の業務を委託をするものでございます。平成 20 年度では維持管理状況の調べや配水量の経年、季節、時間変動の調べ、また、将来人口の予測から用途別水需要の予測などを行ってございます。

今年度は、これらをもとに管網計算を行いまして、過負荷管路を抽出、管路の造形やバイパス管の検討、またブロック化に伴う各配水池の要領チェック、整備に必要な配水管の整備計画、現在支障となっております末の松山浄水場下の送水施設の整備計画など立案します。

あわせまして、これらに必要な概算事業費の算出、年次別系整備計画の策定、財政収支計画などを行いまして、平成 22 年度からの工事実施に備えるものでございます。

次の、水道施設機能診断（電気・機械及び計装設備）でございますが、現在使用していません設備、これは電気・機械、計装でございますが、第 5 次拡張事業に伴って整備した整備がほとんどでございます。取水から配水に至る大部分の水道施設に関連する運転、監視、制御を行う重要な設備ですが、既に耐用年数が経過している状態から、制御不良、腐食、損傷等による修繕を行っている状況であります。

このことから、各機器におきます状態を客観的に把握、評価を行いまして、予算的制約のもとで効率的な設備更新計画の立案と設備台帳を作成するものでございます。

次の、配水管改良工事は、私道や公衆道路内にふくそうして埋設されております個人給水管あるいは共有管を対象に、本市の配水管として布設がえを行うものであります。

次の、電気防食工事でございますが、さきに行いました事前調査の結果をもとに、電気防食装置を施しまして、水道管の維持管理に万全を期すもので、今年度は腐食の確認されています一里塚踏切の横断管、鎮守橋、八幡橋の添架管の 3 カ所を予定してございます。

次の、末の松山浄水場浄水池耐震化工事でございますが、この浄水池は昭和 47 年に築造した施設でございます。平成 14 年度に行った耐震 2 次診断の結果、レベル 2 の地震度に対して柱、側壁及び底盤におきまして、それぞれ強度不足が報告されていることから、安定給水の一環として耐震化を図るものでございます。

次の、市川配水池及び天の山配水池現場操作盤上屋設置工事及び岡田水源 2 号井冷房装置設置工事につきましては、機器保全のために行うものであります。

次の、給水車用車庫、駐輪場設置工事でございますが、昨年購入しました給水タンク車専用の車庫とお客様用の駐輪場を設置するものであります。

消火栓改良工事 6 基につきましては、配水管整備事業とあわせて施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○森委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○森委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○相澤委員

先ほど説明いただきました行政評価の取組の、あの数字を直したところがありましたが、いわゆる 4 億 1,823 万 7,000 円以下 4 項目のこの数字は、予算書のどこに出てくるのでしょうか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

資料 8 の 200 ページ、ここに配水管整備事業費 2 億 1,928 万 4,000 円と、改良事業費 1 億 9,895 万 3,000 円、これを足しますと 4 億 1,828 万 7,000 円になるかと思えます。

○相澤委員

そうすると、この数字、この費用を使って、いわゆる安全な水道、地震に強い水道等の構築を行っていくということですか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

確認だけ。損益計算書、86の2、平成21年度の当年度純利益は4,272万1,000円というふうに見てよろしいですか。

○小幡管理課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

それに、ことし新たに入りました、これは水道のあれとは関係ない、1億800万円が出ておりますね。土壌改良で出ていますね。そうすると、こう二つ足すと大体1億4,000万円になると。そうすると、平成20年度の最終予算で見ると1億4,500万円というような数字がありますが、それに符合するというふうに見てよろしいですか。

○小幡管理課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

今、水道事業所でいろいろあると思いますが、実際の剰余金として押さえている金は幾らになるでしょうか。

○小幡管理課長

平成20年度末の、資料8の187ページをお願いいたします。6番、剰余金の部でございます。資本剰余金といたしまして28億2,651万9,000円、あと、(2)の利益剰余金といたしまして9億6,523万1,000円、合計37億9,175万円が見込まれております。

○竹谷委員

わかりました。いいのですか、それで。

○板橋水道事業管理者

今、利益剰余金の合計で9億6,523万1,000円と申し上げました。平成20年度末でこれに水資源開発負担金が1億3,783万7,000円がございますので、合わせれば11億306万8,000円と、現金で持っているのはこの数字になります。

ただ、平成21年度になりますと、ここから、先ほど資本的支出の方に補てんするということとお話してございますので、21年度では、それを補てんすることを考えますと、8億2,346万3,000円、水資源開発負担金をまけてそのくらいになると見込んでございます。

○竹谷委員

これは余り使わないようにしなければいけませんね。そうでないと大変なことが起きるのではないかというふうに思いますから。何でもかんでも使うというのはまずいと思います。

というのは、197ページ、この新田の関係ですが、1億815万円ですね、これは一般会計から、行政財産を借りてやったので、土壌改良だという。これが発生しなければもっと残っているのです。

それで、一つだけ不思議なのを教えてください。なぜ委託料にこれが入るのですか。私は工事費ではないかと思っていたのですけれども、なぜ委託料で計上されているのですか。これは、多分どここの会社に委託するということで、委託費でしょうけれども、実際は工事ではないですか。

○小幡管理課長

今回予算計上させていただきました土壌の入れかえ部分については、水道所有地と一般会計の所有地がございまして、これ一括で土壌を入れかえするものですから、委託料で計上させていただきました。

○竹谷委員

工事費での計上は何か法的に問題があるのですか。

○小幡管理課長

工事費で計上いたしますと、第4条予算、資本的支出の方になってしまいますので、資産の増加になってしまいますので、ちょっとこの土壌入れかえにはふさわしくないのかと判断いたしました。

○竹谷委員

なるほど。資産との関係ですね。私はそれが不思議でならないのです。金はあるから使っているけれども、なかったらそちらでやるのではないですか。金がなくて、緊急の予算を組んでいくのであれば、こういう事態でこっち用となれば、そういうふうに置きかえてやるようなことになってしまうのではないですか。財政があるから、こういうふうなテクニックを使っているのかというふうに見たのですけれどもいかがですか。

○小幡管理課長

委員がおっしゃられたようなことでは決してございません。先ほど申しました工事費で行いますと、第4条予算で、資産の形成になるということになりますので、これはちょっと該当しないと判断しまして、お金があるかないかとは別な問題でございます。

○竹谷委員

そうですか。一般財源の関係があるので、借りているので、ですけれども、水道事業所の土地もありますね。それはこの中でやってしまうのですか。それは資産ではないのですね。水道事業所の土地は。

○小幡管理課長

水道の土地も、あわせて工事してやった場合、先ほどもお話ししましたがけれども、第4条でやった場合は、水道の土地の分、今度工事済んで、今度土地が上乘せになるということございまして、実態に合わなくなると判断しまして、あくまでも第3条の委託料で行うということにしていました。

○竹谷委員

そういうふうになるのですか。

それから、先ほど相澤委員の質問で、耐震などの関係も含めて、配水管工事事業、相当大がかりにやるわけですが、これはいわば浮島、志引と見れば、本管が古いといいますが、やったのは昭和 50 年代ですね。今の鋼管とかえていかないと、いろいろな有収水量の問題、水道の経営に当たって問題があるので、随時交換していくのだという発想なのですか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

そのとおりでございます。赤水とかそういったものも念頭に入れて、布設がえることによって、耐震化も図れるということで考えておりました。ちょっと団地に偏ってございますが、浮島、志引でございますが、本来ならば、もう少しゆっくりやりたいとは思ったのですが、12月の補正予算で道路公園課の方で、浮島団地 13 号線の補正をやりましたが、あそここのところのうちの方の管、平成 22 年度に布設がえを予定していたのですが、掘り返し規制がかかる、あと、正直言って、仮復旧でやればコスト削減になるということで、1 年前倒した結果、ちょっと事業費がアップしたのかというようになりますけれども、委員が言ったような形で耐震化に努めているということでございます。

○竹谷委員

ぜひ、配水管管理もされていると思いますから、こういうところをこまめにやることによって、有収水量のアップが図れていこうと思いますので、その辺努力をしていただき、できるだけ不明水がないような経営をしていかなければまずいのではないかとこのように思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

最後に、これお聞きしたいのですが、私の勘違いであれば御訂正願います。資料 4 の 28 ページに、予算提出の氏名が載っておりますが、これは管理者名で予算提出というふうに見ておいたのですが、市長名になっておりますが、その辺はどういう解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○小幡管理課長

議案の提出権は市長になっております。議案については市長の名前で提出することになっております。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今、水道部の管理課長がちょっと、議案の提案権については市長ということで、決まっております。

○竹谷委員

そうすると、管理者の責任は何があるのでしょうか。議案の提案が市長であるということになると、この経営全般にわたっても市長が責任を持つというふうになると思うのですが、そういう解釈でよろしいのですか。

○板橋水道事業管理者

市長が持っている権限なのですけれども、予算の調製、議案の議会への提出、あるいは決算の監査委員への提出及び議会の認定のための付議、あと水道で過料を課すこと、こういうものについては管理者ではできない。市長の権限ということに法で決まっております。

○竹谷委員

そうしますと、諸般の事務範囲については、管理者責任でやっていくというものだと。そうすると、財政のいろいろなやりくりは市長のいわば承認を得なければ、管理者だけではやれないというふうになるのですか。そのように聞こえるのです。やはり予算は市長だとすると、これお金はこれに基づいていくものですから、ですから、日常のお金を出すのは管理者でいいけれども、議会との関係は全部市長だというふうな解釈だということになるのですか。

○板橋水道事業管理者

今申し上げたのは、公営企業法の第8条で規定されている部分で、今おっしゃるように、提案する部分等につきましては、管理者には委任されてございませんので、これは市長がやるということでございます。

ただ、予算の編成等につきましては、管理者が責任を持ってそれはやってございますけれども、提案するのは市長ということになります。（「なるほど」の声あり）

○藤原委員

最初に、資料名なのですけれども、No.9の70ページとか71ページとか、73ページ、74ページなのですけれども、これは本来は、例えば73ページを見ることにしますか。平成21年度水道事業貸借対照表内訳となっておりますけれども、本来は事業と貸借対照表の間に「予定」が本来は入るのではないかと。これ全部そうなのですけれども、予定が全然ないので、決算資料と同じ名前になっているのです。ですから、これは予定が入るべきものではないかというように思うのですけれども、それはいかがですか。

○小幡管理課長

委員のおっしゃるとおりで、資料に「予定」の入っているものと入っていないものがございます。今、委員が言われたとおり、これはすべて予定でございます。

○藤原委員

ですから、次からは、「予定」は入れてもらうと。これはまあとじられているので、予算書の資料ですから、「予定」がないからといって、決算資料だとだれも思わないのですけれども、個別に見ている、コピーしてみたりするときは、決算資料か予算資料かわけがわからなくなるときがあるのです。ですから、やはり「予定」は「予定」できちんと入れていただきたいと思います。

それから、資料8の200ページ、201ページなのですが、平成21年度の起債償還予定額が8億8,068万4,000円ですね。そのうち、199ページにいきまして、借換債が5億8,460万円だということは、1億8,068万4,000円中、通常分は2億9,608万4,000円だというふうに理解してよろしいのですか。

○小幡管理課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

つまり、過去の設備投資の返済を、平成 21 年度は 2 億 9,608 万 4,000 円、約 3 億円払う、返済するという事になっています。

それから、設備投資を幾らやるかということ、200 ページの、建設改良費、大まかに言えば、先ほど配水管整備事業費と配水管改良事業費を足したものが設備投資と、厳密に言えばなるのですが、建設改良費に 4 億 1,988 万 3,000 円とあります。つまり、ことしの水道部は、4 億 1,988 万 3,000 円設備投資をやるのだというふうに理解していいのですね。

○小幡管理課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

そのうち、起債を幾ら使っているのかということなのですが、それは前のページで 9,820 万円ですね。そうすると、4 億円設備投資して、1 億円しか起債を使わないということになると、3 億円、持ち金をぼんと出すということになりますね。それはそういう理解でいいですか。

○板橋水道事業管理者

予算上はそのようになってございます。

ただ、末の松山の浄水池の改修工事でございますけれども、これについても、当初は補助金をいろいろ当りました。いろいろな条件がありまして、補助金の対象にはちょっとならないということございまして、その後、起債対象になるかということで、宮城県といろいろ協議しまして、起債の対象にはなるということございまして、この当初予算には計上されてございませんけれども、この末の松山の浄水池の改修工事には起債を活用したいとこのように思っております。

今、金額の予定でございますけれども、6,400 万円ほど借りる予定にしております。

○藤原委員

要するに、何を言いたいかといいますと、過去の借金を 3 億円返して、将来の設備投資についても 4 億円設備投資して、今の人が 3 億円負担させられているわけです。私が下水道のときにその世代間の負担の公平という話をやっていて、なぜその 4 億円設備投資するのに、配水管整備事業費の 2 億 1,928 万 4,000 円だけにこだわって、その半分だとか何とか言って、その金額しか使わないのかと。4 億円の設備投資をやるのですから、2 億円ぐらい使ったらいいのではないかと。枠は十分あるでしょう。ですけれども、こんな使い方をしていたら、幾ら 12 億円ある、何億円あるといっても、がばがばこんな 3 億円も幾らでも積み崩してやっていたら、これはすぐなくなりますよ。

私は、やはり世代間の負担の公平という点からいっても、こんな 3 億円も取り崩すような企業運営はやめるべきだと思うのですけれども。

○板橋水道事業管理者

起債に関しては、今、藤原委員おっしゃるように、世代間の公平という観点から、私は起債は活用すべきだと思っております。

ただ、どのくらい活用すべきかということにつきましては、以前にもお話し申し上げましたけれども、将来的に余り負担を残さない、将来は少子高齢化時代になるわけですから、今の人よりも負担が多くなるわけですか、子供、孫の時代は、余り残さないようにするためには、どの程度がいいのかという問題だと私は思っています。

それで、50%が果たしてずうっといいのかという問題については、確かにそのとおりでございます。今回の末の松山浄水場のように多額の金額を要する場合、これ単費でやるというのはやはり非常に問題があるということでございますから、この辺は起債のプライマリバランスを十分考えながら、起債の活用を今後図っていきたいとこのように思っています。

○藤原委員

いずれにしても、4億円設備投資のうち、起債は9,800万円しか使わないで、3億円ぼんと取り崩すというのは、ちょっと極端な企業運営です。

それから、将来、将来と言うのですけれども、その年に全部、経済効果が1年しかもたないとか、2年しかもたないとかというのでしたら、それは管理者の言うとおりの話なのですけれども、これは30年、40年、50年もつわけでしょう。そのときに利用する人が、それなりの負担をするというのは当然なのです。

ですから、私はやはり世代間の負担の公平という点からいって、こうした大幅な取り崩し、それから起債を必要以上に絞って使うというやり方については、是正を求めたいと思います。

○佐藤委員

190ページの、水道料金のところなのですが、今、時代を反映して、結構高齢者のひとり暮らしの人たちなどが入院していたり、施設に入ったりして、水道を全然使っていない家庭もあると思うのですが、そういう御家庭は多賀城に何軒ぐらいあるでしょう。

○小幡管理課長

ちょっと件数までは把握しておりません。申しわけございません。

○佐藤委員

これは検針の方がお話ししていたことなのですけれども、そういう家庭が結構あるということなのです。そういう方たちからも、1年、2年と留守にしているのだけれども、基本料金は水道引き落としなものですから引き落とされると。「何かちょっとねえ」という話を聞いていたのですけれども、使っていないわけですから、基本料金も安くないですね、1,800円かそのくらいしますけれども、そういう意味では、何とか考慮があってもいいのではないかというような思いがあるのですけれどもいかがですか。

○小幡管理課長

そういう長期に使用しないのであれば、一度使用中止、届けを出していただければ、基本料金等も出なくなります。

○佐藤委員

周りにそういう方たちがいないということなのです。全くそういう親族もいない人たちのところで、何軒いらっしゃるかわかりませんが、何かそういう配慮があってもいい

のかという、難しいと、仕組み的にどうなのかわかりませんが、例えば東北電力などは、1年電気量を使わないと、基本料金は半額になるのです。そんなことも考えると、何か配慮があってもいいのかという思いがしたということです。もし検討に値することであれば、検討していただければありがたいというふうに思うのですが、あわせて、そういう家のメーターというのは、往々にして漏水している場合もあって、そういうときにも速やかに漏水の量水器をきちんと交換するということも含めて、対処していただけているのかというふうに思うのですが。

○小幡管理課長

料金の件につきましては、先ほどもお話ししましたが、長期に使わないのであれば、電話でも結構ですから、こちらに使用中止の届けをいただければ、料金は出なくなります。

あと、漏水の件につきましては、毎月検針員が検針にお伺いしますので、もし異常水量があれば、すぐ漏水とか確認しまして、対応するような形にはなっております。

○藤原委員

資料9の68ページの2なのですが、予定損益計算書比較表ですけれども、総係費で、その新田の汚染された土を処理するために、約1億円かかると。ですから、当年度純利益は4,172万1,000円ということになったということですね。

ですから、その支出がもしなかったとすれば、先ほど竹谷委員が質問したのに答えていたけれども、1億4,272万1,000円になるということですね。仮定すればですが。

それから、他会計補助金、これは高料金対策の補助金なのですけれども、最近ずっとこれ来ているわけです。それで、当初予算でずっとゼロにして、9月の交付税確定後にも年度途中で6,000万円なり7,000万円なりを計上するというふうになっています。

そうすると、通常で言えば、本来であれば、やはり2億円ぐらいの利潤が出ると、そういう構造になっているというふうに理解するのですが、そういうことでいいかということです。

○小幡管理課長

今、委員がおっしゃられとおり、高料金対策は、毎年度ちょっと基準が変わるものですから、平成21年度も確実に来るかどうかちょっと不確定な面はありますけれども、もし来たとすれば、委員のおっしゃるとおりでございます。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 28 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森委員長

以上で、本予算特別委員会に付託をされました議案第 22 号から議案第 28 号までの平成 21 年度多賀城市各会計予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり、また長時間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

午後 6 時 39 分 閉会

予算特別委員会

委員長 森 長一郎